arigato MASHIKI
KUMAMOTO

益城町
都市計画
マスタープラン

益城町

ごあいさつ

本町におきましては、平成１０年に益城町都市計画マスタープランを策定し、社会経済情勢の変化やその時々の町民の皆様の想いを実現するため、これまで３回の改定を行いながら、「調和と交流によるひとづくり、まちづくり」を進めて参りました。

しかし、策定後２０年、改定後１０年が経過した本町を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化の到来、地球環境問題の深刻化など大きく変化しています。さらには、平成２８年の熊本地震により、大きな被害をうけたことから、その復旧・復興を図るため、平成２８年１２月に益城町復興計画を策定し、平成３０年１２月には第６次の益城町総合計画を策定いたしました。

町ではこれらの計画を見据え、そしてこれからの社会情勢の変化や諸課題に適切に対応し、安全安心で活力と魅力ある新たな都市づくりを推進するため、「益城町都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

震災後、本町のまちづくりは、「益城町復興計画」と「第６次益城町総合計画」をもとに進めておりますが、この都市計画マスタープランでは、おおむね２０年後の益城町のあるべき姿を見通して、都市計画の目標あるいは新しい時代の町民の皆様の生活を実現していくための基本方針を示しております。

また、都市づくりの基本理念として、「阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある住環境と活力と魅力にあふれる都市形成によるずっと住み続けられる安全なまち」を掲げております。今後、町民、企業、教育研究機関との協働によるまちづくりを推進しながら、本マスタープランに基づいた都市の整備や産業の振興を進め、ゆとりと安全が実感できる益城町の実現を目指して参ります。

結びに、本マスタープランの改定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました町民の皆様や関係各位に、心から感謝申し上げますとともに、本マスタープランの推進に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年３月

益城町長　西村 博則

目　　次

第１章　益城町都市計画マスタープランについて
１．都市計画マスタープランとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 1
２．都市計画マスタープランの役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 1
３．益城町都市計画マスタープランの対象範囲と目標年次 ・・・・・・・・・・・・ 1- 1
４．益城町都市計画マスタープランの位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2
５．益城町都市計画マスタープランの構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2

第２章　益城町が抱える課題と都市づくりの目標
１．益城町の概要・・ 2- 1
２．地域特性などからの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 2
３．都市づくりの課題・・ 2- 3
４．将来人口の推計・・・ 2- 4
５．都市づくりの理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 5

第３章　将来都市構造
１．将来都市構造とは・・ 3- 1
２．拠点形成の考え方・・ 3- 2
３．連携軸の考え方・・・ 3- 4
４．土地利用の考え方・・ 3- 5
５．将来都市構造・・・ 3- 6

第４章　全体構想：部門別方針
１．全体構想：部門別方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4- 1
２．土地利用の方針・・・ 4- 2
３．市街地整備の方針・・・ 4- 7
４．道路・交通体系の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
５．公園・緑地の方針・・・ 4-13
６．その他都市施設の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-16
７．景観形成の方針・・ 4-17
８．都市防災の方針・・ 4-19
９．都市環境形成の方針・・ 4-21

第５章　地区別構想

１．地区別構想の構成 ・・・・・・・・・・ 5- 1
２．地区区分の考え方 ・・・・・・・・・・ 5- 2
３．地区別構想 ・・・・・・・・・・ 5- 3

第６章　実現化方策

１．実現化方策の概要 ・・・・・・・・・・ 6- 1
２．都市づくりの取組方針 ・・・・・・・・・・ 6- 1
３．協働まちづくりの仕組みづくり ・・・・・・・・・・ 6- 5
４．都市計画マスタープランの進行管理と継続的な見直し ・・・・・・・・・・ 6- 7

参考資料

１．計画の策定体制 ・・・・・・・・・・ 参考- 1
２．計画の策定経緯 ・・・・・・・・・・ 参考- 2
３．各委員名簿 ・・・・・・・・・・ 参考- 3
４．町民意向の反映 ・・・・・・・・・・ 参考- 4
５．用語集 ・・・・・・・・・・ 参考- 6

第1章

益城町都市計画マスタープランについて

1．都市計画マスタープランとは　1-1
2．都市計画マスタープランの役割　1-1
3．益城町都市計画マスタープランの対象範囲と目標年次　1-1
4．益城町都市計画マスタープランの位置づけ　1-2
5．益城町都市計画マスタープランの構成　1-2

第１章：益城町都市計画マスタープランについて

１．都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。都市計画区域内を基本として、都市として発展していくための課題に対応し、益城町のあるべき姿と、その実現に向けた益城町のまちづくりの方針を示す計画です。

◆都市計画法
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）
第18条の2　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4　市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

２．都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランでは、おおむね20年後の益城町のあるべき姿を見通し、都市計画の目標や新しい時代の町民生活を実現していくための方針を示します。

都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」	都市計画区域内を基本として、都市として発展していくための課題に対応し、益城町のあるべき姿と、その実現に向けた益城町のまちづくりの方針を定めるものです。
おおむね 20 年後を見通して策定	長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次をおおむね 20 年後に設定します。
都市計画の目標や、新しい時代の町民生活を実現していくための方針を示す	現況分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した町民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。

３．益城町都市計画マスタープランの対象範囲と目標年次

本町は、熊本都市計画区域に属しており、町全域が都市計画区域となっています。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則的に都市計画区域を対象範囲とされているため、本町においては、町全域を対象範囲に設定します。

益城町都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後を見据えることとし、令和 22 年（2040 年）を目標年次として設定します。

なお、社会経済情勢や環境の変化、町民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを図ります。

4．益城町都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、第6次益城町総合計画、熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めます。また、町民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら定めます。

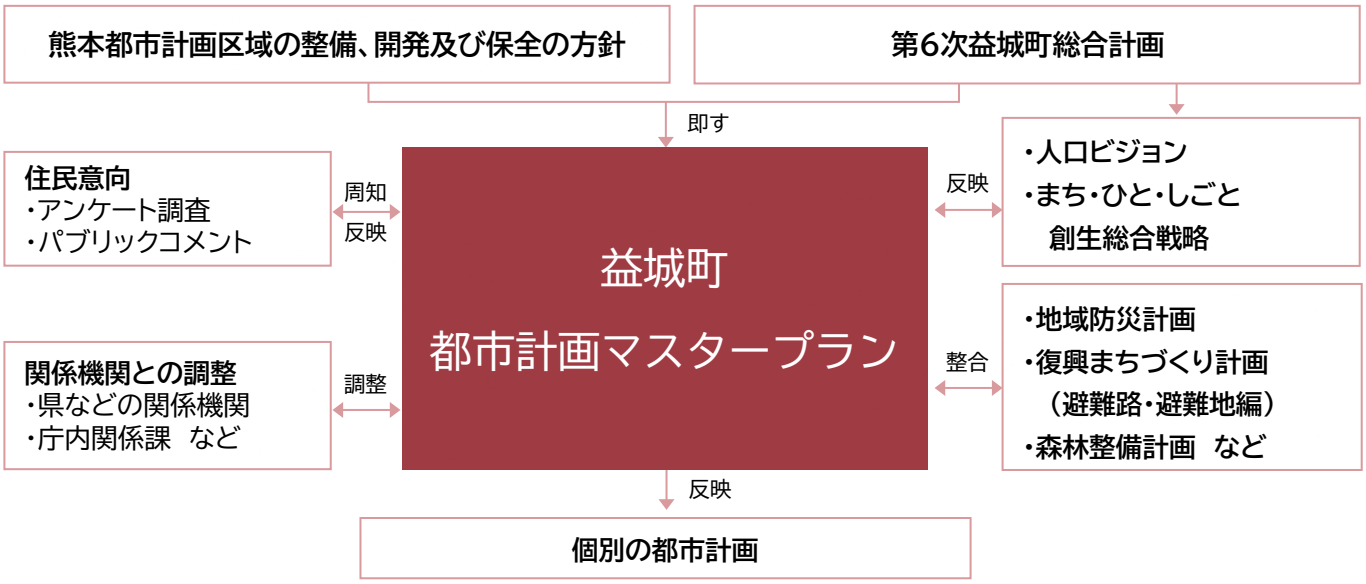

5．益城町都市計画マスタープランの構成

本計画の構成は以下の通りとします。

1．益城町都市計画マスタープランについて
○都市計画マスタープランとは　○役割　○対象範囲と目標年次　○位置づけ　○構成

2．益城町が抱える課題と都市づくりの目標
○町の概要　○地域特性などからの課題　○都市づくりの課題
○将来人口の推計　○都市づくりの理念と目標

3．将来都市構造
○拠点形成の考え方　○連携軸の考え方　○土地利用の考え方　○将来都市構造

4．全体構想：部門別方針
○部門別方針
（土地利用、市街地整備、道路・交通体系、公園・緑地、その他都市施設、景観形成、都市防災、都市環境形成）

5．地区別構想
○地区区分の考え方
○地区別構想
（木山地区、広安地区、飯野地区、福田地区、津森地区、中心市街地地区）

6．実現化方策
○都市づくりの取組方針　○協働まちづくりの仕組みづくり　○進行管理と継続的な見直し

第2章

益城町が抱える課題と都市づくりの目標

1．益城町の概要 2-1
2．地域特性などからの課題 2-2
3．都市づくりの課題 2-3
4．将来人口の推計 2-4
5．都市づくりの理念と目標 2-5

１．益城町の概要

1-1 位置及び地勢

現在の益城町は、昭和 29(1954)年 4 月に、木山町、広安村、飯野村、福田村、津森村の 5 町村が合併して誕生したものです。

位置的には熊本県の中央北寄りに位置し、西は熊本市、南西は嘉島町、南は御船町、東は阿蘇郡西原村、北は菊池郡菊陽町に接しています。

熊本市に隣接する立地特性や、阿蘇くまもと空港、九州自動車道益城熊本空港インターチェンジ(以下、「益城熊本空港 IC」という。)を有する交通特性などの優位性のもと、人口流入が進んでいましたが、平成 28(2016)年 4 月に発生した熊本地震の影響により、人口は減少傾向へ転じています。

町の総面積は 6,568ha で、長さは、東西約 11km、南北約 13km、周囲約 48km となっています。

▲飯田山山頂からの眺望

2．地域特性などからの課題

2-1　地域特性に基づく課題

2-1-1　社会特性

・将来的な人口減少や少子高齢化による経済状況の悪化を踏まえた土地利用の推進や無秩序な市街地拡大の抑制
・働く場の確保や子育て環境の充実、医療・福祉施設の充実による魅力的な住環境形成の取組み
・人口減少などによる町の財政悪化を踏まえた公共公益施設の維持管理

2-1-2　土地利用特性

・効率的な土地利用誘導による低未利用地の増加や住環境悪化の抑制
・市街化調整区域での無秩序な開発行為の抑制
・都市公園の不足を解消するための公園の整備や適切配置の推進
・空港や益城熊本空港 IC を活かした交通ネットワークの形成及び企業誘致などの産業振興の推進
・現状の市街地及び今後の都市的土地利用の動向を踏まえた将来都市構造の形成

2-2　アンケート調査結果などに基づく課題

2-2-1　生活環境の課題

・生活サービス施設の不足による生活利便性の低下への対応
・医療施設、医療体制の充実
・住宅地などの身近な緑の創出及び歴史のある緑の保全

2-2-2　交通環境の課題

・災害に強く、安全、安心な道路網や歩きやすい歩行者空間の整備
・周辺市町村を繋ぐ都市間バス及び日常生活のためのきめ細やかな公共交通網の形成による交通利便性の向上

2-2-3　産業活動の課題

・商業やサービス業の店舗などの不足による商業機能の低下
・働く場及び働きやすい環境の不足

2-2-4　公共公益施設の課題

・子どもたちが遊び、コミュニティ形成の場となる公園の整備
・誰もが利用しやすいバリアフリー化が整った公共公益施設の整備
・災害に強いライフライン（電気、ガス、通信、上下水道など）の強化

2-3　政策課題

・震災復興関連事業による既成市街地の早期再生
・効率的な市街地形成と公共交通ネットワークの形成による集約型都市構造の実現に向けた取組み
・県道熊本高森線沿道の活性化及び都市機能の誘導による商業地の賑わい回復
・県道熊本高森線の拡幅整備に伴う沿道の土地利用の推進
・益城熊本空港 IC 周辺地区への産業機能の計画的誘導
・新住宅エリア整備促進のための基盤整備の推進

・災害時の避難地の確保及び避難地までの緊急避難道路の整備
・森林や河川などの自然環境の保全と活用

3．都市づくりの課題

3-1　車に頼らず歩いて生活できる市街地への転換が必要です

〇人口減少や少子高齢化を起因とする生活利便施設の減少への対応
〇点在する生活利便施設の適正な立地誘導
〇地域特性に応じた拠点の配置と、役割に応じた不足施設の確保

3-2　災害に強い復興まちづくりの実現が求められます

〇地震災害への不安を払拭する災害に強い市街地形成への取組み
〇様々な災害に対応できる避難施設や都市基盤の強化
〇地区別まちづくり協議会との連携による復興まちづくりへの取組み

3-3　企業誘致や地場産業の活性化による職住一体型のまちづくりが求められます

〇商業の活性化による都市機能の充実を図るための中心市街地の形成
〇阿蘇くまもと空港や益城熊本空港ICを活かした企業立地の取組み
〇工業の活性化及び企業の誘致などによる働き場所の確保

3-4　幹線道路ネットワークの早期構築が必要です

〇未整備都市計画道路の整備による幹線道路網の形成
〇災害時の緊急輸送路の確保
〇緊急車両の通行が困難な狭あい道路の解消

3-5　自然環境の保全と活用に向けた取組みが必要です

〇広大な農地や緑地の保全
〇河川などの生活に身近な自然資源の活用

3-6　他都市との連携強化が必要です

〇公共施設の相互補完による過剰投資の抑制
〇公共交通の都市間連携による交通の維持・充実
〇他都市との有機的連携による産業の振興

4．将来人口の推計

4-1　将来人口の定義

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計を基に、復興事業などによる人口の増加を考慮した想定人口を対象とします。

《将来人口》

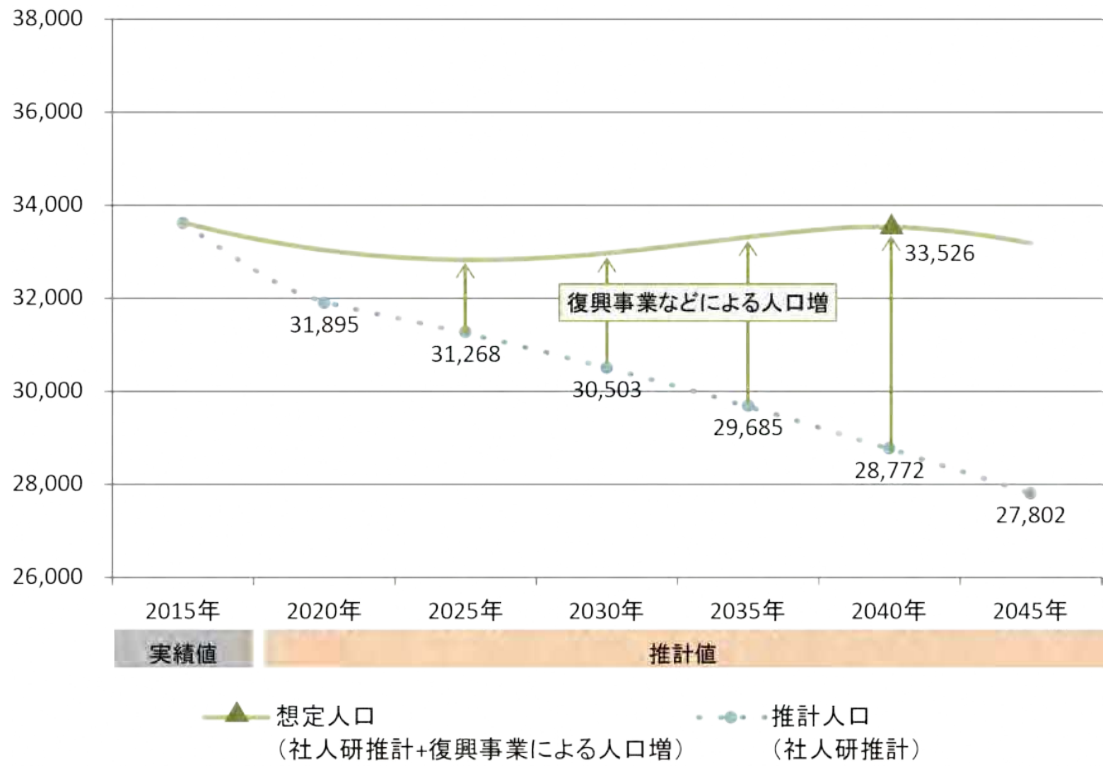

基準年次 （平成 31 年 3 月末時点）	目標年次 （2040 年）
32,837 人	33,526 人

5．都市づくりの理念と目標

課題を踏まえた、都市づくりの理念及び目標は以下に示すものとします。

5-1　都市づくりの理念

・益城町は、平成 28 年に発生した熊本地震の被害を受け、復興に向けた取組みを町民や企業、行政が一体となって取り組んでいます。

・益城町の今後のまちづくりには、町民の不安を解消し、ずっと住み続けられる安全な町を目指すとともに、中心市街地※の活性化や産業振興によって、都市としての魅力向上を図る必要があります。

・2018 年 12 月に策定された第 6 次益城町総合計画では、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」をまちの将来像に設定しており、都市計画マスタープランもその考えを継承し、以下を都市づくりの理念として設定します。

《都市づくりの理念》

阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある住環境と
活力と魅力にあふれる都市形成による
ずっと住み続けられる安全なまち

※中心市街地：本町における中心市街地は、惣領地区から木山地区の間において県道熊本高森線を軸とした沿道商業地が形成されている地区とする。

5-2　都市づくりの目標

(1)拠点の適正配置による生活利便の確保

町を代表する都市拠点の形成から集落拠点に至るまで、地域の特性に応じた拠点を適正に配置し、拠点の役割を分類することにより、町民の日常生活における利便性の確保を図ります。

(2)安全に生活できる市街地の形成

自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害発生の危険性の高い場所での居住を抑制しつつ、人命優先の避難対策を強化することで、災害に強い市街地形成を図ります。

(3)中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進

本町の中心市街地においては、若い世代の働き場所の確保や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化による賑わいの創出を図ります。また、新産業拠点などにおいて、産業の集積や新たな企業の誘致、立地などにより、雇用の場の確保を図るため、産業振興の促進を図ります。

(4)幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実

未整備都市計画道路の整備による町内幹線道路ネットワークの構築を図るとともに、超高齢社会に対応できる地域ニーズに応じた公共交通網の充実を図ります。

(5)豊かな自然資源を活かした潤いのある居住環境の形成

広大な農地や緑地、木山川や秋津川などの雄大な河川など、本町の豊かな自然資源を活用し、都心部では味わえない生活に潤いのある居住環境の形成を図ります。

(6)広域都市間連携による潜在需要の活性化

阿蘇くまもと空港や益城熊本空港ICなど広域交通結節機能を活かし、周辺他都市と都市機能や公共交通などの有機的な連携を図ることで、本町の潜在需要の活性化を図ります。

第3章

将来都市構造

1．将来都市構造とは　3-1
2．拠点形成の考え方　3-2
3．連携軸の考え方　3-4
4．土地利用の考え方　3-5
5．将来都市構造　3-6

１．将来都市構造とは

将来都市構造は、将来の都市の姿を骨格構造として表現するものであり、点「拠点」、線「軸」、面「土地利用」の ３ つの要素を概念的に捉えることで、効率かつ適切な都市づくりの方向を導くことを可能とするものです。

考え方としては、点を形成する場所を選定し、点を結ぶ軸を適正に配置することにより、面的な市街地の広がりを構成するものです。

《将来都市構造の要素と捉え方》

要　素	捉　え　方
拠点	・町民の日常生活と密接な関わりを持ち、町の経済活動や産業活動を支える重要な場所として、積極的に拠点形成を行う場所を配置する役割を担います
軸	・町内に点在する拠点を連結し、町内外における拠点間連携の重要性や役割を判断することで、都市活動の経済効果を最大限高める役割を担います
土地利用	・拠点や軸の配置を元に、拠点周辺や軸上の面的な広がりを構成することによって、効率的な都市構造を形成する役割を担います

《3つの要素と将来都市構造》

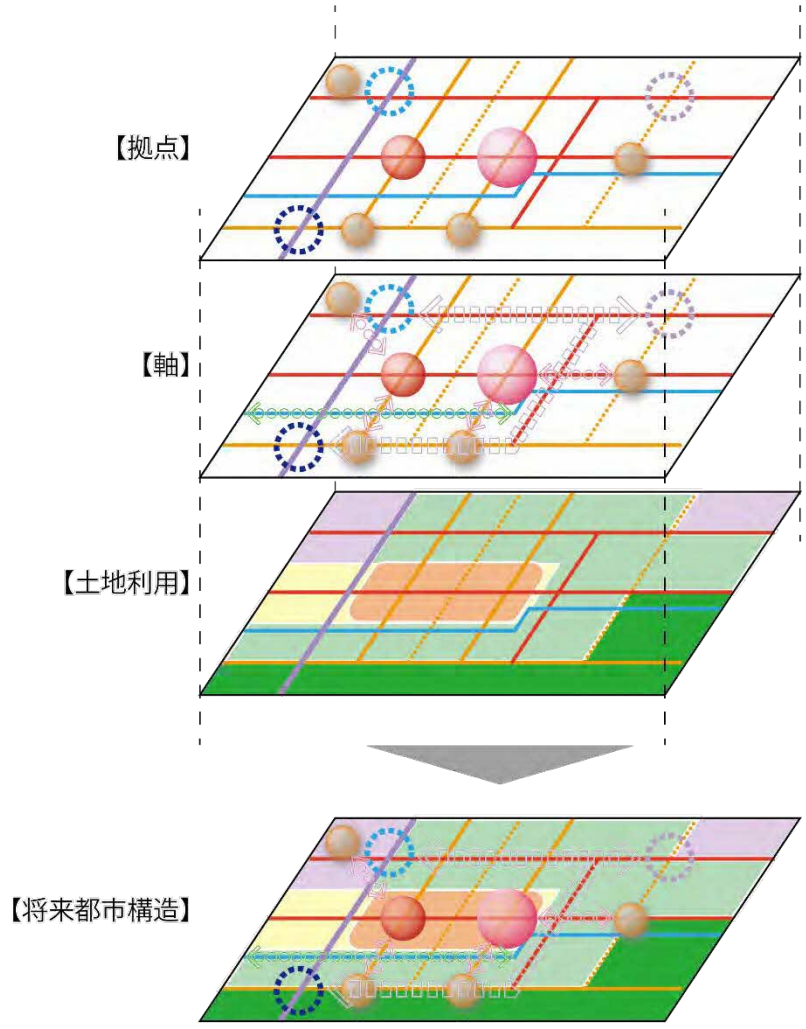

２．拠点形成の考え方

拠点形成は、健全な都市経営を図る上では重要な要素であり、町民の生活利便や町の政策を考慮しつつ、拠点の役割分担と配置バランスを適正に行う必要があります。

都市拠点は、町の中心となる市街地で、人口規模に応じた高次都市機能の導入を図る場所となるため、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（以下、「復興区画整理」という。）が進められている木山地区に設定します。

地域拠点は、地域住民の生活利便施設と都市拠点を補完する施設の集積を図るため、人口密度の高い広安地域の惣領地区に設定します。

生活拠点は、市街地やまとまりのある集落地などの活力維持を図るための拠点で、適正な生活利便・交通利便を確保します。

産官学広域連携拠点は、周辺市町村などと産業や学術研究などの広域的な連携を図るための拠点であり、交通利便に優れた空港周辺で拠点形成を図ります。

新産業拠点は、物流を中心とした産業活動の促進を図るための拠点であり、交通利便に優れた益城熊本空港 IC 周辺で拠点形成を図ります。

広域産業拠点は、周辺市町村などと産業の広域的な連携を図るための拠点であり、交通利便及び広域性に優れた小池高山インターチェンジ（以下、「小池高山 IC」という。）周辺で拠点形成を図ります。

複合防災拠点は、災害時の活動拠点となる既成市街地の一部区域は木山川及び秋津川沿いにあり、河川氾濫時の浸水想定区域内に位置していることから、役場仮設庁舎周辺地区を内陸部でのより安全な防災拠点に位置づけます。また、都市構造上、都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ都市間連携軸の交差部付近であることから、熊本県が広域防災拠点として位置づけている阿蘇くまもと空港及びグランメッセ熊本と連携を図り、防災機能と町民サービス機能を補完します。

《拠点の設定》

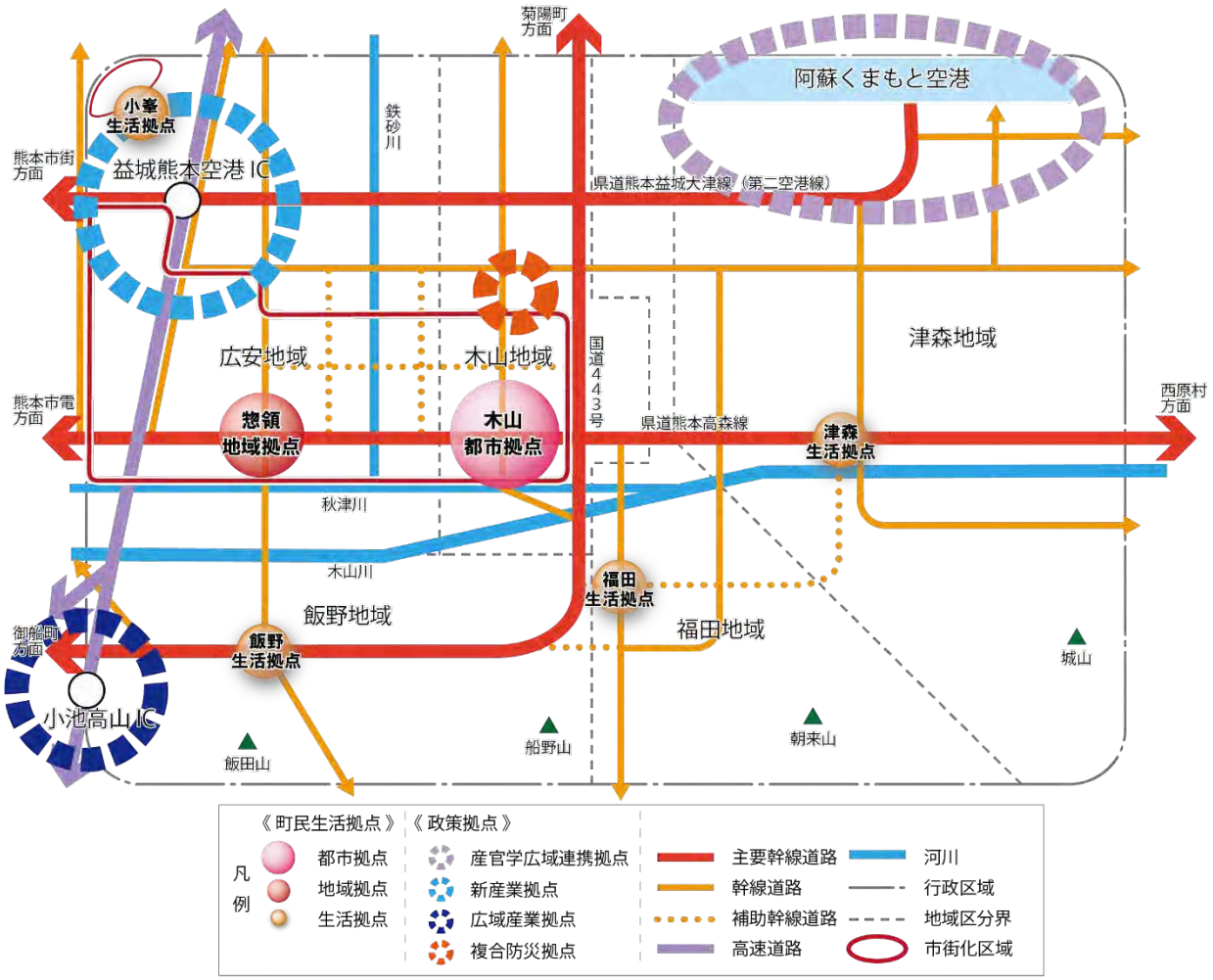

※町民生活拠点：町民の生活サービスや交通利便を確保するために必要とされる拠点
※政　策　拠　点：将来的な町の姿を考慮し、町として政策的に施策展開を図るための拠点

3．連携軸の考え方

連携軸は、拠点や施設などの連携の重要度や種類を表すもので、軸上の道路整備の必要性や公共交通連携などによる有機的な連携を進めるべき軸となります。

町民生活を支える軸としては、都市間連携軸と生活連携軸の2つを設定しており、都市間連携軸は熊本市中心部と益城町中心部及び木山都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ広域的な連携軸で、生活連携軸は町内における拠点間連携が必要な軸となります。

産業形成軸は、本町で産業立地を誘導すべき場所として、ICや空港を結ぶ主要幹線道路沿道に設定します。

自然共生軸は、市街地内で町民生活に潤いを与える施設整備を行う場所として、町民が身近に自然に触れ合える木山川及び鉄砂川沿いに設定します。

《連携軸の設定》

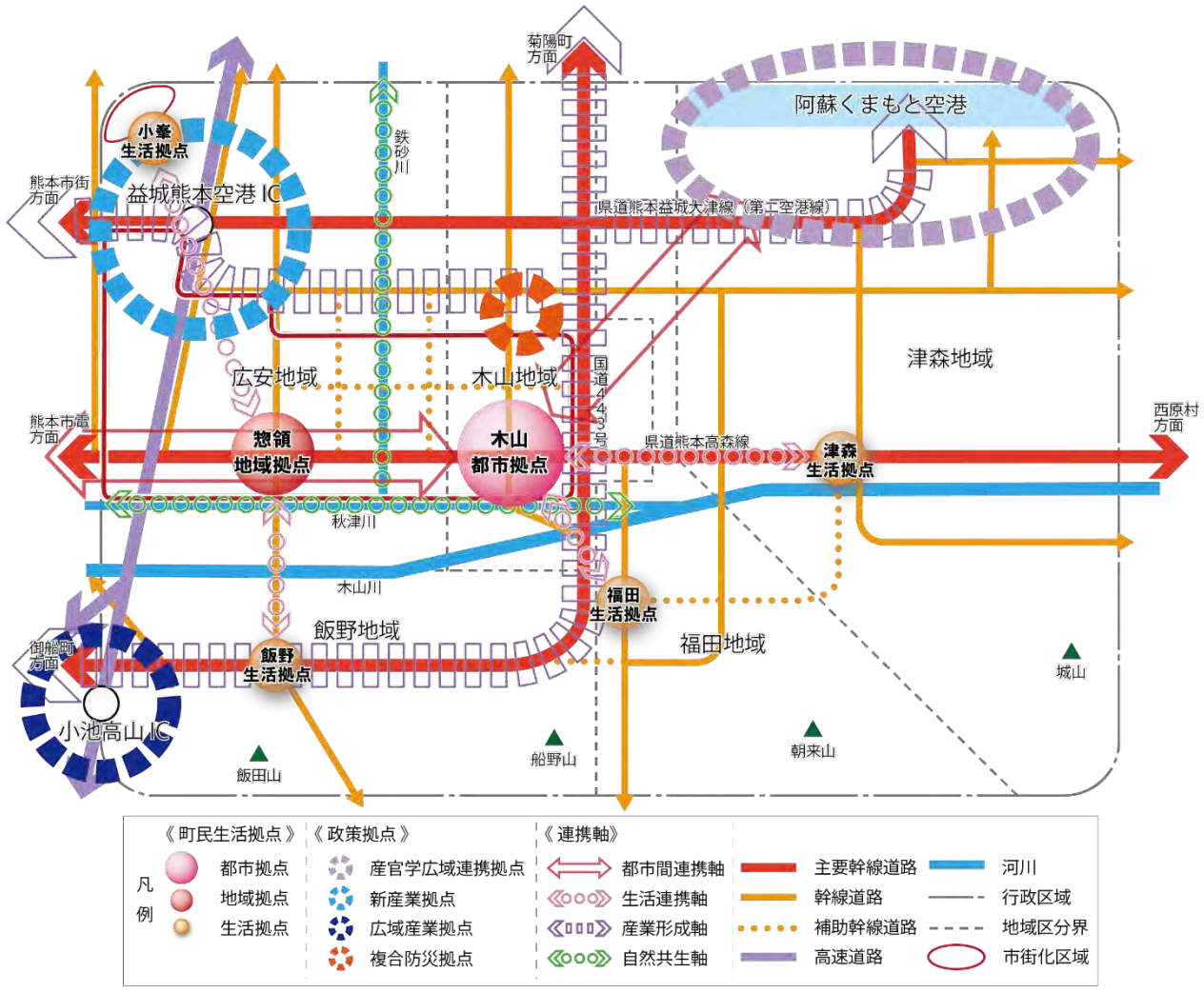

4．土地利用の考え方

土地利用は、拠点形成や連携軸の実現、適正な市街地形成を進めていくための施策であり、将来の市街地や産業用地のあり方、農地・緑地の保全の考え方などを示すものです。

本町の将来土地利用の骨格的な考え方としては、市街化区域内未利用地の解消や新たに市街地形成を図るべき場所での計画的な市街地形成、多様な都市機能の集積・誘導による中心市街地の形成、木山地区の復興区画整理による都市拠点形成、産業形成軸におけるIC及び空港周辺の新たな産業用地の確保が必要とされます。

《土地利用の設定》

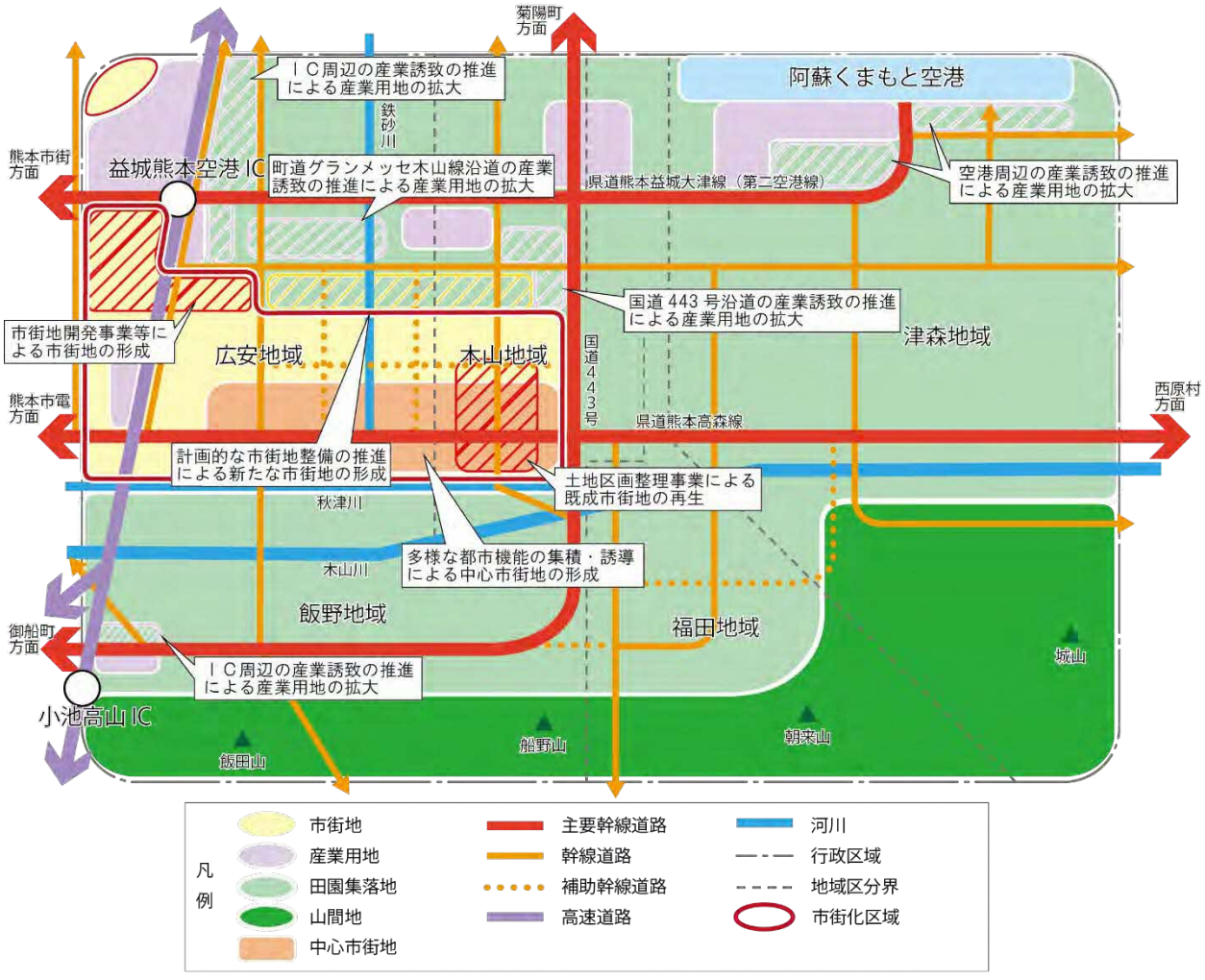

5．将来都市構造

本町の将来都市構造は、「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」及び「政策拠点」を「都市間連携軸」、「生活連携軸」で有機的に結び、各拠点地区が都市づくりの基本理念や基本方針を踏まえた都市形成を図れるよう設定しています。

また、産業面においても、商業や工業の販売額・出荷額が増加傾向にあり、現況において商業地及び工業地が不足している状況にあることから、持続的な発展を支えるためには、将来都市構造を実現するための拠点形成や連携軸の有機的連携、土地利用誘導が重要となります。

こうした状況において、震災復興事業による既成市街地の再生や計画的市街地整備、産業振興を推進する受け皿として、新住宅エリア内の都市的土地利用を図ります。

《将来都市構造図》

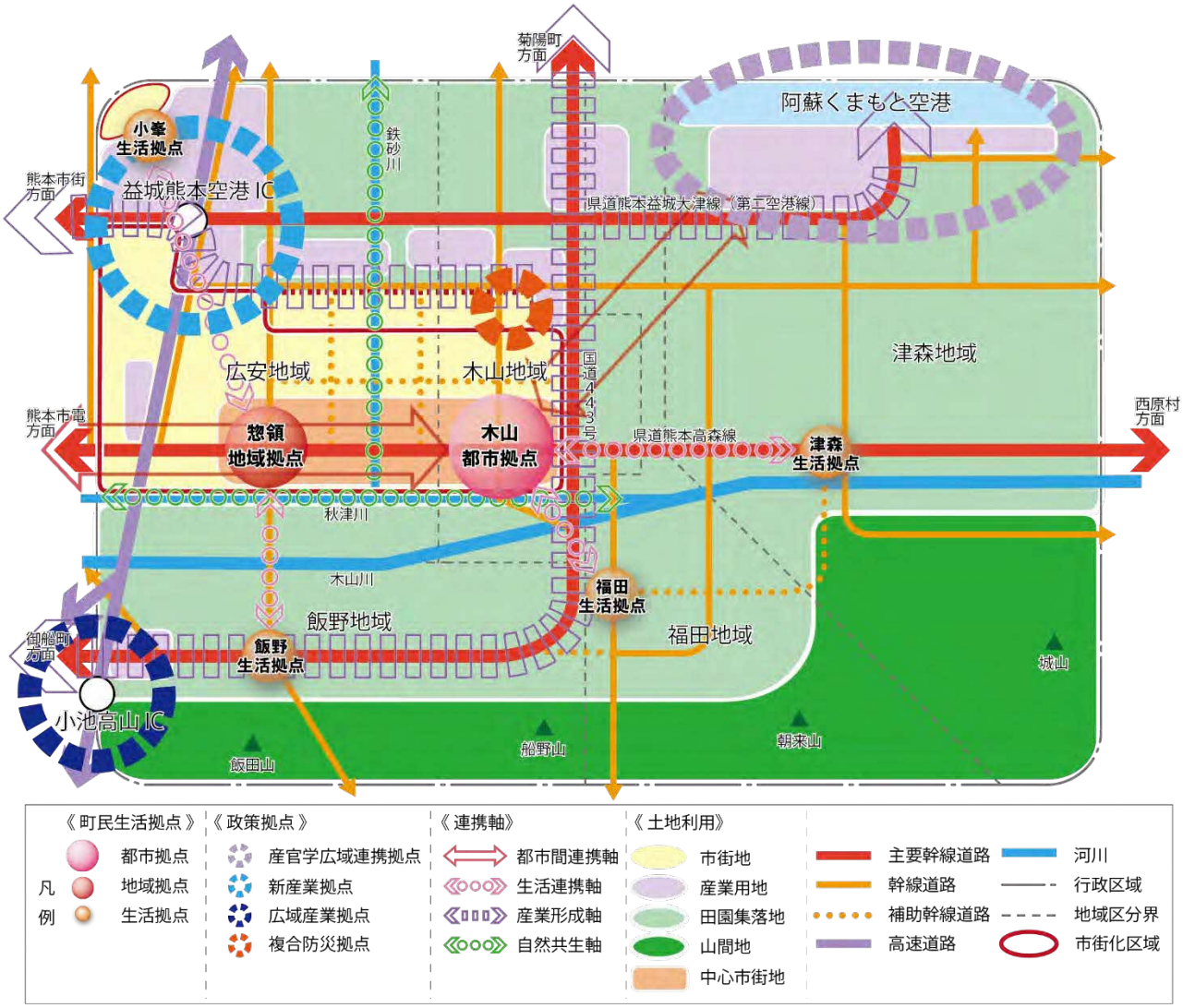

第4章

全体構想：部門別方針

1．全体構想：部門別方針 4-1
2．土地利用の方針 4-2
3．市街地整備の方針 4-7
4．道路･交通体系の方針 4-10
5．公園･緑地の方針 4-13
6．その他都市施設の方針 4-16
7．景観形成の方針 4-17
8．都市防災の方針 4-19
9．都市環境形成の方針 4-21

１．全体構想：部門別方針

部門別方針は、将来の都市構造を実現していくために、町全体での土地利用、市街地整備、道路や公園などの都市施設、都市防災などの今後の整備の考え方を方針として示し、都市計画を定める際の総合的な指針となります。

本町では、「都市づくりの理念」に基づく6つの「都市づくりの目標」を定めており、都市づくりの目標を実現するための方策として、8つの部門に関する基本方針を定めます。

《都市づくりの目標と部門別方針》

都市づくりの目標

【都市づくりの理念】

阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある住環境と活力と魅力にあふれる都市形成による ずっと住み続けられる安全な町

【都市づくりの目標】

（１）拠点の適正配置による生活利便の確保

町を代表する都市拠点の形成から集落拠点に至るまで、地域の特性に応じた拠点を適正に配置し、拠点の役割を分類することにより、町民の日常生活における利便性の確保を図ります。

（２）安全に生活できる市街地の形成

自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害発生の危険性の高い場所での居住を抑制しつつ、人命優先の避難対策を強化することで、災害に強い市街地形成を図ります。

（３）中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進

本町の中心市街地においては、若い世代の働き場所の確保や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化による賑わいの創出を図ります。また、新産業拠点などにおいて、産業の集積や新たな企業の誘致、立地などにより、雇用の場の確保を図るため、産業振興の促進を図ります。

（４）幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実

未整備都市計画道路の整備による町内幹線道路ネットワークの構築を図るとともに、超高齢社会に対応できる地域ニーズに応じた公共交通網の充実を図ります。

（５）豊かな自然資源を活かした潤いのある居住環境の形成

広大な農地や緑地、木山川や秋津川などの雄大な河川など、本町の豊かな自然資源を活用し、都心部では味わえない生活に潤いのある居住環境の形成を図ります。

（６）広域都市間連携による潜在需要の活性化

阿蘇くまもと空港や益城熊本空港ＩＣなど広域交通結節機能を活かし、周辺他都市と都市機能や公共交通などの有機的な連携を図ることで、本町の潜在需要の活性化を図ります。

部門別方針

- １．土地利用の方針
- ２．市街地整備の方針
- ３．道路・交通体系の方針
- ４．公園・緑地の方針
- ５．その他都市施設の方針
- ６．景観形成の方針
- ７．都市防災の方針
- ８．都市環境形成の方針

2．土地利用の方針

2-1　土地利用の基本的考え方

土地利用は、町の適正な市街地形成を誘導する重要な役割を担い、町の将来ビジョンを実現するための基盤となるものです。

震災からの復興を目指す本町は、中心市街地の復興区画整理や災害復興住宅の早期実現によって、町内外の仮設住宅などで生活されている被災者の生活再建を果たし、震災前の安らぎのある穏やかな生活を取り戻すため、町民一丸となってまちづくりに取り組んでいます。

一方、全国の都市では、将来の人口減少が予想される中で、人口規模に応じたコンパクトなまちづくりを実現するための取組みが進められており、本町においても将来に向けた準備を進めていくための方策として、立地適正化計画（都市計画マスタープランの一部）の策定にも取り組んでいます。

立地適正化計画は、今後の人口減少や高齢化の進展を見据え、高齢者や子育て世代の誰もが買物や医療・福祉などの日常的な生活サービスを享受できる集約型都市構造への転換を進める方策であり、拠点としての位置づけを行った地区には都市機能を集積するための誘導や、人口減少となった場合でも人口密度を維持するための施策となるものです。

本町は、震災復興による広幅員道路の整備や都市基盤の抜本的な改善などの既成市街地の再生により、現在の市街地内に人口を許容することが難しく、また、既成市街地内に浸水想定区域などを含むことから、新住宅エリア内において、安全な都市的土地利用を目指したまちづくりを進めます。想定人口は、震災によって町外のみなし仮設住宅で生活されている方の町内居住希望者（84.8%；人口ビジョン）と市街地再生に伴って移転を余儀なくされる方などの居住を対象として設定します。

そのような状況を踏まえ、土地利用の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・住居系土地利用は、住宅や店舗・事務所・工業などの混在を許容する一般住宅地と、住宅に特化した専用住宅地に分類します。一般住宅地は、良好な居住環境の維持・形成に努めつつ、交通利便性が高く、都市機能が集積する拠点周辺の居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。専用住宅地は、ゆとりある居住環境の維持・形成を図り、居住地の魅力を高めます。

・商業・業務系土地利用は、町民生活のための生活拠点に位置づけられた地区に商業・業務地を、店舗や事業所の立地が想定される幹線道路沿道に沿道サービス地を設定し、商業・業務機能や日常生活に必要とされる生活サービス機能を集積・強化します。

・産業系土地利用は、産業立地のポテンシャルが高いインターチェンジや阿蘇くまもと空港の周辺に新産業拠点や広域産業拠点、産官学広域連携拠点を配置し、産業用地の確保による新たな企業の立地を促進します。また、インターチェンジや阿蘇くまもと空港を結ぶ広域幹線道路に位置づけられた産業形成軸は、企業の立地を許容する場所として、市街化調整区域を含めた土地活用を行います。

・自然的土地利用は、自然環境や優良農地の保全に努める区域とします。市街化調整区域は、原則として市街化の抑制を図ることを基本としつつも、自然的土地利用を「土地利用検討エリア」「土地利用調整エリア」「土地利用保全エリア」の３つに分類し、市街化区域で許容できない場合に限り、市街化の検討が可能な区域を設定します。

《土地利用分類と対象地域》

土地利用分類(大分類)	土地利用分類(中分類)	対象用途地域または対象地域
住居系土地利用	一般住宅地	第一種住居地域、第二種住居地域
	専用住宅地	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
商業・業務系土地利用	商業・業務地	商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域
	沿道サービス地	準住居地域、第二種住居地域
産業系土地利用	産業用地	準工業地域、工業地域、工業専用地域
自然的土地利用	土地利用検討エリア	新住宅エリアで都市的土地利用への転換の可能性がある地区
	土地利用調整エリア	法に基づく開発行為を行う場合に許容可能な地区
	土地利用保全エリア	第一種農地や法規制などによって開発が困難な地域

※オレンジ:市街化区域、ブルー:市街化調整区域

2-2　土地利用の方針

(1)拠点形成の方針

①町民生活拠点

＜都市拠点＞

・都市拠点は、すべての町民が定期的に利用する高次都市機能を有し、様々な都市機能を備えた町を代表する唯一の拠点として設定します。

・都市拠点としては、町の中心となる木山地区を位置づけ、復興区画整理によって再生した市街地を中心に、様々な都市機能の集約・充実を図り、商業や業務施設が集積する賑わいのある都市空間の創出を図るなど、中心市街地に相応しい拠点形成を進めます。

＜地域拠点＞

・地域拠点は、周辺の地域住民が日常的に利用する拠点であり、地域の人口規模に応じた教育・文化・医療・福祉・生活利便などの複合的な都市機能を備えた拠点として設定し、都市拠点を補完する役割とします。

・地域拠点としては、市街化区域西側の人口密度の高い広安地域の惣領地区に位置づけ、日常的なサービス機能を有する施設の集積・維持に努め、木山地区と一体となった賑わいのある中心市街地の形成を進めます。

＜生活拠点＞

・生活拠点は、市街地やまとまりのある集落地などの活力維持を図る拠点として設定し、適正な生活利便・交通利便を確保する役割とします。

・生活拠点としては、小峯地区、飯野地区、福田地区、津森地区の4地区に設定を行い、周辺住民の生活利便の確保を進めます。

②政策拠点

＜産官学広域連携拠点＞

・産官学広域連携拠点は、広域的な交通結節点となる空港での産業振興の促進を目的とし、周辺市町村などと産業や学術研究などの広域的な連携を行うことで、多様な産業の立地を促進するための拠点形成を進めます。

＜新産業拠点＞
・新産業拠点は、益城熊本空港 IC 周辺における産業振興の促進を目的とし、阿蘇くまもと空港や周辺市町村などへのアクセス性の向上を図り、物流・製造業を中心とした産業の立地を促進するための拠点形成を進めます。

＜広域産業拠点＞
・広域産業拠点は、小池高山 IC 周辺での産業振興の促進を図ることを目的としつつ、かつ周辺市町村などと産業の広域的な連携を図ることで、広域性を生かした多様な産業の立地を促進するための拠点形成を図ります。

＜複合防災拠点＞
・地震や洪水などの自然災害の被害を受けた本町では、安全な都市づくりに対する町民意識が高まっており都市の防災性の強化が課題となっています。
・災害時の活動拠点となる既成市街地の一部区域は木山川及び秋津川沿いにあり、河川氾濫時の浸水想定区域内に位置していることから、役場仮設庁舎周辺地区を内陸部でのより安全な防災拠点に位置づけます。
・都市構造上、都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ都市間連携軸の交差部付近であることから、熊本県が広域防災拠点として位置づけている阿蘇くまもと空港及びグランメッセ熊本と連携を図り、防災機能と町民サービス機能を補完します。

（2）土地利用の方針

①市街化区域

＜一般住宅地＞
・一般住宅地は、中低層の住宅や店舗、事務所などの立地を許容する住居系用途として、複合的な土地利用を許容しつつ、良好な市街地環境の形成を進めます。

＜専用住宅地＞
・専用住宅地は、団地開発などにより形成された戸建住宅などが建ち並ぶ閑静な住宅地に配置し、今後も建物用途の混在を防止するとともに、良好な住環境の維持・形成を進めます。

＜商業・業務地＞
・商業・業務地は、都市拠点及び地域拠点などの都市機能を集積すべき地区に配置し、商業・業務機能や生活サービス機能の集積・強化や土地の有効かつ高度利用を図ることで、魅力ある商業・業務地の形成を進めます。

＜沿道サービス地＞
・沿道サービス地は、広域幹線道路や幹線道路などの自動車交通の多い道路沿道に配置し、通過交通などを対象とした沿道サービス施設の立地を許容します。

＜産業用地＞
・市街地内の産業用地では、周辺の居住地との混在に配慮し、適正な用途への見直しを進めます。

②市街化調整区域

＜土地利用検討エリア＞

・土地利用検討エリアは、市街化調整区域内において、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街化調整区域の基本的な考え方の下、計画的で秩序ある土地利用を誘導し都市的土地利用を目指します。

＜土地利用調整エリア＞

・土地利用調整エリアは、市街化調整区域として基本的に開発行為を規制しますが、集落活力の維持と産業振興を促進するため、都市計画法に基づく開発行為を許容するものとします。
・既存集落を含む生活拠点に設定する土地利調整エリア（集落地）では、集落活力を維持するため、生活に必要な都市機能の確保に努めます。
・産業形成軸周辺に設定する土地利用調整エリア（産業用候補地）では、工業・産業の計画的な集積を図り、既存産業と合わせて、一体的な産業振興に努めます。

＜土地利用保全エリア＞

・土地利用保全エリアは、第一種農地や森林などの第一次産業を維持・増進するための地域に設定し、積極的に農地や緑地の保全を進めます。

《将来土地利用参考図》

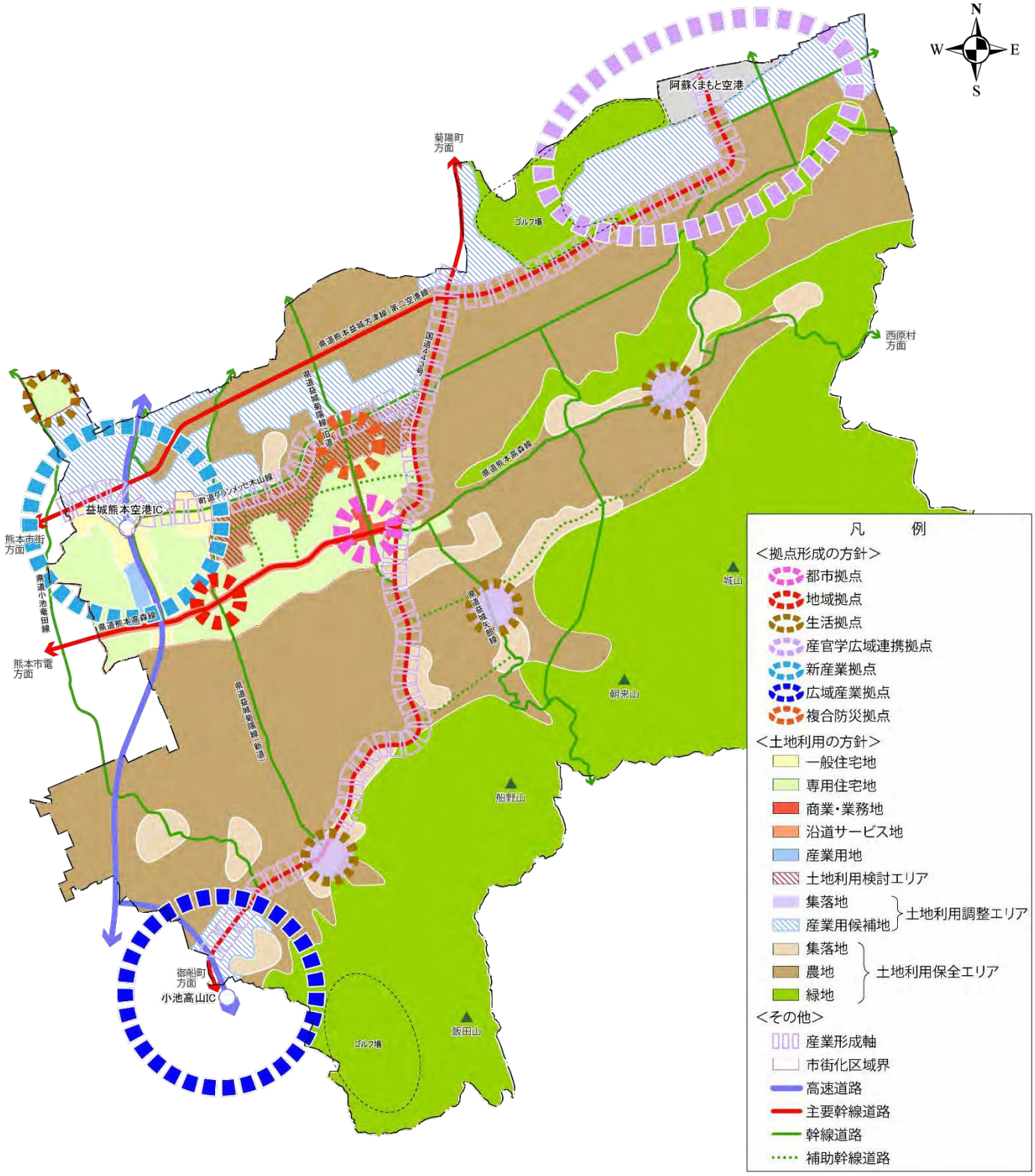

※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3．市街地整備の方針

3-1　市街地整備の基本的考え方

市街地整備は、町民の安全で快適な生活を実現する基盤となるものであり、市街地の再生や新たな市街地形成には欠かせないものです。

本町の既成市街地では、復興区画整理が都市拠点となる木山地区で実施されており、益城熊本空港 IC 南側の広安地域内北側では組合施行の土地区画整理事業が予定され、良好な都市基盤の整備に向けた取組みが進んでいますが、一方では、人口減少に伴う空き地・空き家の増加が顕在化しており、各種都市施設や生活インフラの整備による良好な居住環境を確保し、既成市街地の魅力向上を図ることが重要になっています。

そのような状況を踏まえ、市街地整備の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・既成市街地においては、良好な居住環境を創出するため、道路や公園、供給処理施設などの生活インフラの整備・改善を進め、防災性に優れた安全で快適な市街地形成を進めます。特に、狭あい道路の残る既成市街地では、建物の更新が進まず、建物の老朽化や空き家の増加が進み、火災発生による延焼で大災害に発展する可能性もあることから、都市基盤の改善による居住、防災環境の向上を進めます。

・都市拠点や地域拠点を担う中心市街地においては、町の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出とともに、土地の高度利用や有効活用を図ることで、様々な都市機能の導入を進めます。

・空き地・空き家については、実態を把握し維持管理に関する対策や利活用、除却などの行政支援について検討を進めます。

3-2　市街地整備の方針

(1)新たな市街地形成

・益城熊本空港 IC 南側の広安地域においては、益城台地土地区画整理事業を推進し、市街化区域内の良好な市街地整備と低未利用地の解消を進めます。

・市街化調整区域の土地利用検討エリアにおいては、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街地開発事業や地区計画策定などによる良好な都市基盤整備の伴う市街地形成に努めます。

(2)既成市街地の居住環境の改善

・既成市街地においては、道路や公園、供給処理施設などの生活インフラの整備・改善を進め、防災性に優れた安全で快適な市街地形成を進めます。特に、立地適正化計画において居住誘導区域に指定された区域内では、良好な居住環境の形成を図ります。

(3)中心市街地の活性化

・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけての中心市街地を中心に、広崎地区も視野に入れ、復興区画整理や県道熊本高森線の４車線化によって再生される市街地への様々な都市機能の集積・誘導を進めることで、多くの人々が交流する賑わいのある都市空間の形成を図ります。

（4）空き地・空き家の利活用などの促進

・年々増加する空き地・空き家対策としては、空き家の除却や利活用に対する行政支援を図るとともに、所有者の不明な空き地・空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく良好な市街地形成に向けた取組みを図ります。

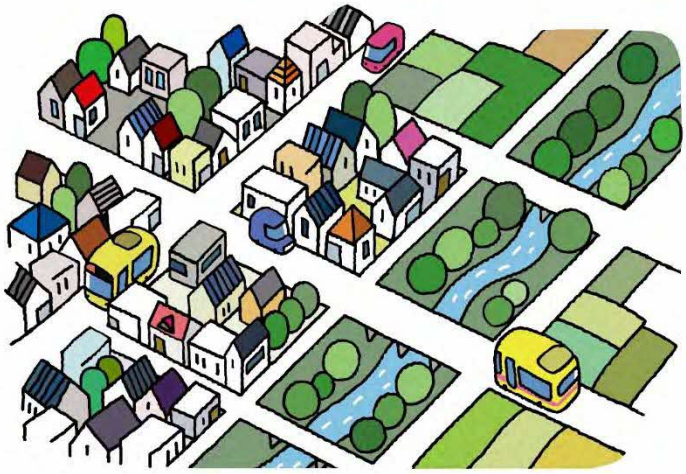

《市街地整備参考図》

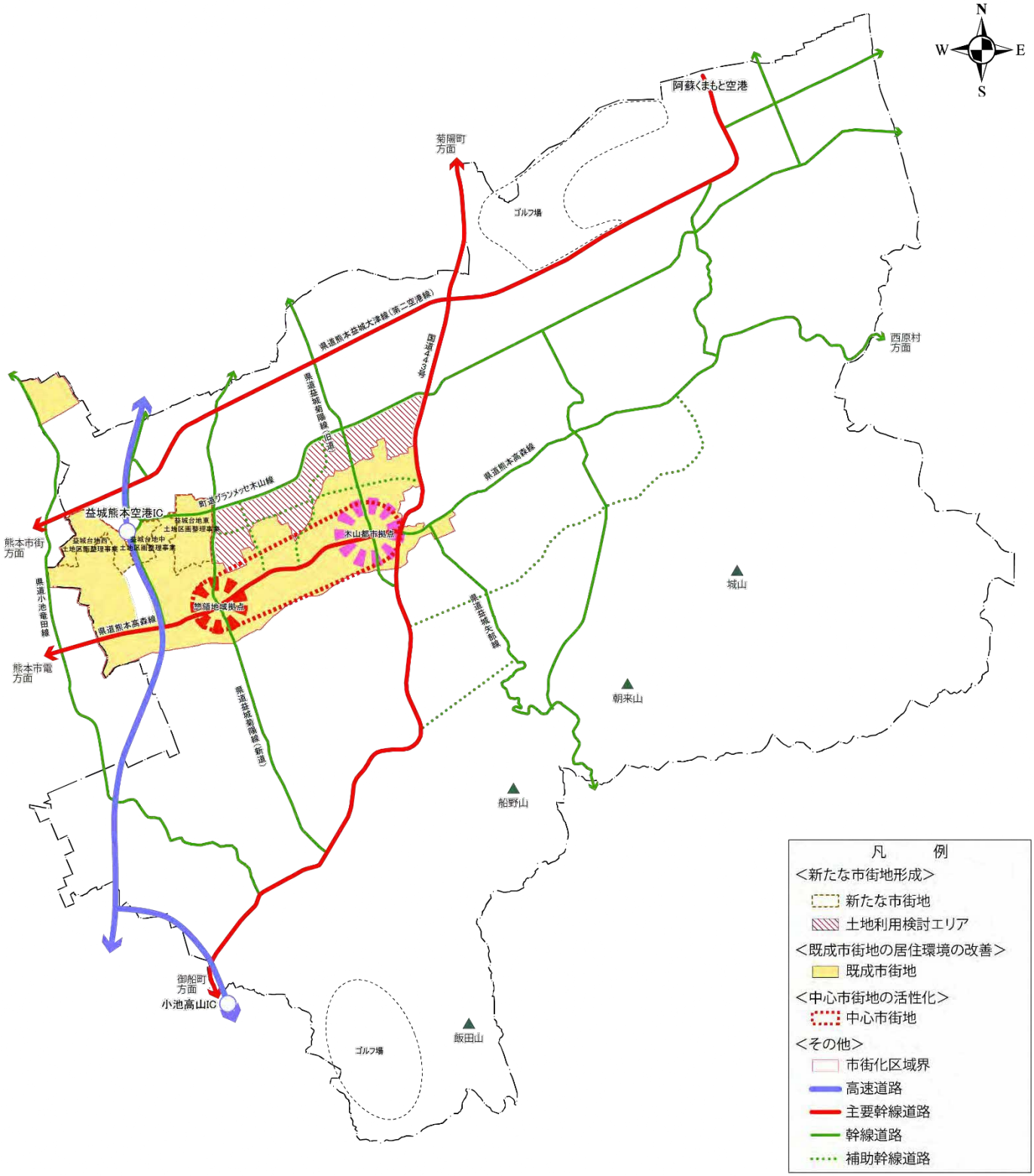

※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

4．道路・交通体系の方針

4-1　道路・交通体系の基本的考え方

道路網や交通体系の構築を図ることは、町内外との交流を促進し、町民の安全性や利便性の確保などに繋がります。

本町の広域交通体系は、国道 443 号と県道熊本益城大津線（第二空港線）、市街地内を通る県道熊本高森線によって構成され、高速道路の益城熊本空港 IC、小池高山 IC や阿蘇くまもと空港などの交通結節点を結んでいます。このうち県道熊本高森線については、4車線化に向けた工事が進められています。

市街地内においては、市街地を南北に結ぶ都市計画道路木山宮園線、都市計画道路南北線及び都市計画道路第二南北線、県道熊本益城大津線（第二空港線）の補助的役割を担う都市計画道路惣領木山線及び都市計画道路益城東西線が幹線道路として整備されることで、市街地東側の幹線道路網は概ね構築されます。しかし、市街地西側においては、東側に比べて都市計画道路の計画が進められておらず、益城台地土地区画整理事業の進捗に応じて、都市計画道路の適正な配置が必要とされています。

そのような状況を踏まえ、道路・交通体系の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- 狭あい道路が多く残る既成市街地内については、狭あい箇所の解消などによる道路改良を進め、交通の移動円滑化と安全に歩ける道路整備に努めます。
- 将来に向けて車から公共交通への転換の推進、また、賑わいのある都市空間の形成のため、中心市街地を中心に市街地内の自転車及び歩行者空間の創出を図ります。
- 広域交通の結節点となる IC や阿蘇くまもと空港においては、円滑な交通の流れの確保や公共交通との乗り換えの円滑化に取組みます。
- 公共交通においては、木山地区に計画されている交通広場を中心とし、速達性や輸送効率に優れた交通システムの導入を図るなど、熊本都市圏との連携、各拠点間の連絡強化を図り、町内外の公共交通ネットワーク・サービスの利便性向上に努めます。

4-2　道路・交通体系の方針

（1）広域幹線道路の整備

・県道熊本高森線の4車線化については、早期実現に向けた取組みを進め、都市間連携の向上と公共交通の充実を進めます。

（2）幹線道路網の構築

・市街地内の円滑な移動を確保するため、益城台地土地区画整理事業などが計画されている市街化区域西側の適正な都市計画道路の配置を行うなど、幹線道路網の構築を進めます。

（3）人にやさしい安全な自転車・歩行者空間の確保

・市街地内においては、自動車に依存せず、公共交通や徒歩、自転車で生活できる市街地環境の形成、また、賑わいのある都市空間の形成のため、自転車や歩行者が安全に通行できる自転車・歩行者空間の確保とネットワーク化を図ります。

・河川空間と田園空間などを活用した自転車利用の促進に努めます。

（4）公共交通の利便性向上

・町民の公共交通の利便性確保のため、熊本都市圏などと一体となった公共交通体系の確保について検討を進めるとともに、都市間連携軸を形成するための基幹公共交通の維持・増進を図ります。

・各拠点の連携強化のため、交通広場の整備、デマンド交通やコミュニティバスの運行に向けた取り組みを図り、地域公共交通の利用環境の向上に努めます。

《道路・交通体系参考図》

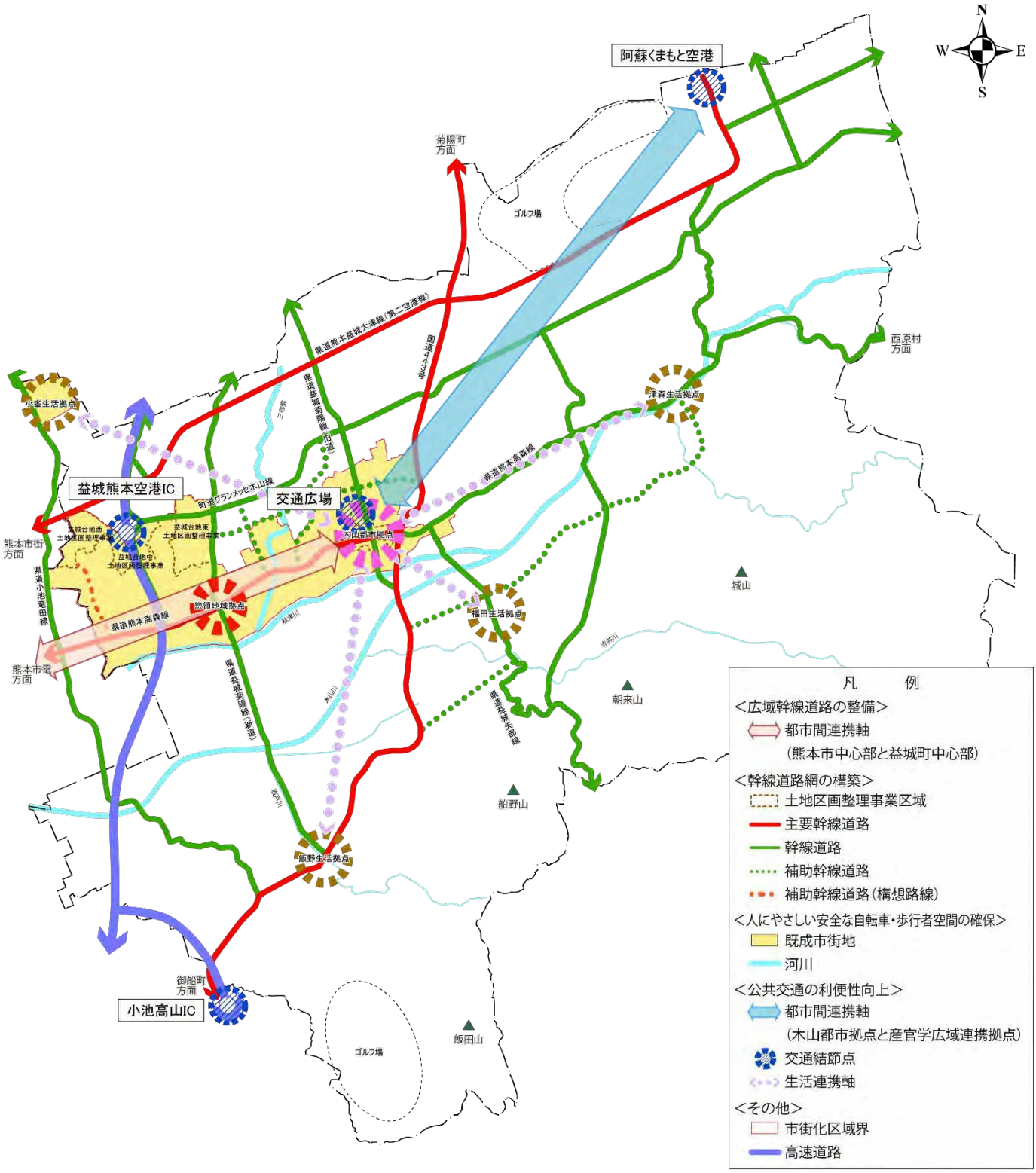

※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

5．公園・緑地の方針

5-1　公園・緑地の基本的考え方

公園･緑地は、日々の生活において周辺住民の憩いの場、コミュニティ形成･醸成の場となるだけでなく、災害時の避難場所や延焼防止の役割を担うなど、重要な都市施設です。

既成市街地内の公園･緑地については、木山都市拠点の周辺に集中して配置されていますが、市街地西側には公園が十分に配置されていません。

また、市街地周辺に広がる広大な農地と町の南東部の山林、河川緑地など、市街地を取り囲む自然は町民に潤いとやすらぎをもたらす重要な要素となっています。

そのような状況を踏まえ、公園･緑地の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・既成市街地内の公園・緑地については、適正な配置のあり方を検討するとともに、町民利用者ニーズを踏まえた公園・緑地機能の確保を進めます。また、一部の公園整備は、一時（いっとき）避難場所としての防災設備を導入するなど、公園の多様な機能を活用できる場所として整備を進めます。

・公園・緑地に関しては、緑地に関する総合的な計画となる緑の基本計画を策定するなど、適切な公園・緑地の整備のあり方の詳細について検討を進めます。

・自然要素は、身近に自然と触れあえる場となるよう自然環境の保全と活用を進め、町民生活に潤いとやすらぎを提供する場所として活用を進めます。

・市街地内の河川については、身近に自然と触れあえる自然要素として、親水空間の確保と遊歩道などによる緑のネットワークづくりを進めます。

・市街地内においては、幹線道路の街路樹や花壇などの整備とともに、町民や企業に対する緑化意識の啓発も同時に進め、町内の緑化の推進を進めます。

5-2　公園・緑地の方針

(1)公園･緑地の適正配置

･公園は、周辺住民の憩いの場となるだけでなく、災害時の一時(いっとき)避難場所や延焼防止の役割を担うなど、市街地内に必要な都市施設であることから、公園が不足する市街地西側を中心として適正な公園配置を進めます。

･空き地･空き家などを活用した小規模なポケットパークの整備など、町民利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。

･潮井自然公園については、町外からの利用も多く、布田川断層帯などの魅力も取り込んだ本町を代表する観光レクリエーションの場としての活用を進めます。

･阿蘇くまもと空港の利便性を活かし、スポーツを通じた町内外からの交流人口の拡大を促し、広域的なスポーツ交流施設の整備に努めます。

(2)自然環境の保全

･南西部に広がる飯田山や船野山などの山林や木山川沿いに広がる広大な農地は、市街地を取り囲む良好な自然環境を有する緑として維持･保全を進めます。

･飯田山山頂部については、市街地が一望できる環境を活かし、既存のゴルフ場や神社などと一体となって自然を親しめるレクリエーションの場として活用に努めます。

（3）緑のネットワークの形成

・町民生活に潤いとやすらぎを与える自然要素を市街地内に創出するとともに、生物多様性の維持、確保のため、河川や農道などを活用した緑のネットワークづくりを推進します。

・秋津川沿いの町民グラウンドを基点として、河川沿いの遊歩道や親水公園の整備、河川空間と田園空間を活用した自転車利用の促進など、市街地内に身近に自然と触れ合える空間づくりを図るとともに、ジョギングや散策などを楽しめる市街地環境の形成を図ります。

▲秋津川河川敷

《公園・緑地整備参考図》

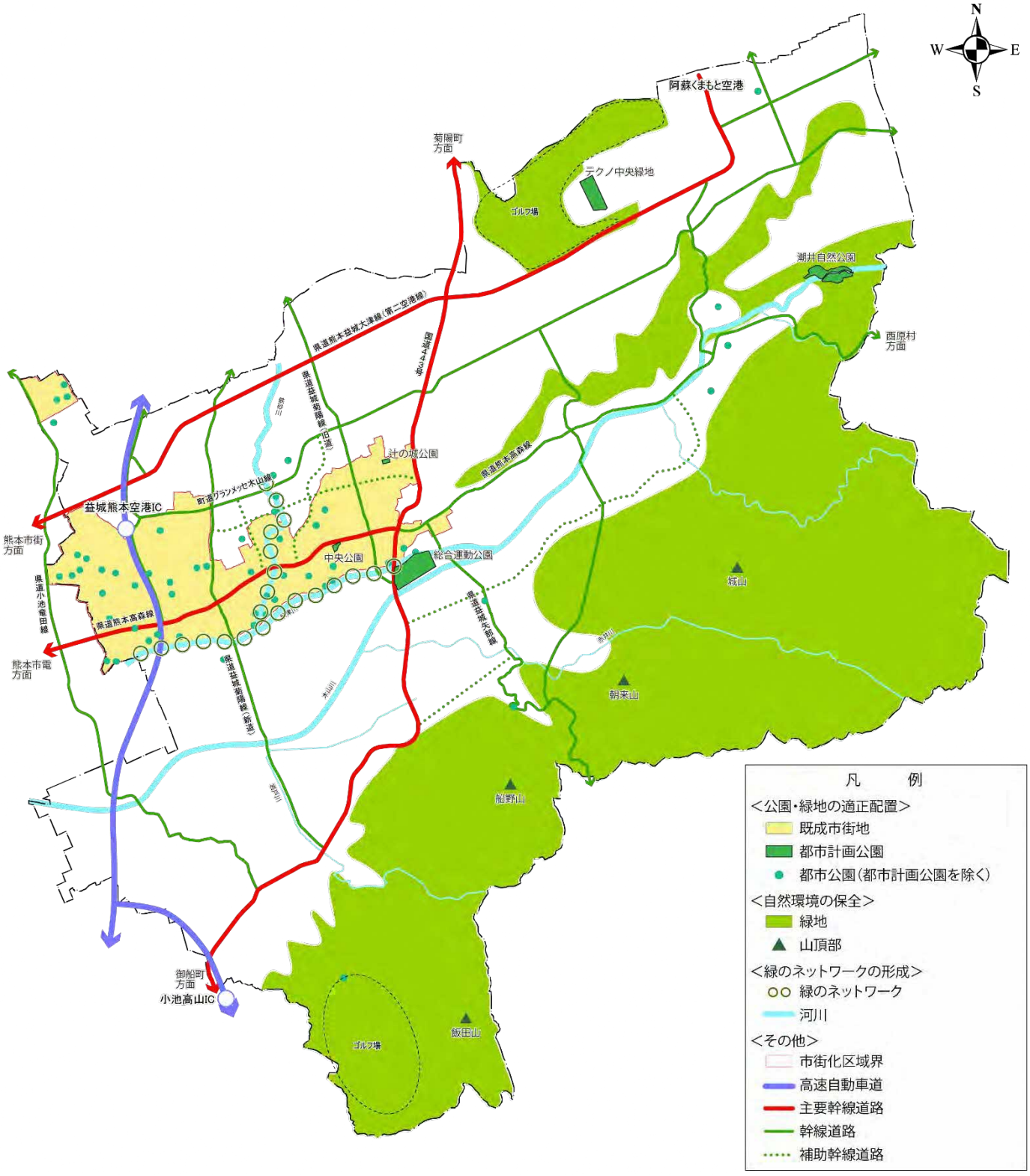

※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

6．その他都市施設の方針

6-1　その他都市施設の基本的考え方

都市施設は、町民が健康で快適な生活を送るために必要とされる施設で、都市施設の整備を行うことで良好な市街地環境を形成することができます。

交通施設や公園・緑地を除く都市施設としては、一般的に上下水道などの給排水施設や電気・ガスなどの供給施設、ごみ処理施設、火葬場、流通業務団地など様々な施設がありますが、本町には上下水道、公営住宅、ごみ処理施設及び火葬場が整備されています。

そのような状況を踏まえ、その他都市施設の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・町民の健康で快適な生活を実現するため、町民生活に密接に関わりのある生活インフラの安定したサービスの提供を進めます。

6-2　その他都市施設の方針

(1)上下水道

・市街地の雨水排除などの内水対策を行い、清潔で衛生的な生活環境の確保と水害に強い市街地形成とするために、下水道の整備を進めます。
・安定した下水道サービス提供のため、ストックマネジメント計画に基づいて下水道管路施設の改築更新を図ります。
・木山川沿いの浄化センターについては、耐震性の強化や老朽施設の改築更新など、ストックマネジメント計画に基づいて施設の維持・増進を図ります。
・新たな都市的土地利用の進展や地域拠点の形成を補完するため計画的な見直しを行い効率的な上下水道の整備を図ります。

(2)公営住宅

・町民の実情や将来の需要動向を踏まえ、点在する老朽化した公営住宅などの統合・再生を図ります。

(3)ごみ処理場施設

・ごみ処理施設については、周辺市町村を対象とした広域的施設として検討を進めます。

(4)火葬場

・都市計画事業として整備されている火葬場については、町民の生活に必要な施設であることから、施設の長寿命化や社会情勢の変化に応じた機能増進などを図ります。

7．景観形成の方針

7-1　景観形成の基本的考え方

景観形成への取組みは、本町らしさを育むための重要な要素であり、郷土への愛着や誇りの醸成に繋がります。

本町には、県道熊本益城大津線（第二空港線）沿道や国道 443 号沿道に広がる広大な田園景観、後背の阿蘇山と調和した飯田山や船野山などの山々の稜線景観、木山川や秋津川などの河川景観、中心市街地を通る県道熊本高森線沿道の賑わいのある市街地景観など、多様な景観資源があります。

また、神社やその社寺林などの歴史・文化的資源もみられるとともに、平成 28 年熊本地震の震災遺構などもみられます。

そのような状況を踏まえ、景観形成の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・景観資源に関しては、資源を守り、創り、育てるため、町の景観計画などの策定への取組みを進め、町民・企業・行政などが各々の役割を担いながら、景観形成に向けた様々な施策を進めます。

7-2　景観形成の方針

（1）自然要素を活かした景観形成

・山々や河川、農地による美しい自然景観は、本町の貴重な景観要素であり、適切な保全を進めます。

・広大に広がる農地と集落の景観、河川沿いの緑地景観など、町民の暮らしや営みとともに培われた景観については、1次産業の振興と連携した保全・育成を図ります。

・県道熊本益城大津線（第二空港線）沿道は、益城熊本空港 IC と阿蘇くまもと空港とを結ぶ通過交通の多い路線であり、本町の玄関口となる路線であることから、沿道の田園景観の維持と保全を図り、道路緑化や屋外広告物の規制・誘導を進めます。

（2）賑わいのある市街地景観形成

・本町の中心市街地を通る県道熊本高森線などについては、町を代表する市街地景観として、沿道の緑化や屋外広告物の規制・誘導、沿道建築物の景観誘導、電線類の地中化による町の顔となる景観づくりを進めることで、連続性とまとまりが感じられる沿道景観の形成を進めます。

（3）歴史・文化と調和した景観形成

・町の個性を育む景観形成の取組みとしては、史跡や神社などの文化資源や震災遺構などを活用した文化的な景観誘導を図るため、景観計画や地区計画、建築協定などを活用した景観資源の保全・活用を図ります。

・山裾に広がる田園集落地は、歴史資源と調和した趣のある景観を有しているため、景観形成に向けた取組みを努めます。

《景観形成参考図》

※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。

8．都市防災の方針

8-1　都市防災の基本的考え方

災害に対しては、防災インフラの整備や土地利用規制の強化、復興対策準備、シミュレーションによる災害規模の予測などの事前防災の取組みに加え、災害発生時に町民が迅速に行動できるように、町民・企業・行政などが協力して行動するための避難体制の確立や防災に対する意識啓発を図るなどソフト面での対策や事前の準備などが災害時の減災に繋がります。

本町は、平成 28 年に発生した熊本地震により、甚大な被害を受け、地震防災に対する町民意識は高まりましたが、地震に加え、全国各地で発生している豪雨災害は、これまで経験のない雨量を記録しており、本町でも毎年のように豪雨による浸水、冠水などが発生しています。そのため、風水害や土砂災害への対策も同時に進めなければならない状況にあります。

そのような状況を踏まえ、都市防災の基本的な考え方は以下のとおりとします。

・「熊本県国土強靭化地域計画」や「益城町地域防災計画」に即し、災害が発生することを前提に、災害による被害を減らし、二次被害を拡大させない都市空間づくり、更には、災害後の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できるよう、道路をはじめとする都市基盤の整備を進めます。

8-2　都市防災の方針

(1)災害による被害発生を減らす都市空間づくり

・災害に強い市街地を形成するには、不特定多数の人が利用する公共施設の耐震化の促進や河川堤防などの防災関連施設の耐震化を進める必要があります。また、河川改修や下水道事業などによる、河川氾濫及び内水氾濫による被害の減少など水害に強い市街地整備を進めます。

・河川氾濫や内水氾濫による浸水想定区域や土砂災害などの発生の危険性が高い区域においては、新たな居住を抑制していくなどの対策を進めます。

(2)被害を拡大させない都市空間づくり

・災害発生時、火災による延焼防止のためには、密集市街地における道路や公園などの適正な配置による延焼遮断空間の確保を進めるとともに、狭あい道路の整備の促進など緊急車両の進入が困難な市街地の解消を進めます。

・発災後においても安定した生活環境を確保するため、ライフライン(上下水道、ガス、電力など)の耐震化を進めます。

(3)避難地などの確保

・災害時の避難場所の確保及び設備の充実を進めるとともに、避難場所までの避難経路の防災性を高め、高齢者や身体障がい者などが安全で円滑に避難できる経路の維持・確保を進めます。

・要配慮者の避難施設となる福祉避難所については、円滑な避難活動が可能となるように、既存の社会福祉施設との連携を進めます。

（4）地域防災力の向上

・頻発する自然災害によって町民の防災意識は高まっているため、避難訓練などの地域防災活動を積極的に行い、地域防災力の向上と自助・共助の意識啓発を進めます。

（5）事前防災への取組み

・事前防災は、発生する可能性のある自然災害に対して、事前にその対策を講じるものであり、防災インフラの整備とともに、被害規模のシミュレーションなどのソフト対策も国や県、大学などと連携して進め、その対応策を検討するなど、事前防災への取組みを進めます。

▲秋津川堤防の改修時の状況（2019 年 3 月）

▲まちづくり勉強会の様子

9．都市環境形成の方針

9-1　都市環境形成の基本的考え方

都市環境形成は、市街地内における日常的な町民の生活行動を支援するために必要とされる分野であり、町民生活を快適にするための取組みです。

我が国は急激な人口減少・少子高齢化による超高齢化社会を迎えており、本町においても少子高齢化が進んでいます。また、本町の社会福祉施設を利用している身体障がい者の方々もいます。そのため、町民や高齢者、身体障がい者など、すべての方々が安全、安心して暮らせるまちづくりが必要となっています。

また、快適な居住環境を守るとともに、地球規模で温暖化が進む中で、地球温暖化の原因となるCO_2などの温室効果ガスの削減が急務となっています。

そのような状況を踏まえ、都市環境形成の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- 市街地の快適な居住環境を守るため、工場や事業所などからの煤煙による大気汚染や工場排水による水質汚濁などの発生防止に努めます。
- 市街地内では、すべての方が歩いて暮らせる歩行空間の確保や公共公益施設のバリアフリー化を図るなど、ユニバーサルデザインによる空間づくりを進めます。
- 地球温暖化の原因となるCO_2などの温室効果ガス削減に向けた取組みとして、公共用地に限らず民地での緑化の推進や公園や街路樹の整備、コンパクトシティへの取組みなどを進めます。

9-2　都市環境形成の方針

(1)居住環境の悪化の防止

・市街地内は、居住地での工場や事業所の混在を抑制するとともに、やむを得ず立地を許容する場合には、工場からの大気汚染や汚水排水の基準値遵守など、発生防止を徹底することで居住環境の悪化抑制を進めます。

(2)ユニバーサルデザインによる都市空間づくり

・市街地内は、歩いて生活できる都市環境を創出するため、誰もが快適に利用可能な歩行環境を確保するとともに、公共公益施設のバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成を進めます。

(3)温暖化抑制への取組み

・温暖化の抑制に寄与するまちづくりを進めるためには、道路空間や公共公益施設、民間施設などにおける緑化の推進や、自家用車から公共交通への転換による自動車排熱の削減などにより、市街地部のヒートアイランド現象の抑制を図ります。

・市街地内の公園や緑地の適正配置による緑化及び自家用車から公共交通への転換を図ることにより、地球温暖化の原因となるCO_2などの温室効果ガスの排出削減を図ります。

第5章

地区別構想

1．地区別構想の構成　5-1
2．地区区分の考え方　5-2
3．地区別構想　5-3

１．地区別構想の構成

地区別構想は、町全体の将来都市構造や全体構想を受け、地区毎の特性に応じたまちづくりの方向性を示すものです。そのため、地区別構想では、「地区の現況特性及び課題」を整理し、それらを踏まえた「地区づくりの目標」を設定し、目標の達成に向けた「地区づくりの方針」を定めます。

《地区別構想の構成》

構　成	内　容
①地区の現況特性及び課題	・地勢や土地利用、人口などに関する現況や将来人口の推計、町民意向（町民アンケート、まちづくり協議会などでの意見抽出）から地区毎の現況特性及び課題の整理を行います。
②地区づくりの目標	・地区毎の現況特性及び課題を踏まえ、将来の地区づくりの目標を設定します。
③地区づくりの方針	・地区づくりの目標を達成するために必要な取り組みを地区づくりの方針として整理します。

《地区別構想の検討の流れ》

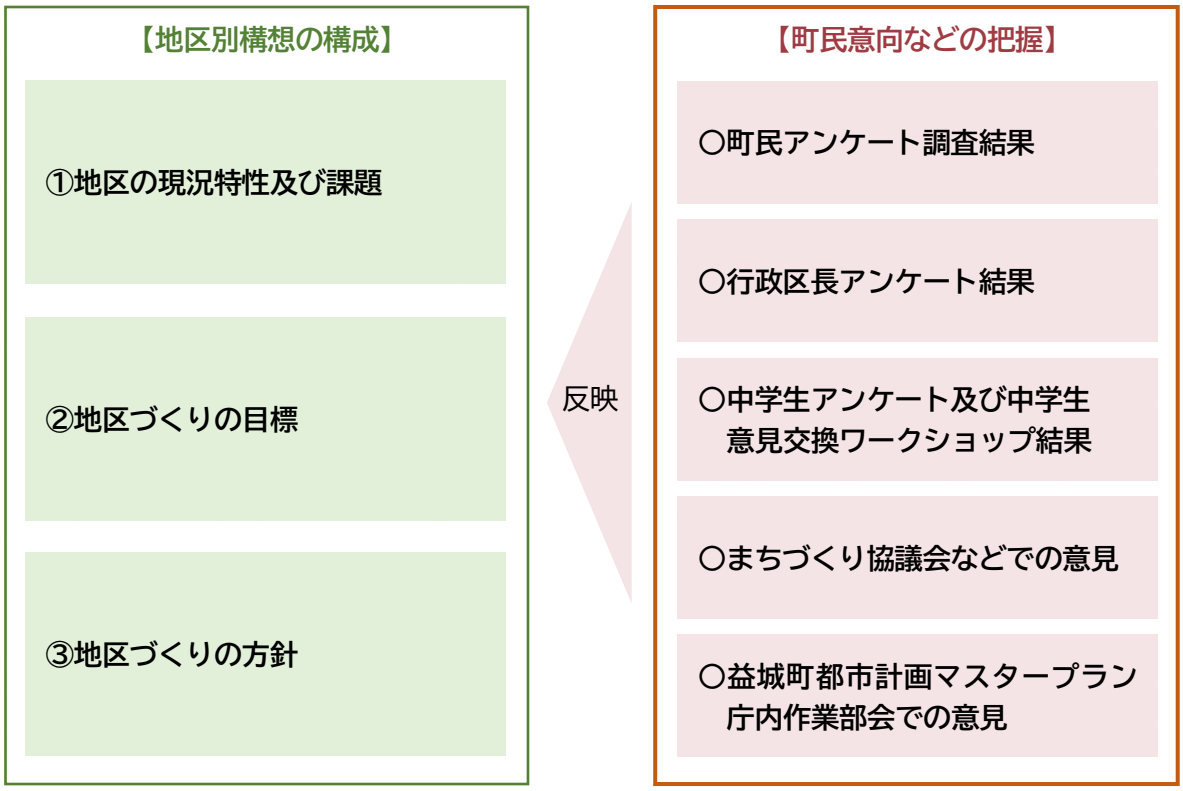

2．地区区分の考え方

地区別構想の地区区分は、旧町村のまとまりである「木山地区」、「広安地区」、「飯野地区」、「福田地区」、「津森地区」とします。

《地区区分と大字》

地区区分	該当する大字
木山地区	大字寺迫、大字木山、大字宮園、大字辻の城
広安地区	大字広崎、大字古閑、大字福富、大字惣領、大字馬水、大字安永
飯野地区	大字赤井、大字砥川、大字小池、大字島田
福田地区	大字福原、大字平田
津森地区	大字上陳、大字杉堂、大字小谷、大字田原、大字寺中、大字下陳

《地区区分図》

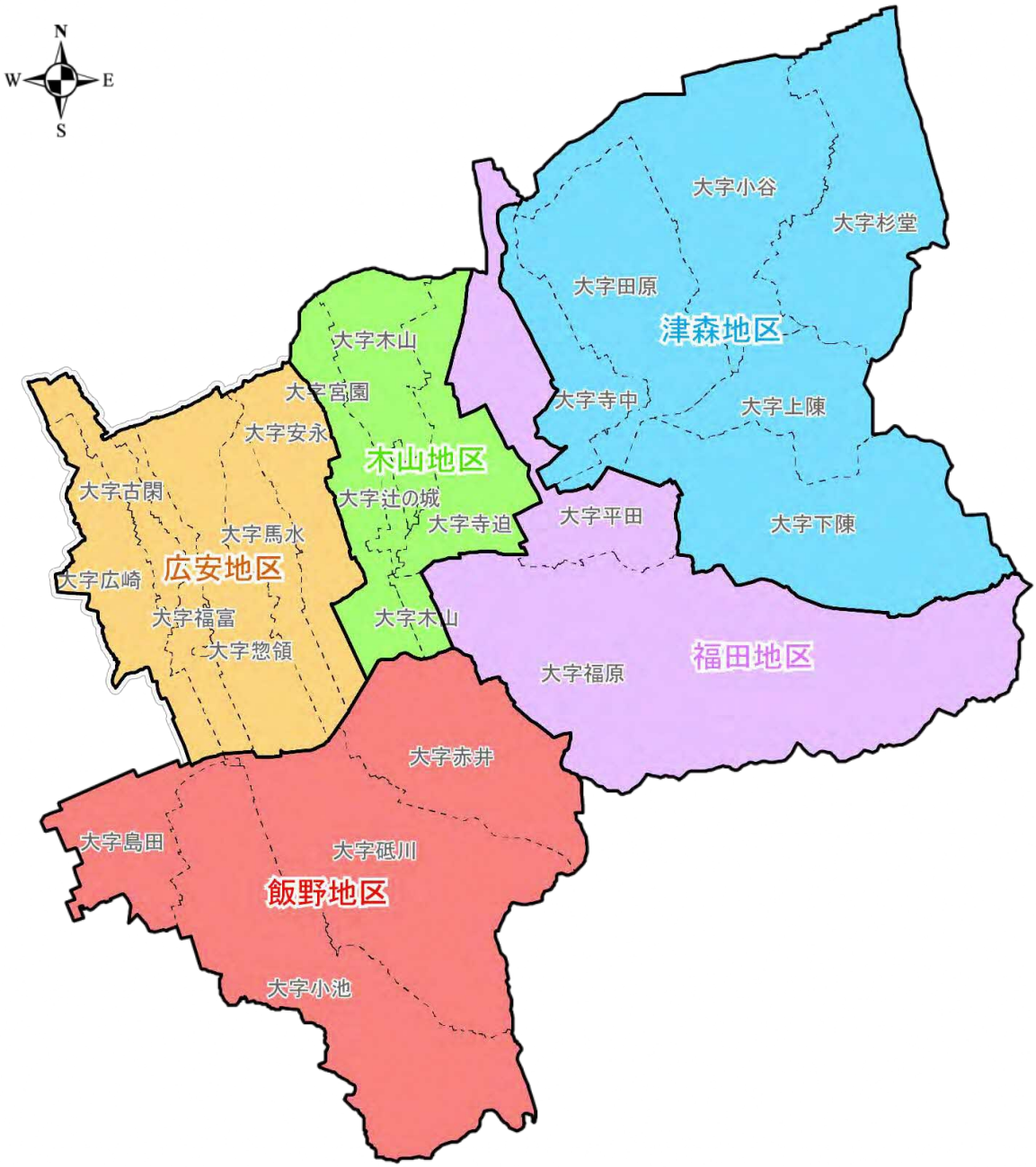

3．地区別構想

3-1　木山地区

3-1-1 木山地区の現況特性及び課題

(1)地区の現況特性

【地区の概要】

・本地区は、町の中央部に位置し、地区内人口 5,599 人(平成 30 年 10 月時点)と町内で二番目に人口が多い
・北部に畑、中西部には住宅用地、南部及び東部に田畑が広がる
・地区内には、「益城町役場仮設庁舎」や「益城町文化会館」、「益城中央小学校」、「木山中学校」が立地
・県道益城菊陽線(旧道)沿道に商業施設や医療施設、産業施設などが立地
・県道熊本益城大津線(第二空港線)や県道熊本高森線、役場仮設庁舎周辺でバスが運行

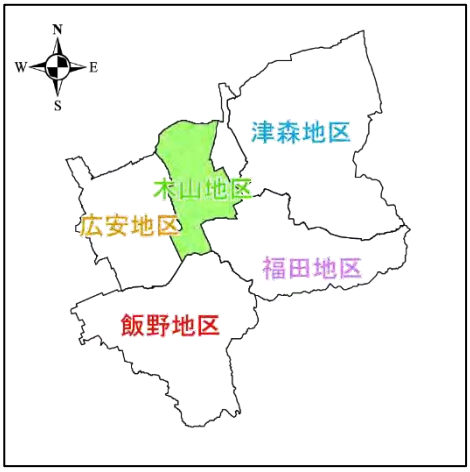

【地区の人口の推移】

・人口は、平成 26 年以降に減少へ転じ、平成 28 年には熊本地震の影響で更に大きく減少したため、6,000 人を下回った

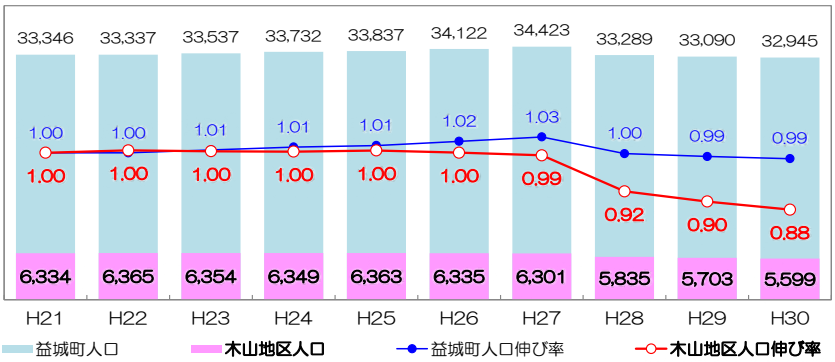

資料:住民基本台帳(各年 10 月)

【地区の将来人口の推計】

・将来人口(国勢調査年)は、平成 27 年をピークに減少を続け、令和 27 年までに約 1,200 人が減少すると想定されており、町全体と比較し減少割合は高い

資料:国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測プログラム」

（2）町民意向

【現在の満足度】（町民アンケート結果より抜粋　平成 30 年 11 月実施）

・上下水道や身近な自然環境についての満足度が高い

・安全な道路の整備や商業振興、観光振興などについての満足度が低い

調査項目	地区	満足度
上水道が整備され、安心して水道水を利用できる	木山地区	**1.50**
	町全体	1.40
身近な公園や緑地が整備されている	木山地区	0.00
	町全体	−0.37
下水道が整備されている	木山地区	**1.29**
	町全体	1.13
河川が整備されている	木山地区	0.27
	町全体	0.15
スーパーや商店などが充実しており、買い物がしやすい	木山地区	−0.12
	町全体	−0.55
公共交通機関が利用しやすく便利である	木山地区	0.27
	町全体	−0.34
信号や歩道などが適切に設置され、交通安全対策がしっかりしている	木山地区	−0.17
	町全体	−0.34
防犯灯などの防犯対策がしっかりしている	木山地区	0.05
	町全体	0.02
火災・風水害・地震などへの消防・防災体制が整っている	木山地区	0.05
	町全体	−0.08
ごみの減量化や分別回収が充実している	木山地区	0.56
	町全体	0.53
水や緑など自然が身近に感じられる	木山地区	**0.64**
	町全体	0.81
二車線以上ある広い道路が整備され車などで移動しやすい	木山地区	−0.40
	町全体	−0.50
身近な道路が整備され車などで移動しやすい	木山地区	−0.17
	町全体	−0.35
歩道などが整備され、徒歩や自転車、車いすで道路を安全に通行できる	木山地区	**−0.77**
	町全体	−0.85
まち並みや景観が美しい	木山地区	−0.33
	町全体	−0.22

調査項目	地区	満足度
商業やサービス業が盛んである	木山地区	**−0.66**
	町全体	−0.80
工業が盛んである	木山地区	−0.54
	町全体	−0.64
農業が盛んである	木山地区	0.35
	町全体	0.31
働く場、働きやすい環境が整っている	木山地区	−0.40
	町全体	−0.54
町外からの来訪者や観光客が訪れている	木山地区	**−0.62**
	町全体	−0.67
幼稚園・保育所などの施設が充実している	木山地区	0.54
	町全体	0.41
小中学校の教育施設が充実している	木山地区	0.50
	町全体	0.42
文化施設が整っており、文化・芸術活動がしやすい	木山地区	0.34
	町全体	0.17
スポーツ・レクリエーション施設が整っており、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい	木山地区	−0.02
	町全体	−0.16
地域の公民館などの施設が充実している	木山地区	0.15
	町全体	0.12
文化財や伝統行事が大切に守られている	木山地区	0.15
	町全体	0.16
病院や診療所などの福祉・保健・医療施設が整っており、利用しやすい	木山地区	0.29
	町全体	0.02
公共公益施設などのバリアフリー化が進んでおり、誰もが利用しやすい	木山地区	−0.11
	町全体	−0.13
住民がまちづくりに参加しやすい	木山地区	−0.14
	町全体	−0.13
地域に人と人との繋がりがあり、共に支え合い助け合う風土がある	木山地区	0.20
	町全体	0.27
【総合評価】 全体的に益城町は、生活しやすい	木山地区	0.59
	町全体	0.48

満足度：2（満足）～ −2（不満）

青字：満足度上位 3 項目　　**赤字**：満足度下位 3 項目

（3）地区の主要課題

・町の中心的役割を担う都市拠点として、賑わい回復や都市機能の充実などの中心市街地活性化に向けた取組が求められます。
・防災拠点の形成や雨水排水能力の向上などによる防災機能や減災機能の強化が求められます。
・利便性の高い場所での居住を推進するため、居住環境の改善及び復興区画整理に伴う既成市街地の再生が求められます。
・県道熊本高森線の拡幅などの都市施設整備による居住地の減少に伴い、新たな市街地の形成が求められます。
・熊本都市圏との一体的な都市形成を図るため、都市間の連携強化が求められます。
・都市の風格や魅力を高めるため、良好な市街地景観の形成が求められます。
・木山城跡などの歴史や文化を活かしたまちづくりが求められます。
・防災や減災には住民の自助・共助が不可欠であり、地域防災力向上の取組みが求められます。

《木山地区の現況及び課題図》

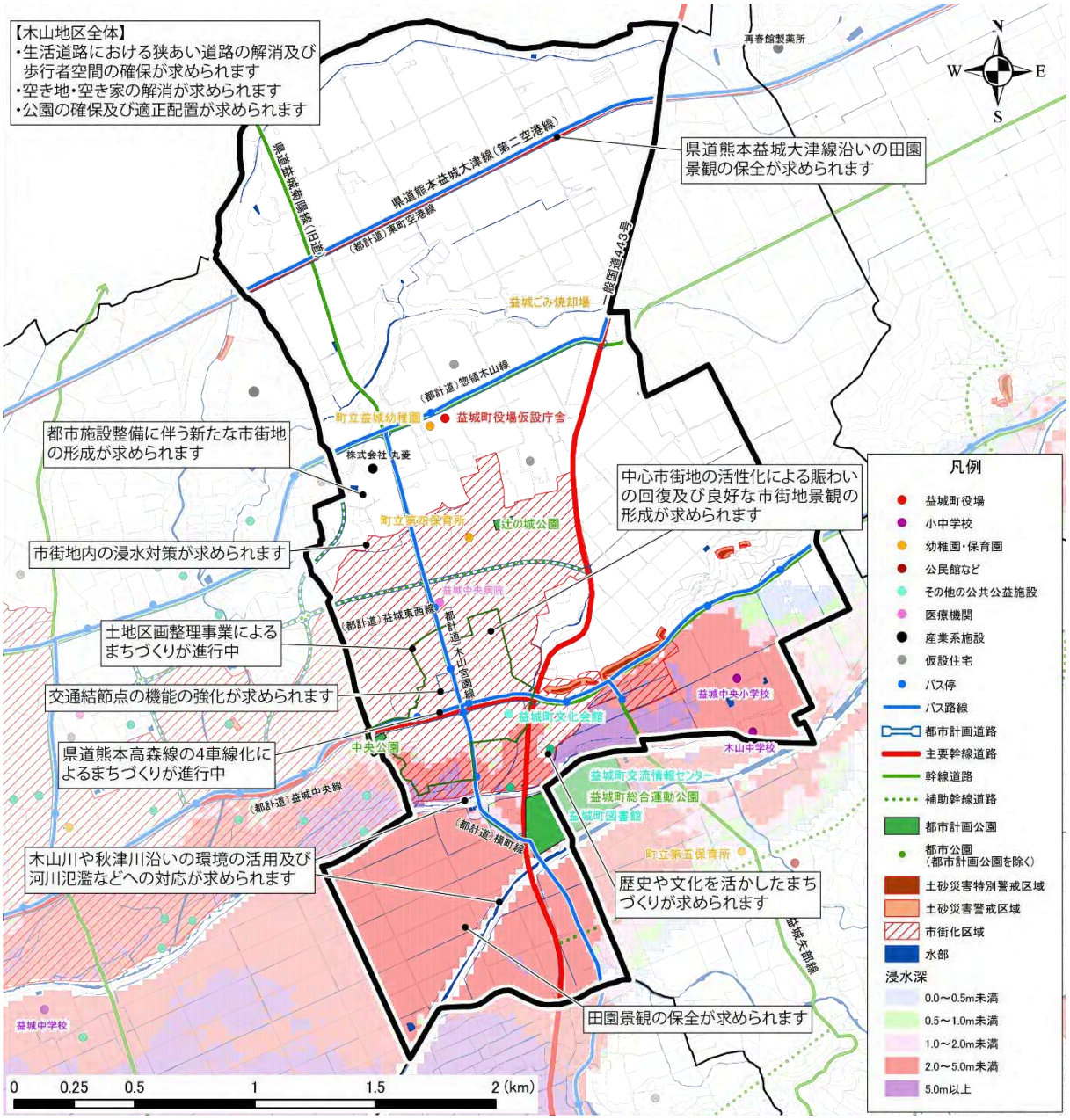

3-1-2 木山地区の地区づくりの目標

＜地区づくりの目標＞

人が交流し絆を育む 歩いて暮らせる 賑わいのある安全安心な街

3-1-3 木山地区の地区づくりの方針

【土地利用の方針】

・木山都市拠点においては、復興区画整理の早期実現による良好な市街地の再生を図り、すべての町民が定期的に利用する都市機能の集約を進めます。また、公共サービス利用の向上や賑わいの創出を図るため、町の中心となる新庁舎の整備を進めます。
・県道熊本高森線沿道では、都市間連携軸に相応しい沿道サービス機能の利用促進を図り、主要なバス停周辺への都市機能の誘導に努めます。
・仮設庁舎周辺については、内陸部での安全な防災拠点の確保や町民サービス機能などを有する公共公益施設の整備を図り、複合防災拠点の形成を進めます。
・一般住宅地では、生活に必要な都市機能の立地を許容し、住宅や共同住宅、店舗などの複合的な土地利用を進めます。
・専用住宅地では、戸建住宅を基本とした閑静で住みやすい居住環境の形成を進めます。
・市街化区域での居住地確保などが難しい場合には、土地利用検討エリアにおいて、都市的土地利用への転換の検討を進めます。
・産業形成軸を形成する国道 443 号及び町道グランメッセ木山線沿道については、土地利用調整エリアとして、工業・産業の計画的な集積を図ります。
・土地利用保全エリアの農地や緑地については、地域の重要な農業基盤として、積極的な保全を図ります。

【市街地整備の方針】

・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけては、本町の中心市街地として様々な活性化施策を展開し、賑わいの回復を図ります。
・木山都市拠点で進められている復興区画整理の早期実現により、良好な市街地形成を図ります。
・市街化区域内の住宅地では、狭あい道路の解消など生活インフラの整備・改善を進め、良好な居住環境の形成を進めます。
・県道熊本高森線の 4 車線化に伴い、沿道市街地の区画再編などを行うことにより、土地利用の更新や空き地・空き家の解消を図ります。

【道路・交通体系の方針】

・県道熊本高森線は、広域幹線道路であるとともに、熊本都市圏と一体となった都市間連携軸として、4車線化による道路機能の向上に合わせて、公共交通の連携強化を図ります。
・国道 443 号や県道熊本益城大津線（第二空港線）は、町の骨格を形成する広域幹線道路として、町道グランメッセ木山線は産業形成軸として、移動の円滑化を図ります。
・益城中央線や益城東西線、木山宮園線などの都市計画道路の整備を進めます。
・市街化区域の生活道路においては、緊急車両の走行が可能な幅員の確保による市街地環境の改善に努めます。

・公共交通が不便な地域においては、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、新たな交通システムの導入などを検討し、交通利便性の向上を図ります。
・益城町木山交差点付近は、町の交通結節点として、交通広場の整備を進め、公共交通の利便性の向上を図ります。

【公園・緑地の方針】
・町民グラウンドは、町民のレクリエーション活動の場として、公園機能の充実を図ります。
・木山都市拠点の復興区画整理区域内では、事業計画に沿って、公園の確保を進めます。
・市街化区域では、日常的な利用と災害時に一時避難地として利用できるよう、一定の規模を有する街区公園や近隣公園などの適正な配置を図ります。
・空き地・空き家などを活用したポケットパークの整備を図るなど、地域の利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。
・木山川や秋津川沿いでは、河川への親水性の向上を図るとともに、河川空間と田園空間を活用した歩行や自転車利用の促進による緑のネットワークの形成を努めます。

【その他都市施設の方針】
・ごみ処理施設については、周辺市町村を対象とした広域的施設として検討を進めます。
・土地利用検討エリアにおいて、新たな市街地としての活用を図る際には、公共下水道事業の整備を図り、良好な居住環境の形成に努めます。
・企業の進出による新たな産業用地などの拡大が発生する場合、必要な都市施設について費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、公共下水道などの基盤整備に努めます。
・下水道の整備・維持更新を図り、市街地内の内水対策に努めます。

【景観形成の方針】
・木山都市拠点については、本町の中心市街地に相応しい賑わいのある都市景観の創出に努めます。
・県道熊本高森線沿道は、熊本都市圏との一体的な都市間連携軸として、沿道景観の形成に努めます。
・町道横町線は、歴史、文化、自然を活かした景観形成に努めます。
・市街地内の住宅地においては、地区計画などを活用し、住民主体による良好な居住地形成に努めます。
・木山地区、広安地区、福田地区、津森地区にまたがる県道熊本益城大津線（第二空港線）沿道の田園風景については、一体的な景観軸として、積極的な保全に努めます。また、秋津川以南に広がる田園景観の積極的な保全に努めます。

【都市防災の方針】
・木山川や秋津川に関しては、河川氾濫及び内水氾濫への対策に努めます。また、市街地内においては、氾濫による浸水や冠水などへの対策に努めます。
・市街化区域内においては、安全な場所での防災機能を確保するとともに、避難所の適正な配置を図ります。
・災害時の安全な避難路を確保するため、歩道や緑道などの歩行者空間の整備を図ります。
・地域の防災力を高めるため、避難訓練などの防災活動を積極的に行い、地域住民の自助・共助の意識啓発を進めます。

【都市環境形成の方針】

・市街地内では、住居と工場の混在防止など、居住環境の悪化抑制に努めます。

・市街化区域内の道路や公共公益施設は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

▲県道益城菊陽線沿道の市街地

▲木山城跡公園からの眺望

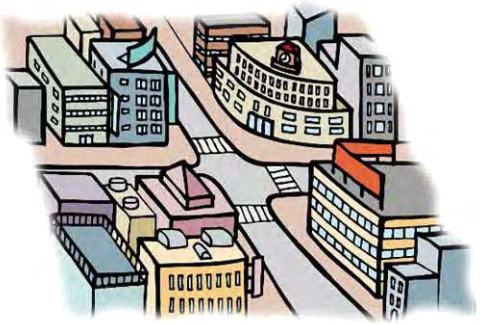

《木山地区の地区づくり方針参考図》

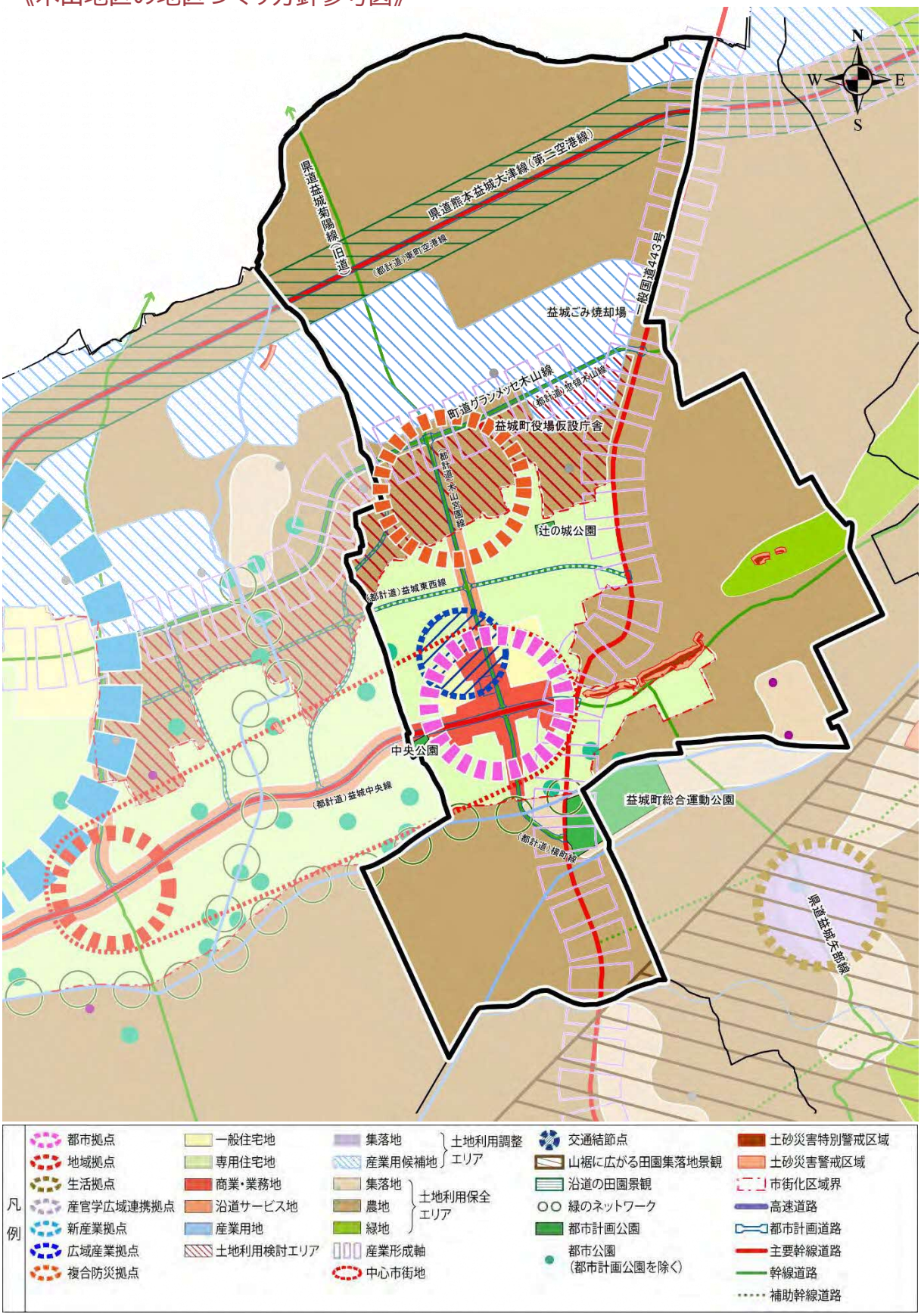

※方針参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3-2　広安地区

3-2-1 広安地区の現況特性及び課題

(1)地区の現況特性

【地区の概要】

・本地区は、町の西部に位置し、地区内人口 19,875 人(平成 30 年 10 月時点)と町内で最も人口が多い
・北部と南部には田畑が広がり、中央に市街地が形成されている
・地区内には、「グランメッセ熊本」、「保健福祉センター」、「広安小学校、広安西小学校」、「益城中学校」が立地
・県道益城菊陽線(新道)や県道熊本高森線沿道に商業施設や医療施設が集積
・益城熊本空港 IC 付近には、工場や物流倉庫、配送センターなどが集積
・県道熊本高森線や県道熊本益城大津線(第二空港線)、町道グランメッセ木山線、県道益城菊陽線(新道)などに熊本市内と阿蘇くまもと空港を結ぶバスが運行

【地区の人口の推移】

・人口は、平成 21 年以降増加を続けていたが、平成 28 年に熊本地震の影響で減少に転じた

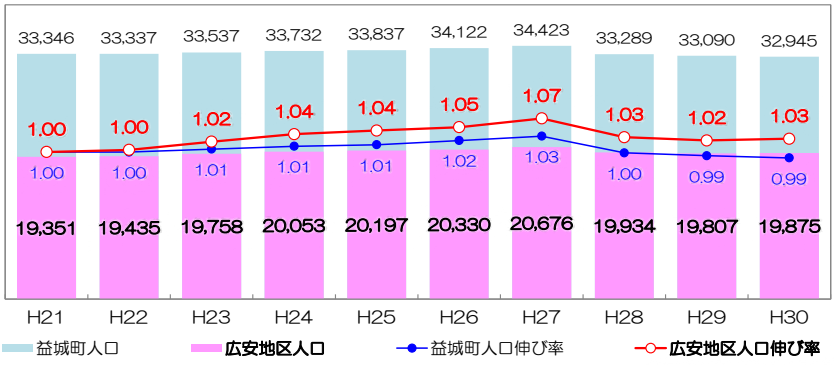

資料:住民基本台帳(各年 10 月)

【地区の将来人口の推計】

・将来人口(国勢調査年)は、平成 27 年をピークに減少を続け、令和 27 年までには約 2,400 人が減少すると想定されており、町全体と比較し減少割合は低い

資料:国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測プログラム」

（2）町民意向

【現在の満足度】（町民アンケート結果より抜粋　平成 30 年 11 月実施）

・上下水道や身近な自然環境についての満足度が高い

・安全な道路の整備や商業振興、観光振興などについての満足度が低い

調査項目	地区	満足度
上水道が整備され、安心して水道水を利用できる	広安地区	**1.37**
	町全体	1.40
身近な公園や緑地が整備されている	広安地区	−0.37
	町全体	−0.37
下水道が整備されている	広安地区	**1.16**
	町全体	1.13
河川が整備されている	広安地区	0.12
	町全体	0.15
スーパーや商店などが充実しており、買い物がしやすい	広安地区	−0.22
	町全体	−0.55
公共交通機関が利用しやすく便利である	広安地区	0.24
	町全体	−0.34
信号や歩道などが適切に設置され、交通安全対策がしっかりしている	広安地区	−0.16
	町全体	−0.34
防犯灯などの防犯対策がしっかりしている	広安地区	0.04
	町全体	0.02
火災・風水害・地震などへの消防・防災体制が整っている	広安地区	−0.08
	町全体	−0.08
ごみの減量化や分別回収が充実している	広安地区	0.54
	町全体	0.53
水や緑など自然が身近に感じられる	広安地区	**0.59**
	町全体	0.81
二車線以上ある広い道路が整備され車などで移動しやすい	広安地区	−0.42
	町全体	−0.50
身近な道路が整備され車などで移動しやすい	広安地区	−0.36
	町全体	−0.35
歩道などが整備され、徒歩や自転車、車いすで道路を安全に通行できる	広安地区	**−0.87**
	町全体	−0.85
まち並みや景観が美しい	広安地区	−0.32
	町全体	−0.22

調査項目	地区	満足度
商業やサービス業が盛んである	広安地区	**−0.67**
	町全体	−0.80
工業が盛んである	広安地区	−0.59
	町全体	−0.64
農業が盛んである	広安地区	0.23
	町全体	0.31
働く場、働きやすい環境が整っている	広安地区	−0.46
	町全体	−0.54
町外からの来訪者や観光客が訪れている	広安地区	**−0.62**
	町全体	−0.67
幼稚園・保育所などの施設が充実している	広安地区	0.37
	町全体	0.41
小中学校の教育施設が充実している	広安地区	0.37
	町全体	0.42
文化施設が整っており、文化・芸術活動がしやすい	広安地区	0.14
	町全体	0.17
スポーツ・レクリエーション施設が整っており、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい	広安地区	−0.17
	町全体	−0.16
地域の公民館などの施設が充実している	広安地区	0.07
	町全体	0.12
文化財や伝統行事が大切に守られている	広安地区	0.09
	町全体	0.16
病院や診療所などの福祉・保健・医療施設が整っており、利用しやすい	広安地区	0.16
	町全体	0.02
公共公益施設などのバリアフリー化が進んでおり、誰もが利用しやすい	広安地区	−0.09
	町全体	−0.13
住民がまちづくりに参加しやすい	広安地区	−0.17
	町全体	−0.13
地域に人と人との繋がりがあり、共に支え合い助け合う風土がある	広安地区	0.15
	町全体	0.27
【総合評価】 全体的に益城町は、生活しやすい	広安地区	0.51
	町全体	0.48

満足度：2（満足）～ −2（不満）

青字：満足度上位 3 項目　**赤字**：満足度下位 3 項目

（3）地区の主要課題

・中心市街地の一部を担う地域拠点として、賑わい回復や都市機能の充実などの中心市街地活性化に向けた取組が求められます。
・益城熊本空港 IC の交通利便性を活かした産業用地の確保が求められます。
・利便性の高い場所での居住を推進するため、居住環境の改善による既成市街地の再生及び土地区画整理事業による良好な市街地の形成が求められます。
・県道熊本高森線の拡幅などの都市施設整備による居住地の減少に伴い、新たな市街地の形成が求められます。
・熊本都市圏との一体的な都市形成を図るため、都市間の連携強化が求められます。
・都市の風格や魅力を高めるため、良好な市街地景観の形成が求められます。
・防災や減災には住民の自助・共助が不可欠であり、地域防災力向上の取組みが求められます。

《広安地区の現況及び課題図》

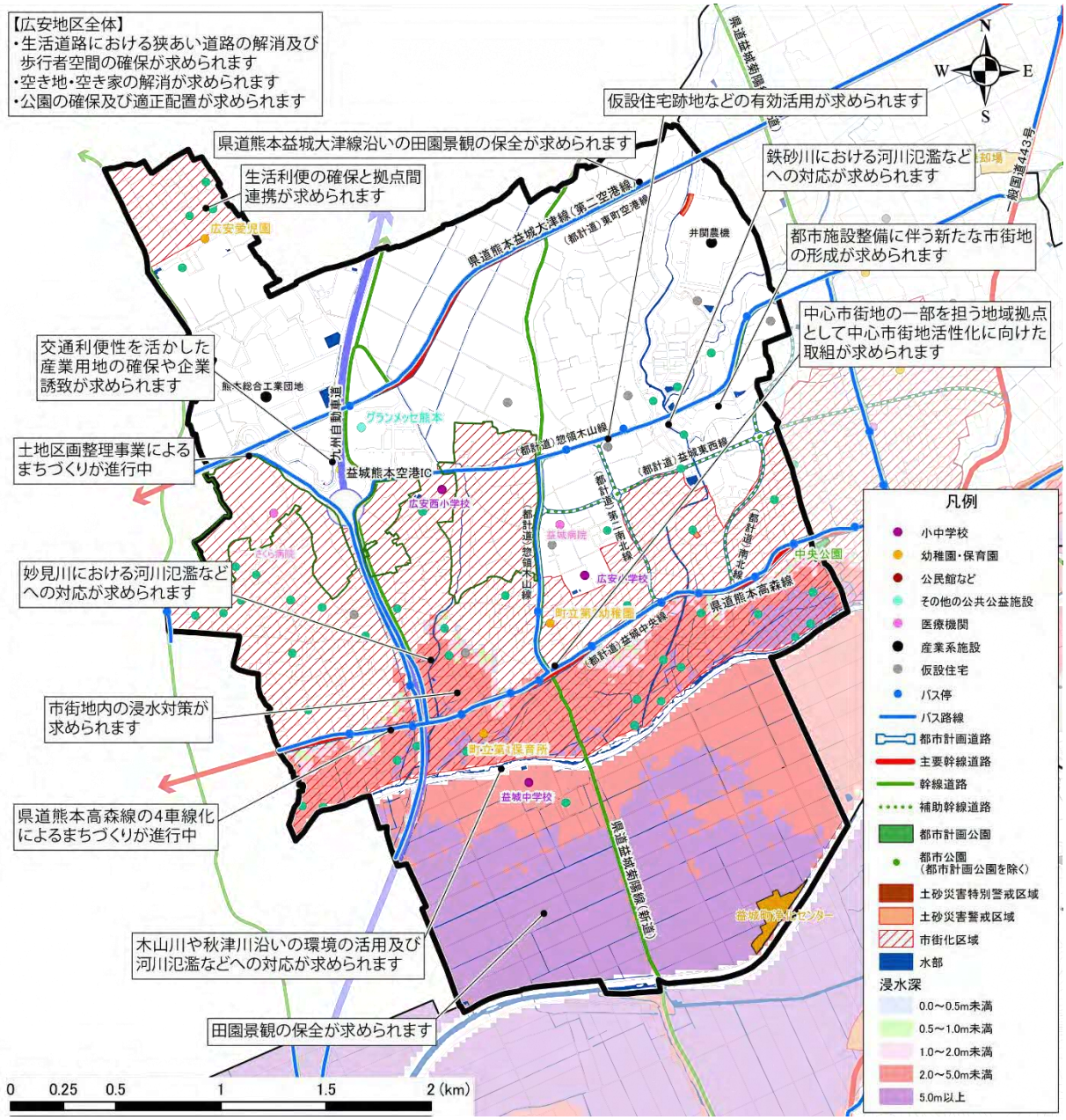

3-2-2 広安地区の地区づくりの目標

<地区づくりの目標>

地域コミュニティが盛んで楽しく明るく暮らせる
居住性に優れた住み心地の良い街

3-2-3 広安地区の地区づくりの方針

【土地利用の方針】

・惣領地域拠点は、地域住民の生活利便性を確保するため、都市拠点を補完する地域拠点に相応しい都市機能の集約を進めるとともに、質の高い生活環境の形成を図ります。
・小峯生活拠点では地区レベルの生活利便性の確保と拠点間連携を進めます。
・益城熊本空港 IC 周辺については、産業用地の確保や流通、工業などの企業誘致、周辺へのアクセス性の向上などを図り、物流・製造業を中心とした新産業拠点の形成を進めます。
・県道熊本高森線沿道では、都市間連携軸に相応しい沿道サービス機能の利用促進を図り、主要なバス停周辺に都市機能の誘導を努めます。
・一般住宅地では、生活に必要な都市機能の立地を許容し、住宅や共同住宅、店舗などの複合的な土地利用を進めます。
・専用住宅地では、戸建住宅を基本とした閑静で住みやすい居住環境の形成を進めます。
・市街地内の産業用地では、周辺の居住地との混在に配慮し、適正な用途への見直しを進めます。
・市街化区域での居住地確保などが難しい場合には、土地利用検討エリアにおいて、都市的土地利用への転換の検討を進めます。
・産業形成軸を形成する町道グランメッセ木山線沿道については、土地利用調整エリアとして、工業・産業の計画的な集積を図ります。
・土地利用保全エリアの農地や緑地については、地域の重要な農業基盤として、積極的な保全を図ります。

【市街地整備の方針】

・木山都市拠点から惣領地域拠点にかけては、本町の中心市街地として様々な活性化施策を展開し、賑わいの回復を図ります。
・益城熊本空港 IC 周辺に計画されている土地区画整理事業の早期実現による良好な市街地形成を推進します。
・市街化区域内の住宅地では、狭あい道路の解消など生活インフラの整備・改善を進め、良好な居住環境の形成を進めます。
・県道熊本高森線の 4 車線化に伴い、沿道市街地の区画再編などを行うことにより、土地利用の更新や空き地・空き家の解消を図ります。

【道路・交通体系の方針】

・県道熊本高森線は、広域幹線道路であるとともに、熊本都市圏と一体となった都市間連携軸として、4車線化による道路機能の向上に合わせて、公共交通の連携強化を図ります。
・県道熊本益城大津線（第二空港線）は、町の骨格を形成する広域幹線道路として、町道グランメッセ木山線は産業形成軸として、移動の円滑化を図ります。
・益城中央線や益城東西線、惣領木山線、第二南北線の都市計画道路の整備を進めます。
・一体の都市として都市計画道路のネットワークを形成するため、西側地区に新たな都市計画道路の検討に努めます。

・市街化区域の生活道路においては、緊急車両の走行が可能な幅員の確保による市街地環境の改善に努めます。
・公共交通が不便な地域においては、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、新たな交通システムの導入などを検討し、交通利便性の向上を図ります。

【公園・緑地の方針】
・益城台地土地区画整理事業区域内では、事業計画に沿って、公園の確保を進めます。
・市街化区域では、日常的な利用と災害時に一時避難地として利用できるよう、一定の規模を有する街区公園や近隣公園などの適正な配置を図ります。特に、公園が不足する西側の市街地では、速やかに公園整備に関する計画づくりを進めます。
・空き地・空き家などを活用したポケットパークの整備を図るなど、地域の利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。
・木山川や秋津川沿いでは、河川への親水性の向上を図るとともに、河川空間と田園空間を活用した歩行や自転車利用の促進による緑のネットワークの形成を努めます。また、秋津川や鉄砂川沿いでは、遊歩道や親水公園などの親水空間の整備利活用に努めます。

【その他都市施設の方針】
・本町の公共下水道の終末処理施設となる益城町浄化センターについては、安定した浄化処理能力を確保するため、施設の維持・充実を図ります。
・土地利用検討エリアにおいて、新たな市街地としての活用を図る際には、公共下水道事業の整備を図り、良好な居住環境の形成に努めます。
・企業の進出による新たな産業用地などの拡大が発生する場合、必要な都市施設について費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、公共下水道などの基盤整備に努めます。
・下水道の整備・維持更新を図り、市街地内の内水対策に努めます。

【景観形成の方針】
・県道熊本高森線沿道は、熊本都市圏との一体的な都市間連携軸として、沿道景観の形成に努めます。
・市街地内の住宅地においては、地区計画などを活用し、住民主体による良好な居住地形成に努めます。
・木山地区、広安地区、福田地区、津森地区にまたがる県道熊本益城大津線（第二空港線）沿道の田園風景については、一体的な景観軸として、積極的な保全に努めます。

【都市防災の方針】
・木山川や秋津川、鉄砂川、妙見川に関しては、河川氾濫及び内水氾濫への対策に努めます。また、市街地内においては、氾濫による浸水や冠水などへの対策に努めます。
・市街化区域内においては、安全な場所での防災機能を確保するとともに、避難所の適正な配置を図ります。ただし、河川沿いに位置する益城中学校は、木山川及び秋津川氾濫時の浸水想定区域内にあるため、豪雨災害時にも安心して避難できる場所の確保を検討します。
・災害時の安全な避難路を確保するため、歩道や緑道などの歩行者空間の整備を図ります。
・地域の防災力を高めるため、避難訓練などの防災活動を積極的に行い、地域住民の自助・共助の意識啓発を進めます。

【都市環境形成の方針】

・市街地内では、住居と工場の混在防止など、居住環境の悪化抑制に努めます。

・市街化区域内の道路や公共公益施設は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

▲県道熊本高森線沿道の市街地

▲益城熊本空港 IC

《広安地区の地区づくり方針参考図》

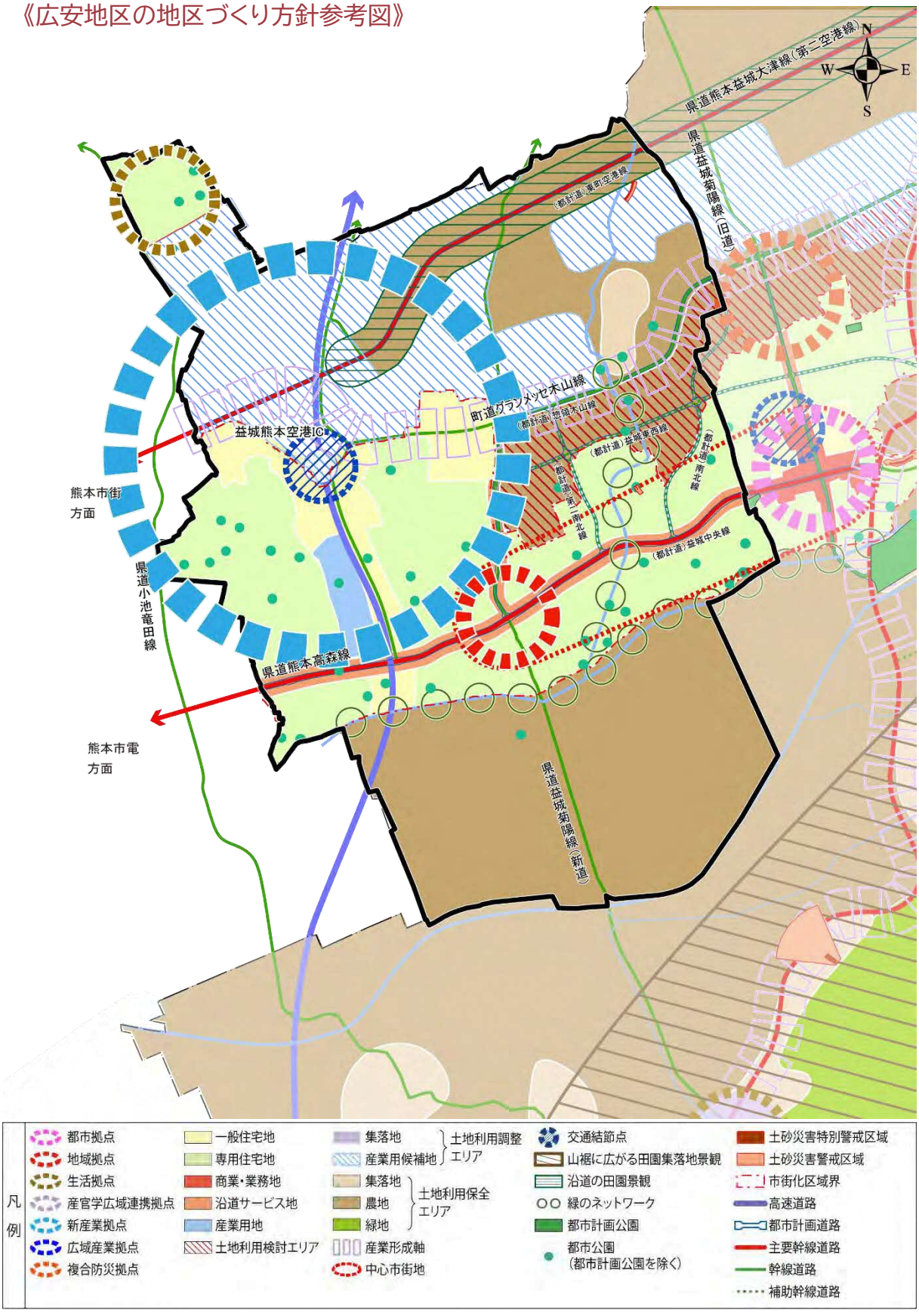

※方針参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3-3　飯野地区

3-3-1 飯野地区の現況特性及び課題

(1)地区の現況特性

【地区の概要】

・本地区は、町の南部に位置し、地区内人口 3,072 人(平成 30 年 10 月時点)と町内で三番目に人口が多い
・北部に田畑、南部に山林が広がり、中央に市街地が形成されている
・南部の山林には、広大なゴルフ場が立地
・地区内には、「飯野小学校」が立地
・国道 443 号沿道に小売店舗が立地
・西部には、産業施設が立地
・国道 443 号及び県道小池竜田線にバスが運行

【地区の人口の推移】

・人口は、平成 25 年までは減少傾向にあったが、平成 29 年からは増加に転じ、現在は 3,000 人を上回った

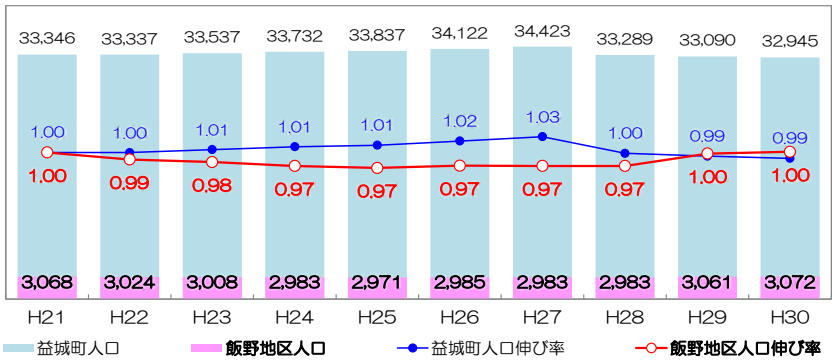

資料:住民基本台帳(各年 10 月)

【地区の将来人口の推計】

・将来人口(国勢調査年)は、平成 27 年をピークに減少を続け、令和 27 年には約 1,000 人が減少すると想定されており、町全体と比較し減少割合は高い

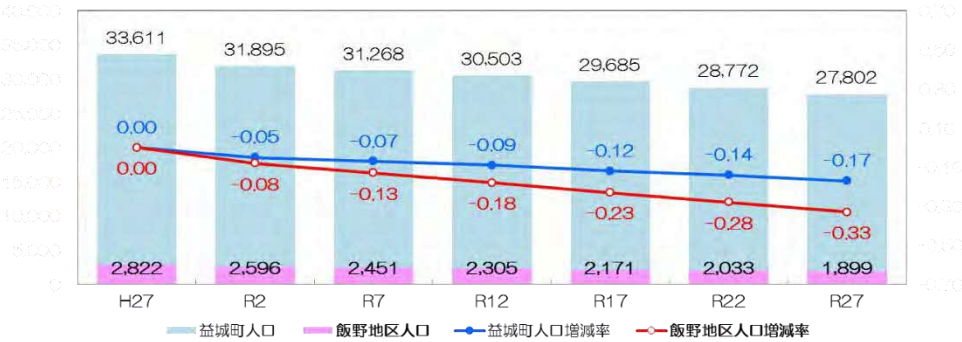

資料:国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測プログラム」

（2）町民意向

【現在の満足度】（町民アンケート結果より抜粋　平成 30 年 11 月実施）

・上下水道や身近な自然環境についての満足度が高い

・安全な道路の整備や商業振興、観光振興などについての満足度が低い

調査項目	地区	満足度
上水道が整備され、安心して水道水を利用できる	飯野地区	1.38
	町全体	1.40
身近な公園や緑地が整備されている	飯野地区	−0.99
	町全体	−0.37
下水道が整備されている	飯野地区	1.38
	町全体	1.13
河川が整備されている	飯野地区	0.12
	町全体	0.15
スーパーや商店などが充実しており、買い物がしやすい	飯野地区	−1.26
	町全体	−0.55
公共交通機関が利用しやすく便利である	飯野地区	−1.31
	町全体	−0.34
信号や歩道などが適切に設置され、交通安全対策がしっかりしている	飯野地区	−0.66
	町全体	−0.34
防犯灯などの防犯対策がしっかりしている	飯野地区	−0.21
	町全体	0.02
火災・風水害・地震などへの消防・防災体制が整っている	飯野地区	−0.28
	町全体	−0.08
ごみの減量化や分別回収が充実している	飯野地区	0.42
	町全体	0.53
水や緑など自然が身近に感じられる	飯野地区	1.15
	町全体	0.81
二車線以上ある広い道路が整備され車などで移動しやすい	飯野地区	−0.53
	町全体	−0.50
身近な道路が整備され車などで移動しやすい	飯野地区	−0.36
	町全体	−0.35
歩道などが整備され、徒歩や自転車、車いすで道路を安全に通行できる	飯野地区	−0.78
	町全体	−0.85
まち並みや景観が美しい	飯野地区	0.08
	町全体	−0.22

調査項目	地区	満足度
商業やサービス業が盛んである	飯野地区	−1.00
	町全体	−0.80
工業が盛んである	飯野地区	−0.70
	町全体	−0.64
農業が盛んである	飯野地区	0.41
	町全体	0.31
働く場、働きやすい環境が整っている	飯野地区	−0.69
	町全体	−0.54
町外からの来訪者や観光客が訪れている	飯野地区	−0.75
	町全体	−0.67
幼稚園・保育所などの施設が充実している	飯野地区	0.17
	町全体	0.41
小中学校の教育施設が充実している	飯野地区	0.41
	町全体	0.42
文化施設が整っており、文化・芸術活動がしやすい	飯野地区	0.06
	町全体	0.17
スポーツ・レクリエーション施設が整っており、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい	飯野地区	−0.46
	町全体	−0.16
地域の公民館などの施設が充実している	飯野地区	0.16
	町全体	0.12
文化財や伝統行事が大切に守られている	飯野地区	0.39
	町全体	0.16
病院や診療所などの福祉・保健・医療施設が整っており、利用しやすい	飯野地区	−0.29
	町全体	0.02
公共公益施設などのバリアフリー化が進んでおり、誰もが利用しやすい	飯野地区	−0.11
	町全体	−0.13
住民がまちづくりに参加しやすい	飯野地区	−0.13
	町全体	−0.13
地域に人と人との繋がりがあり、共に支え合い助け合う風土がある	飯野地区	0.48
	町全体	0.27
【総合評価】 全体的に益城町は、生活しやすい	飯野地区	0.48
	町全体	0.48

満足度：2（満足）～ −2（不満）

青字：満足度上位 3 項目　　**赤字**：満足度下位 3 項目

（3）地区の主要課題

・集落内における人口減少や高齢化が進行しており、地区内住民の生活利便性の低下への対応が求められます。
・小池高山 IC の交通利便を活かし、嘉島町や御船町に形成された産業用地と一体となった産業拠点の形成が求められます。
・本町の一次産業を支える農業生産基盤の維持・保全が求められます。
・集落内で空き地・空き家などが見られており、空き家の活用や除却、空き地や未利用地の活用が求められます。
・地区内の路線バスの維持や、点在する集落間を結び都市拠点などへと接続する公共交通の確保が求められます。
・魅力ある田園集落景観の保全が求められます。
・防災や減災には住民の自助・共助が不可欠であり、地域防災力向上の取組みが求められます。

《飯野地区の現況及び課題図》

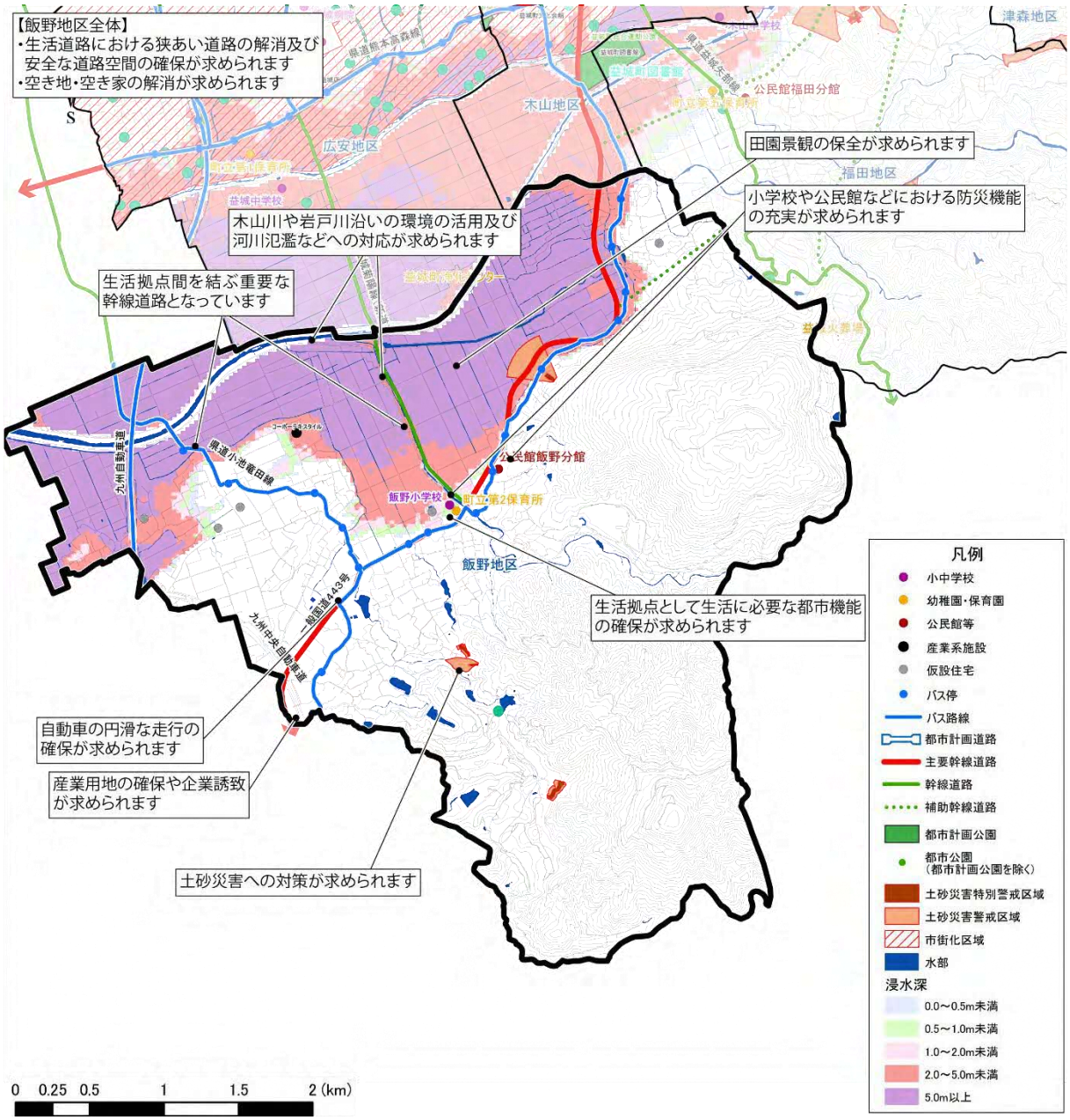

3-3-2 飯野地区の地区づくりの目標

<地区づくりの目標>

水と緑が調和した 自然に恵まれた住み心地の良い田園集落地

3-3-3 飯野地区の地区づくりの方針

【土地利用の方針】

・飯野小学校周辺に位置づけられた飯野生活拠点では、市街化調整区域内であるものの、生活に必要な適正の都市機能を確保するため、市街化調整区域の土地利用規制緩和や地域再生計画などを活用し、集落の維持に努めます。
・小池高山 IC 周辺については、産業用地の確保や企業誘致などを図り、嘉島町や御船町と一体となった広域産業拠点の形成を進めます。
・産業形成軸を形成する国道 443 号沿道については、土地利用調整エリアとして、工業・産業の計画的な集積を図ります。
・土地利用保全エリアの農地や緑地については、地域の重要な農業基盤として、積極的な保全を図ります。
・高齢化の進行している飯野地域では、今後、空き地・空き家が増加していくことが懸念されるため、地域の活性化に向けた土地利用の順化に努めます。

【道路・交通体系の方針】

・国道 443 号は、町の骨格を形成する広域幹線道路であり、産業形成軸として、移動の円滑化を図ります。
・県道益城菊陽線や県道小池竜田線は、各拠点とを結ぶ幹線道路として、道路機能の維持・強化に努めます。
・集落内の主要な生活道路については、緊急車両の走行が可能な幅員の確保に努めます。
・公共交通については、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、新たな交通システムの導入などを検討し、交通不便の解消を図ります。

【公園・緑地の方針】

・空き地・空き家などを活用したポケットパークの整備など、地域の利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。
・飯野生活拠点を流れる岩戸川や都市拠点とを結ぶ木山川においては、河川空間と田園空間を活用した歩行や自転車利用の促進による緑のネットワークの形成に努めます。また、山地においては、トレッキングや散策などを楽しめるルート整備などに努めます。

【その他都市施設の方針】

・集落地内においては、下水道の維持整備などを図り、居住環境の保全に努めます。
・集落地内の浸水対策に努めます。
・企業の進出による新たな産業用地などの拡大が発生する場合、必要な都市施設について費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、公共下水道などの基盤整備に努めます。

【景観形成の方針】

・広大な農地と集落の景観、河川沿いの緑地景観は、地域の田園風景を構成する重要な要素であるため、1次産業の振興と連携した積極的な保全を図ります。

・飯田山や船野山の山裾に広がる田園集落地は、赤井城跡や社寺が点在し、歴史資源と調和した趣のある景観を有しているため、その保全に努めます。

【都市防災の方針】

・木山川や岩戸川、赤井川に関しては、河川氾濫への対策に努めます。
・集落地内においては、浸水区域の浸水対策や土砂災害の対策に努めます。
・災害時の避難場所となる小学校や公民館については、防災機能の充実を進め、避難路の安全性の確保に努めます。
・地域の防災力を高めるため、避難訓練などの防災活動を積極的に行い、地域住民の自助・共助の意識啓発を進めます。

▲飯野生活拠点の集落

▲飯野地区の田園集落地

《飯野地区の地区づくり方針参考図》

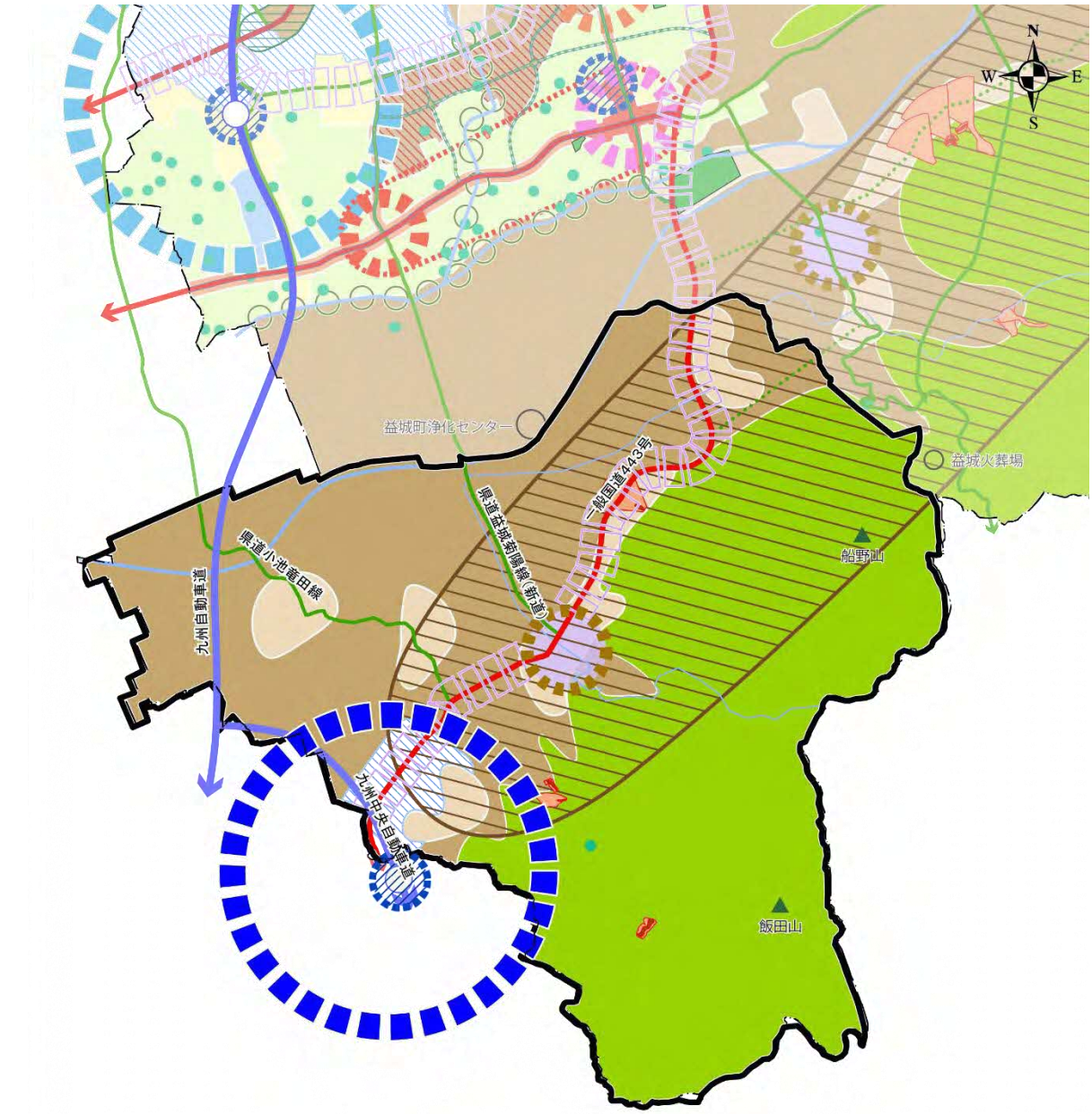

※方針参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3-4　福田地区

3-4-1 福田地区の現況特性及び課題

(1)地区の現況特性

【地区の概要】

・本地区は、町の南東部に位置し、地区内人口 1,905 人(平成 30 年 10 月時点)と町内で最も人口が少ない
・北部に物流施設や畑、中部に田や住宅地、南東部に畑及び山林が広がっている
・地区内には、「益城町総合運動公園」、「益城町交流情報センター(図書館)」、「益城火葬場」が立地
・地区内に商業施設は、ほとんど見られないものの、北部には工場や物流センターなどが集積
・県道熊本益城大津線(第二空港線)や県道熊本高森線にバスが運行しているが、バス停は存在していない

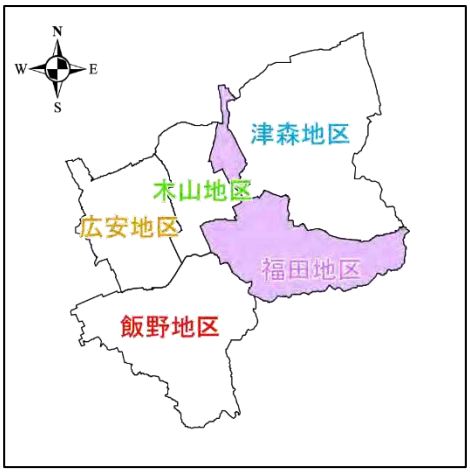

【地区の人口の推移】

・人口は、平成 22 年以降減少傾向にあったが、平成 26 年に大きく増加し、平成 28 年に減少に転じた

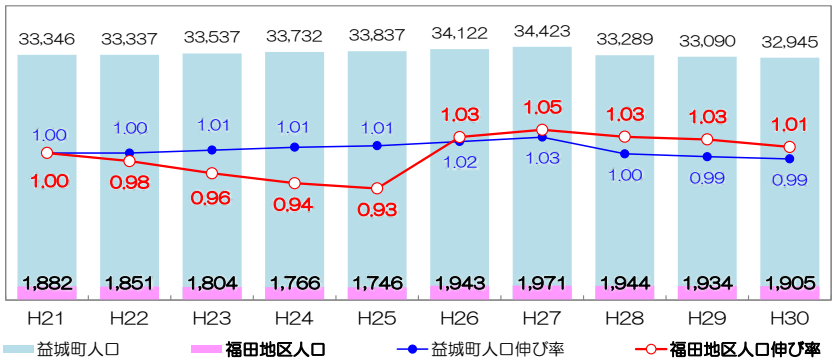

資料:住民基本台帳(各年 10 月)

【地区の将来人口の推計】

・将来人口(国勢調査年)は、平成 27 年をピークに減少を続け、令和 27 年には約 600 人が減少すると想定されており、町全体と比較し減少割合は高い

資料:国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測プログラム」

（2）町民意向

【現在の満足度】（町民アンケート結果より抜粋　平成 30 年 11 月実施）

・上下水道や身近な自然環境についての満足度が高い

・安全な道路の整備や商業振興、観光振興などについての満足度が低い

調査項目	地区	満足度
上水道が整備され、安心して水道水を利用できる	福田地区	**1.43**
	町全体	1.40
身近な公園や緑地が整備されている	福田地区	−0.53
	町全体	−0.37
下水道が整備されている	福田地区	**1.28**
	町全体	1.13
河川が整備されている	福田地区	0.01
	町全体	0.15
スーパーや商店などが充実しており、買い物がしやすい	福田地区	**−1.25**
	町全体	−0.55
公共交通機関が利用しやすく便利である	福田地区	**−1.29**
	町全体	−0.34
信号や歩道などが適切に設置され、交通安全対策がしっかりしている	福田地区	−0.80
	町全体	−0.34
防犯灯などの防犯対策がしっかりしている	福田地区	0.17
	町全体	0.02
火災・風水害・地震などへの消防・防災体制が整っている	福田地区	−0.10
	町全体	−0.08
ごみの減量化や分別回収が充実している	福田地区	0.53
	町全体	0.53
水や緑など自然が身近に感じられる	福田地区	**1.17**
	町全体	0.81
二車線以上ある広い道路が整備され車などで移動しやすい	福田地区	−0.81
	町全体	−0.50
身近な道路が整備され車などで移動しやすい	福田地区	−0.65
	町全体	−0.35
歩道などが整備され、徒歩や自転車、車いすで道路を安全に通行できる	福田地区	−0.98
	町全体	−0.85
まち並みや景観が美しい	福田地区	−0.24
	町全体	−0.22

調査項目	地区	満足度
商業やサービス業が盛んである	福田地区	**−1.17**
	町全体	−0.80
工業が盛んである	福田地区	−0.89
	町全体	−0.64
農業が盛んである	福田地区	0.32
	町全体	0.31
働く場、働きやすい環境が整っている	福田地区	−0.72
	町全体	−0.54
町外からの来訪者や観光客が訪れている	福田地区	−0.89
	町全体	−0.67
幼稚園・保育所などの施設が充実している	福田地区	0.54
	町全体	0.41
小中学校の教育施設が充実している	福田地区	0.56
	町全体	0.42
文化施設が整っており、文化・芸術活動がしやすい	福田地区	0.30
	町全体	0.17
スポーツ・レクリエーション施設が整っており、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい	福田地区	−0.01
	町全体	−0.16
地域の公民館などの施設が充実している	福田地区	0.24
	町全体	0.12
文化財や伝統行事が大切に守られている	福田地区	0.10
	町全体	0.16
病院や診療所などの福祉・保健・医療施設が整っており、利用しやすい	福田地区	−0.48
	町全体	0.02
公共公益施設などのバリアフリー化が進んでおり、誰もが利用しやすい	福田地区	−0.24
	町全体	−0.13
住民がまちづくりに参加しやすい	福田地区	−0.06
	町全体	−0.13
地域に人と人との繋がりがあり、共に支え合い助け合う風土がある	福田地区	0.43
	町全体	0.27
【総合評価】 全体的に益城町は、生活しやすい	福田地区	0.37
	町全体	0.48

満足度：2（満足）～ −2（不満）

青字：満足度上位 3 項目　　**赤字**：満足度下位 3 項目

（3）地区の主要課題

・集落内における人口減少や高齢化が進行しており、地区内住民の生活利便性の低下への対応が求められます。
・公共施設が集積する益城町総合運動公園や益城町交流情報センター（図書館）周辺については、レクリエーション機能の充実が求められます。また、これらのレクリエーション機能を活かしたまちづくりが求められます。
・本町の一次産業を支える農業生産基盤の維持・保全が求められます。
・集落内で空き地・空き家などが見られており、空き家の活用や除却、空き地や未利用地の活用が求められます。
・点在する集落間を結び都市拠点などへと接続する公共交通の確保が求められます。
・魅力ある田園集落景観の保全が求められます。
・防災や減災には住民の自助・共助が不可欠であり、地域防災力向上の取組みが求められます。

《福田地区の現況及び課題図》

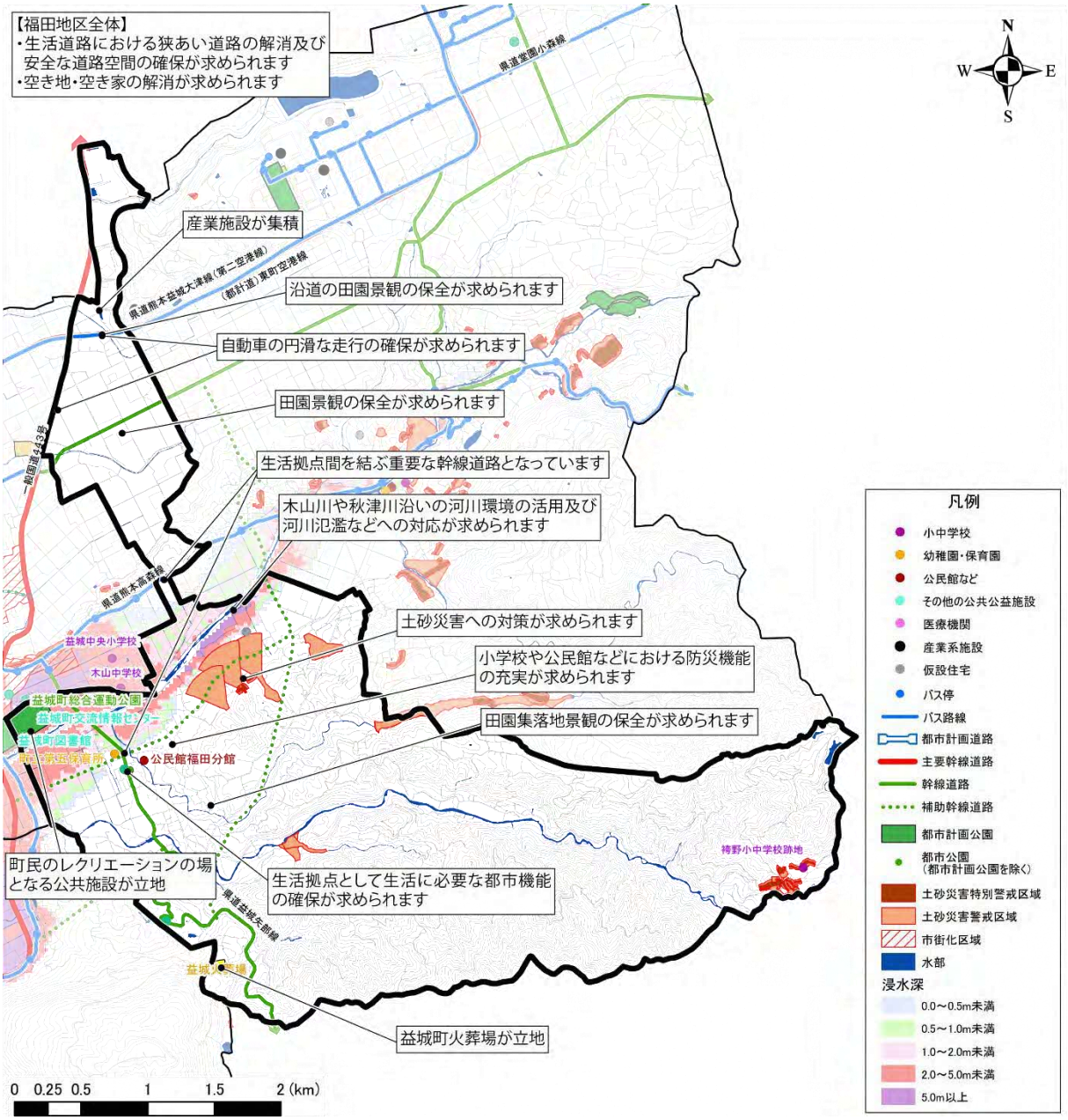

3-4-2 福田地区の地区づくりの目標

<地区づくりの目標>

自然と身近に触れあえ たくさんの人が交流する清流と農業の郷

3-4-3 福田地区の地区づくりの方針

【土地利用の方針】

・福田郵便局周辺に位置づけられた福田生活拠点では、益城町総合運動公園などのレクリエーション活動の場と連携した田園集落地の形成を進めます。また、市街化調整区域内であるものの、地域住民の日常生活を支える拠点として、生活に必要な適正の都市機能を確保するため、市街化調整区域の土地利用規制緩和や地域再生計画などを活用し、集落の維持に努めます。
・国道 443 号と県道熊本益城大津線(第二空港線)との交差点北側は、既存企業を含めた産業用地の確保に努めます。
・産業形成軸を形成する国道 443 号及び県道熊本益城大津線(第二空港線)沿道については、土地利用調整エリアとして、工業・産業の計画的な集積を図ります。
・土地利用保全エリアの農地や緑地については、地域の重要な農業基盤として、積極的な保全を図ります。
・高齢化の進行している福田地域では、今後、空き地・空き家が増加していくことが懸念されるため、地域の活性化に向けた土地利用の順化に努めます。

【道路・交通体系の方針】

・国道 443 号や県道熊本益城大津線(第二空港線)は、町の骨格を形成する広域幹線道路であり、産業形成軸として、移動の円滑化を図ります。
・県道熊本高森線や県道益城矢部線は、各拠点とを結ぶ幹線道路として、道路機能の維持・強化に努めます。
・集落内の主要な生活道路については、緊急車両の走行が可能な幅員の確保に努めます。
・公共交通については、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、新たな交通システムの導入などを検討し、交通不便の解消を図ります。

【公園・緑地の方針】

・益城町総合運動公園は、町民のレクリエーション活動の場として、公園機能の充実を図ります。
・震災遺構である谷川断層帯は、観光資源としての活用を図るため、必要な施設の整備を検討します。
・空き地・空き家などを活用したポケットパークの整備など、地域の利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。
・地区と都市拠点とを結ぶ木山川や秋津川及び赤井川においては、河川空間と田園空間を活用した歩行や自転車利用の促進による緑のネットワークの形成を努めます。また、秋津川沿いでは、遊歩道や親水公園などの親水空間の整備利活用に努めます。
・山地においては、トレッキングや散策などを楽しめるルート整備などに努めます。

【その他都市施設の方針】

・都市施設である益城火葬場については、施設の老朽化や町民ニーズに対応するため、施設の維持・充実を図ります。
・集落地内においては、下水道の維持整備などを図り、居住環境の保全に努めます。

・集落地内の浸水対策に努めます。
・企業の進出による新たな産業用地などの拡大が発生する場合、必要な都市施設について費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、公共下水道などの基盤整備に努めます。

【景観形成の方針】
・広大な農地と集落の景観、河川沿いの緑地景観は、地域の田園風景を構成する重要な要素であるため、1次産業の振興と連携した積極的な保全を図ります。
・木山地区、広安地区、福田地区、津森地区にまたがる県道熊本益城大津線（第二空港線）沿道の田園風景については、一体的な景観軸として、積極的な保全に努めます。
・朝来山の山裾に広がる田園集落地は、社寺などの歴史資源と調和した趣のある景観を有しているため、その保全に努めます。

【都市防災の方針】
・木山川や赤井川に関しては、河川氾濫への対策に努めます。
・集落地内においては、浸水区域の浸水対策や土砂災害の対策に努めます。
・災害時の避難場所となる小学校や公民館については、防災機能の充実を進め、避難路の安全性の確保に努めます。ただし、河川沿いに位置する木山中学校や益城中央小学校は、木山川氾濫時の浸水想定区域内にあるため、豪雨災害時にも安心して避難できる場所の確保を検討します。
・地域の防災力を高めるため、避難訓練などの防災活動を積極的に行い、地域住民の自助・共助の意識啓発を進めます。

▲福田生活拠点の集落

▲秋津川河川敷

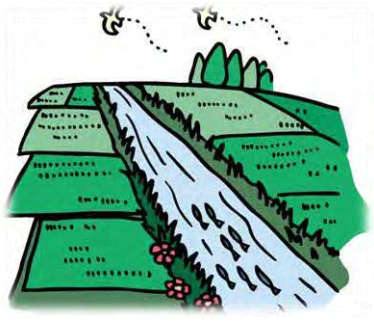

《福田地区の地区づくり方針参考図》

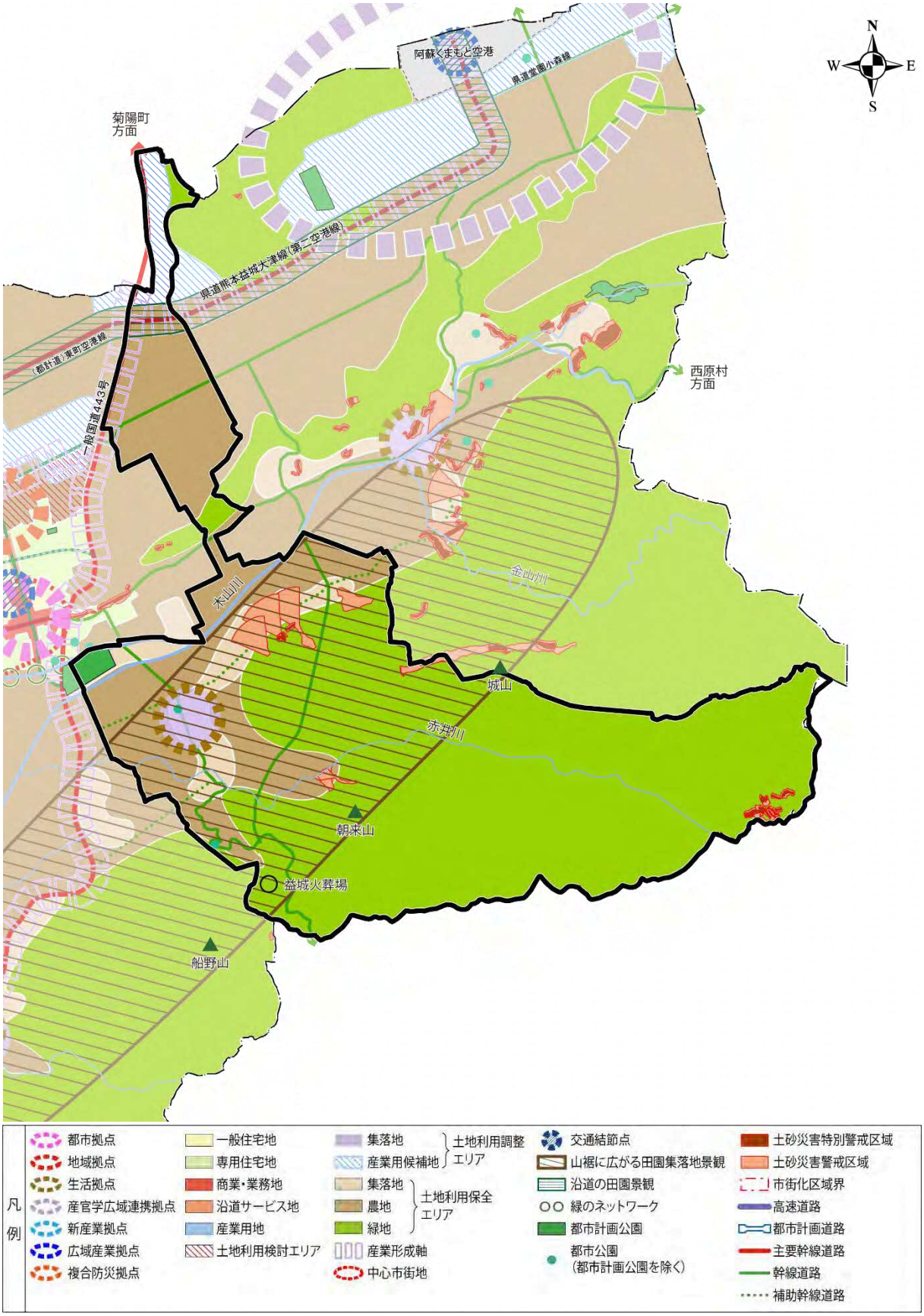

※方針参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3-5　津森地区

3-5-1 津森地区の現況特性及び課題

(1)地区の現況特性

【地区の概要】

・本地区は、町の北東部に位置し、地区内人口 2,494 人(平成 30 年 10 月時点)と町内で二番目に人口が少ない
・北部は空港施設や畑、中西部は田及び住宅用地、東部や南部は山林が広がっている
・地区内には、「テクノ中央緑地」や「潮井自然公園」などの公園・緑地、「津森小学校」や「公民館津森分館」などの公共公益施設が立地
・北部の阿蘇くまもと空港の周辺に、「テクノリサーチパーク」などの産業施設や宿泊及び商業施設が立地
・県道熊本益城大津線(第二空港線)や県道熊本高森線にバスが運行

【地区の人口の推移】

・人口は、平成 22 年以降減少傾向にあったが、平成 28 年に増加し、再び減少に転じた

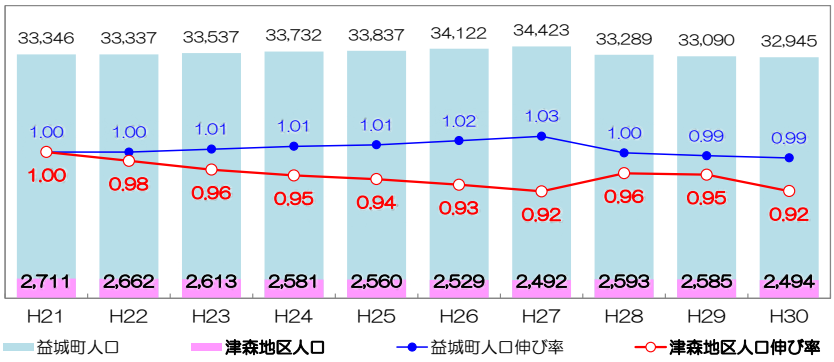

資料:住民基本台帳(各年 10 月)

【地区の将来人口の推計】

・将来人口(国勢調査年)は、平成 27 年をピークに減少を続け、令和 27 年には約 700 人が減少すると想定されており、町全体と比較し減少割合は高い

資料:国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測プログラム」

（2）町民意向

【現在の満足度】（町民アンケート結果より抜粋　平成 30 年 11 月実施）

・上水道や身近な自然環境、農業振興についての満足度が高い

・買い物や公共交通などの利便性や商業振興についての満足度が低い

調査項目	地区	満足度
上水道が整備され、安心して水道水を利用できる	津森地区	1.09
	町全体	1.40
身近な公園や緑地が整備されている	津森地区	−0.80
	町全体	−0.37
下水道が整備されている	津森地区	0.03
	町全体	1.13
河川が整備されている	津森地区	−0.15
	町全体	0.15
スーパーや商店などが充実しており、買い物がしやすい	津森地区	−1.54
	町全体	−0.55
公共交通機関が利用しやすく便利である	津森地区	−1.45
	町全体	−0.34
信号や歩道などが適切に設置され、交通安全対策がしっかりしている	津森地区	−0.89
	町全体	−0.34
防犯灯などの防犯対策がしっかりしている	津森地区	−0.24
	町全体	0.02
火災・風水害・地震などへの消防・防災体制が整っている	津森地区	−0.50
	町全体	−0.08
ごみの減量化や分別回収が充実している	津森地区	0.06
	町全体	0.53
水や緑など自然が身近に感じられる	津森地区	0.99
	町全体	0.81
二車線以上ある広い道路が整備され車などで移動しやすい	津森地区	−0.82
	町全体	−0.50
身近な道路が整備され車などで移動しやすい	津森地区	−0.61
	町全体	−0.35
歩道などが整備され、徒歩や自転車、車いすで道路を安全に通行できる	津森地区	−1.17
	町全体	−0.85
まち並みや景観が美しい	津森地区	−0.27
	町全体	−0.22

調査項目	地区	満足度
商業やサービス業が盛んである	津森地区	−1.30
	町全体	−0.80
工業が盛んである	津森地区	−0.91
	町全体	−0.64
農業が盛んである	津森地区	0.41
	町全体	0.31
働く場、働きやすい環境が整っている	津森地区	−0.85
	町全体	−0.54
町外からの来訪者や観光客が訪れている	津森地区	−0.94
	町全体	−0.67
幼稚園・保育所などの施設が充実している	津森地区	0.32
	町全体	0.41
小中学校の教育施設が充実している	津森地区	0.33
	町全体	0.42
文化施設が整っており、文化・芸術活動がしやすい	津森地区	−0.13
	町全体	0.17
スポーツ・レクリエーション施設が整っており、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい	津森地区	−0.31
	町全体	−0.16
地域の公民館などの施設が充実している	津森地区	−0.02
	町全体	0.12
文化財や伝統行事が大切に守られている	津森地区	0.14
	町全体	0.16
病院や診療所などの福祉・保健・医療施設が整っており、利用しやすい	津森地区	−0.46
	町全体	0.02
公共公益施設などのバリアフリー化が進んでおり、誰もが利用しやすい	津森地区	−0.38
	町全体	−0.13
住民がまちづくりに参加しやすい	津森地区	−0.27
	町全体	−0.13
地域に人と人との繋がりがあり、共に支え合い助け合う風土がある	津森地区	0.38
	町全体	0.27
【総合評価】 全体的に益城町は、生活しやすい	津森地区	−0.08
	町全体	0.48

満足度：2（満足）～ −2（不満）

赤字：満足度上位 3 項目　　**青字**：満足度下位 3 項目

（3）地区の主要課題

・集落内における人口減少や高齢化が進行しており、地区内住民の生活利便性の低下への対応が求められます。
・木山川の潤いを活かしたまちづくりが求められます。
・熊本県の空の玄関口である阿蘇くまもと空港のポテンシャルを活かした産業立地の機会損失を防ぐため、産業用地の確保が求められます。
・テクノリサーチパークへの企業誘致及び拡充が求められます。
・本町の一次産業を支える農業生産基盤の維持・保全が求められます。
・集落内で空き地・空き家などが見られており、空き家の活用や除却、空き地や未利用地の活用が求められます。
・地区内の路線バスの維持や、点在する集落間を結び都市拠点などへと接続する公共交通の確保が求められます。
・魅力ある田園集落景観の保全が求められます。
・防災や減災には住民の自助・共助が不可欠であり、地域防災力向上の取組みが求められます。

《津森地区の現況及び課題図》

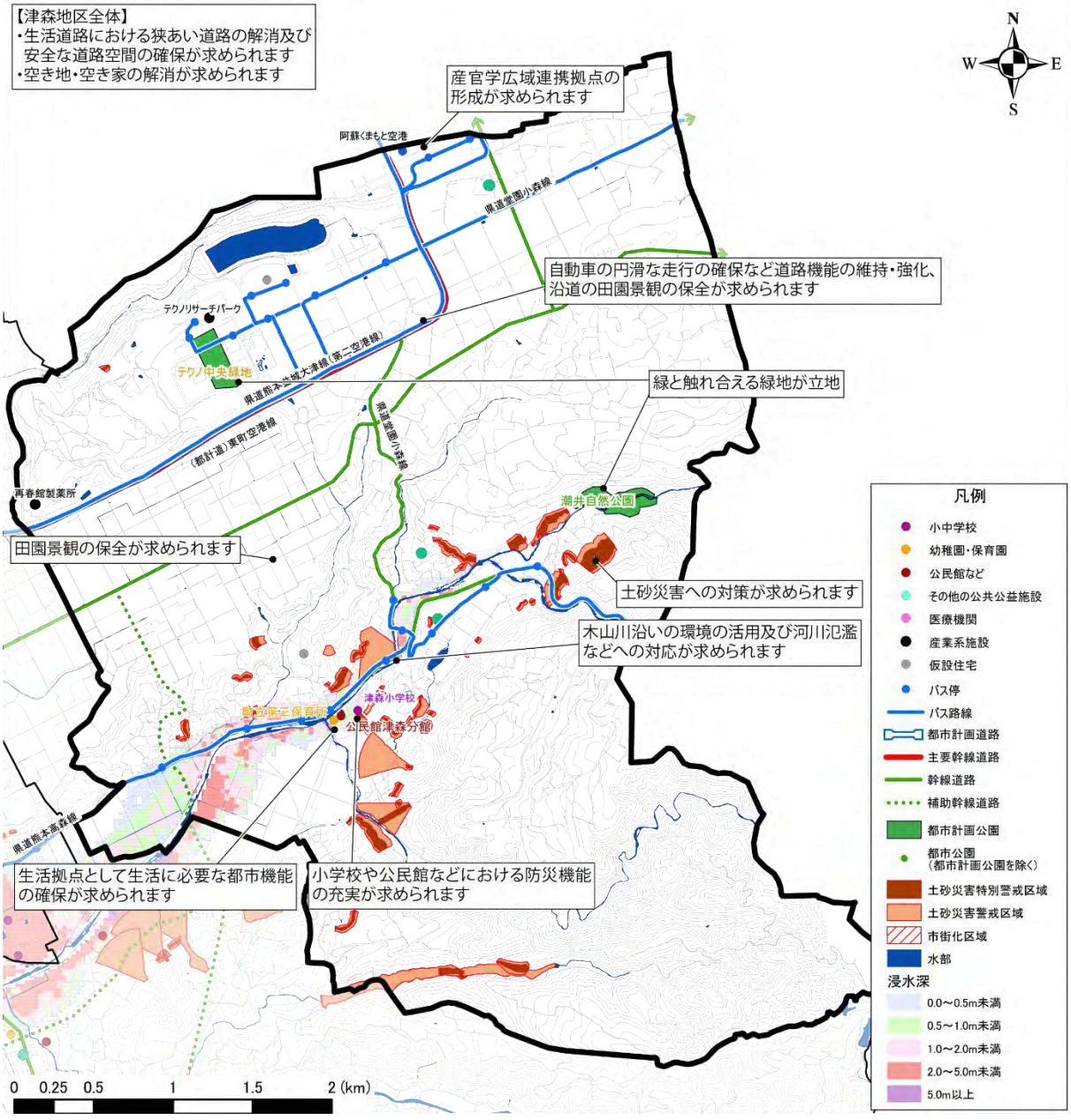

3-5-2 津森地区の地区づくりの目標

<地区づくりの目標>

教育や自然、歴史をつなぐ 伝統とゆとりの里

3-5-3 津森地区の地区づくりの方針

【土地利用の方針】

・津森小学校周辺に位置づけられた津森生活拠点では、木山川の潤いを活かしたまちづくりを進めます。また、市街化調整区域内であるものの、地域住民の日常生活を支える拠点として、生活に必要な適正の都市機能を確保するため、市街化調整区域の土地利用規制緩和や地域再生計画などを活用し、集落の維持に努めます。
・阿蘇くまもと空港周辺については、ポテンシャルを活かし、テクノリサーチパークの拡充や産業用地の確保、企業誘致などを図るとともに、周辺市町村との連携や東海大学をはじめとする大学との学術的な連携を行う産官学広域連携拠点の形成を進めます。
・土地利用保全エリアの農地や緑地については、地域の重要な農業基盤として、積極的な保全を図ります。
・高齢化の進行している津森地域では、今後、空き地・空き家が増加していくことが懸念されるため、地域の活性化に向けた土地利用の順化に努めます。

【道路・交通体系の方針】

・県道熊本益城大津線（第二空港線）は、町の骨格を形成する広域幹線道路であり、産業形成軸として、自動車の円滑な走行の確保を図ります。
・県道熊本高森線は、各拠点とを結ぶ幹線道路として、道路機能の維持・強化に努めます。
・集落内の主要な生活道路については、緊急車両の走行が可能な幅員の確保に努めます。
・公共交通については、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、新たな交通システムの導入などを検討し、交通不便の解消を図ります。

【公園・緑地の方針】

・潮井自然公園は町民が身近に緑と触れ合える憩いの自然環境空間であり、施設の維持・充実及びアクセス道路の整備を図ります。
・潮井自然公園内の四賢婦人記念館などの歴史資源や隣接する布田川断層帯の魅力と連携した教育、観光、レクレーションの場として活用を図ります。
・空き地・空き家などを活用したポケットパークの整備など、地域の利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。
・地区と都市拠点とを結ぶ木山川においては、遊歩道や親水公園、自転車道の整備を推進し、河川空間と田園空間を活用した歩行や自転車利用の促進よる緑のネットワーク形成に努めます。また、山地においては、トレッキングや散策などを楽しめるルート整備などに努めます。

【その他都市施設の方針】

・集落地内においては、下水道の維持整備などを図り、居住環境の保全に努めます。
・集落地内の浸水対策に努めます。
・企業の進出による新たな産業用地などの拡大が発生する場合、必要な都市施設について費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、公共下水道などの基盤整備に努めます。

【景観形成の方針】

・広大な農地と集落の景観、河川沿いの緑地景観は、地域の田園風景を構成する重要な要素であるため、1次産業の振興と連携した積極的な保全を図ります。
・木山地区、広安地区、福田地区、津森地区にまたがる県道熊本益城大津線（第二空港線）沿道の田園風景については、一体的な景観軸として、積極的な保全に努めます。
・城山の山裾に広がる田園集落地には、社寺などの歴史資源と調和した趣のある景観を有しているため、その保全に努めます。

【都市防災の方針】

・木山川や金山川に関しては、河川氾濫への対策に努めます。
・集落地内においては、浸水区域の浸水対策や土砂災害の対策に努めます。
・災害時の避難場所となる小学校や公民館については、防災機能の充実を進め、避難路の安全性の確保に努めます。ただし、河川沿いに位置する津森小学校は、木山川氾濫時の浸水想定区域内にあるため、豪雨災害時にも安心して避難できる場所の確保を検討します。
・地域の防災力を高めるため、避難訓練などの防災活動を積極的に行い、地域住民の自助・共助の意識啓発を進めます。

▲津森生活拠点の集落

▲木山川と津森小学校

《津森地区の地区づくり方針参考図》

※方針参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3-6　中心市街地地区

(1)地区の主要課題

・木山都市拠点や惣領地域拠点については、都市機能の集積が十分ではなく、拠点としての賑わいづくりや魅力向上が求められます。
・阿蘇くまもと空港や益城熊本空港 IC などの広域交通結節点を有することから、観光目的の来街者の集客が求められます。
・中心市街地の魅力向上には、県道熊本高森線の拡幅整備を推進し、沿道の土地利用の更新や街並み景観形成を図ることが求められます。
・中心市街地での滞在時間の拡大や楽しく街歩きしていただくため、中心市街地の回遊性を高める施策やまちづくりイベントなどの賑わいづくりへの取組みが求められます。
・町民の中心市街地への来街機会を向上させるため、熊本都市圏などや町内の各拠点との公共交通による連携強化を図ることが求められます。
・活性化に向けた新たな活動の担い手の育成やまちづくりの活動拠点の確保など、将来の中心市街地を担う人材や活動支援が求められます。

《中心市街地地区の現況及び課題図》

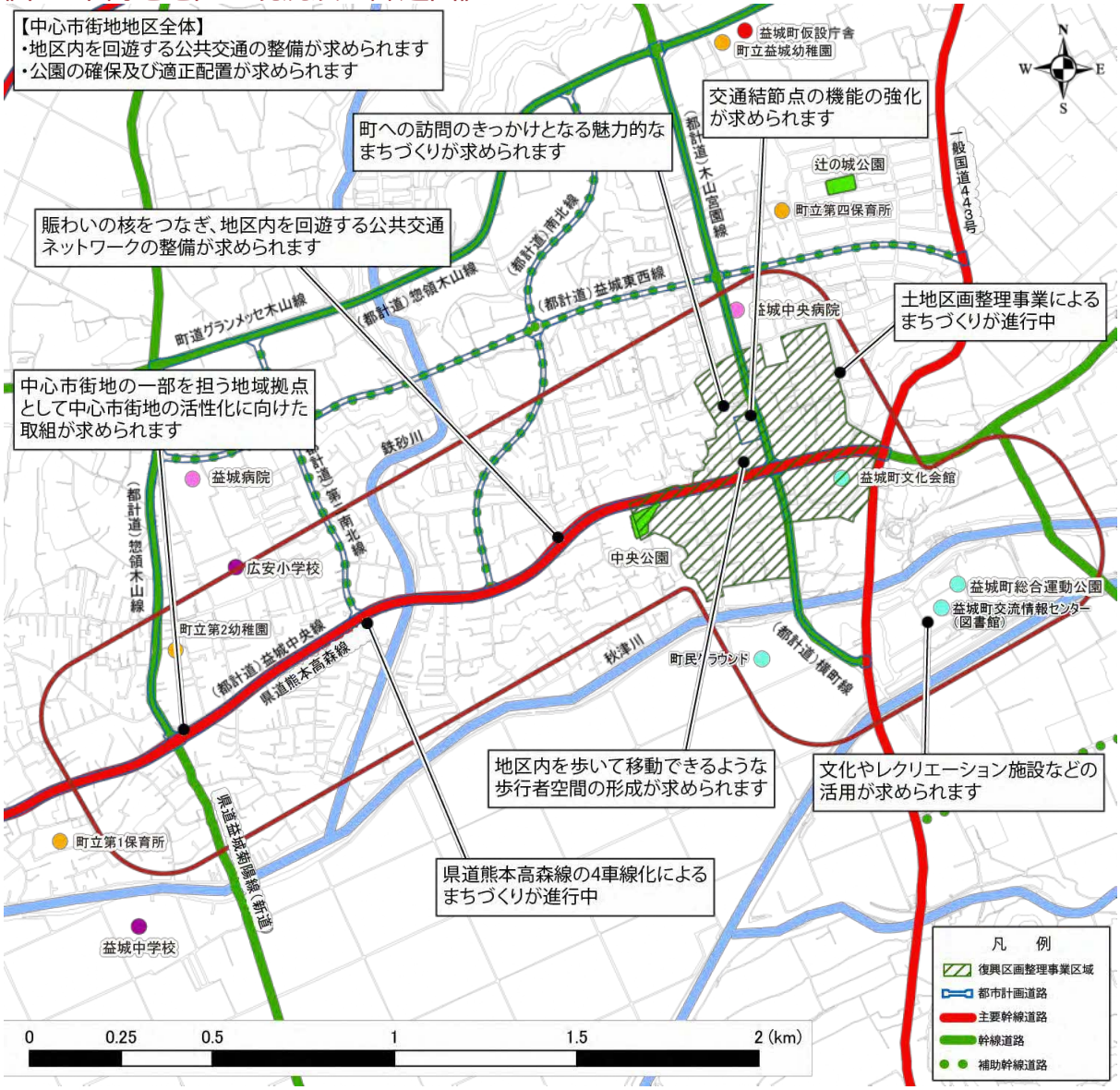

（2）地区づくりの方針

【土地利用の方針】

・中心市街地の東部の木山都市拠点では、復興区画整理が実施されており、都市拠点形成のための都市基盤整備が進んでいます。都市拠点の中心となる木山交差点周辺エリアは、益城町の商業の中心として、商業施設や業務施設の集積を図り、まちの商店街などの交流施設や交通結節点の形成を図ります。都市拠点北部に計画されている新庁舎周辺エリアは、多目的広場や駐車場を配置し、公共サービス利用の向上や賑わいの創出を進めます。

・地域拠点である惣領交差点周辺は、地域住民の生活利便を確保するための都市機能の充実を図るとともに、賑わい創出のための拠点整備を図ります。

・県道熊本高森線沿線エリアは、熊本都市圏との一体的な市街地の繋がりを確保するため、都市間連携軸として、公共交通による連携強化と沿道における土地利用の促進を図ります。

・秋津川沿いの交流情報センター（図書館）から町民グラウンドにかけて区域は、スポーツやレクリエーション、文化活動などの複合的な交流の場となっており、文化・レクリエーションエリアとして、木山都市拠点との回遊性の確保やレクリエーション機能の増進など、中心市街地の賑わいを増進する施策を展開します。

【道路・交通体系の方針】

・県道熊本高森線については、４ 車線道路としての拡幅整備を進めており、自動車走行の速達性・安全性を確保するとともに、バス運行の定時性の確保による公共交通利用者の確保に努めます。

・益城町木山交差点付近については、交通広場の整備を進め、町の交通結節点として、路線バスとその他交通との乗り継ぎの利便性向上を図ります。

・中心市街地内に計画されている都市計画道路横町線や都市計画道路第二南北線については、道路の整備実現を図ります。

・中心市街地の利用機会を向上するため、町内または市街地内を回遊するコミュニティバスなどの運行を検討します。

・土地区画整理事業区域外については、狭あい道路の解消や区画再編事業などを活用した敷地整序を図り、市街地環境の改善を図ります。

・中心市街地の回遊性を高めるため、駐車場の確保と歩道整備による歩行者ネットワークの形成を図ります。

【公園・緑地の方針】

・中心市街地では、来街者に楽しい時間を過ごしていただくため、都市公園やポケットパーク、広場などを整備し、交流空間や憩いの場の創出を図ります。

・秋津川や鉄砂川沿いについては、治水事業による河川氾濫の抑制に努めつつ、四季折々の自然風景を楽しんでいただくため、遊歩道や緑道、サイクリングロードの整備を図ることで、町民の散策やサイクリング、中心市街地の回遊性の向上に努めます。

【その他の方針】

・中心市街地内の各施設においては、施設の特性を活かした交流イベントを実施し、来街機会の拡大を図ります。

・県道熊本高森線沿道エリアについては、町のメインストリートになることから、街並み景観に配慮した賑わい空間の創出に努めます。

《中心市街地地区の地区づくり方針参考図》

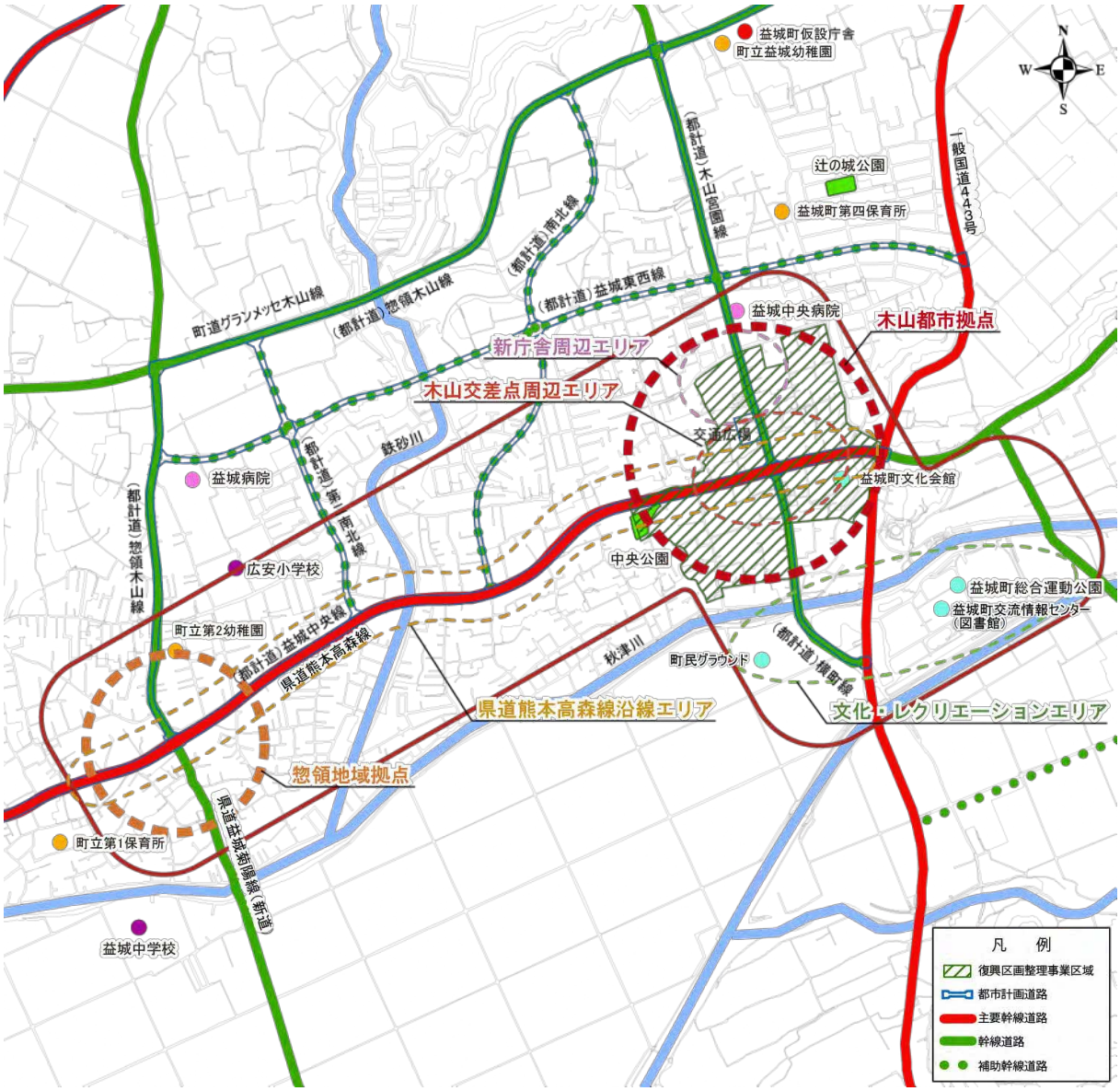

※方針参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体に確定したものではありません。
※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

第6章

実現化方策

1．実現化方策の概要 6-1
2．都市づくりの取組方針 6-1
3．協働まちづくりの仕組みづくり 6-5
4．都市計画マスタープランの
進行管理と継続的な見直し 6-7

１．実現化方策の概要

実現化方策は、「全体構想」及び「地区別構想」を実現するための具体的な取組として、「都市計画マスタープランの取組方針」を示すとともに、「協働まちづくりの仕組みづくり」として、まちづくりに町民が主体となって参画するための体制づくりや、都市計画マスタープランの進捗を把握し適宜改善していくための「進行管理」について示します。

《実現化方策の概要》

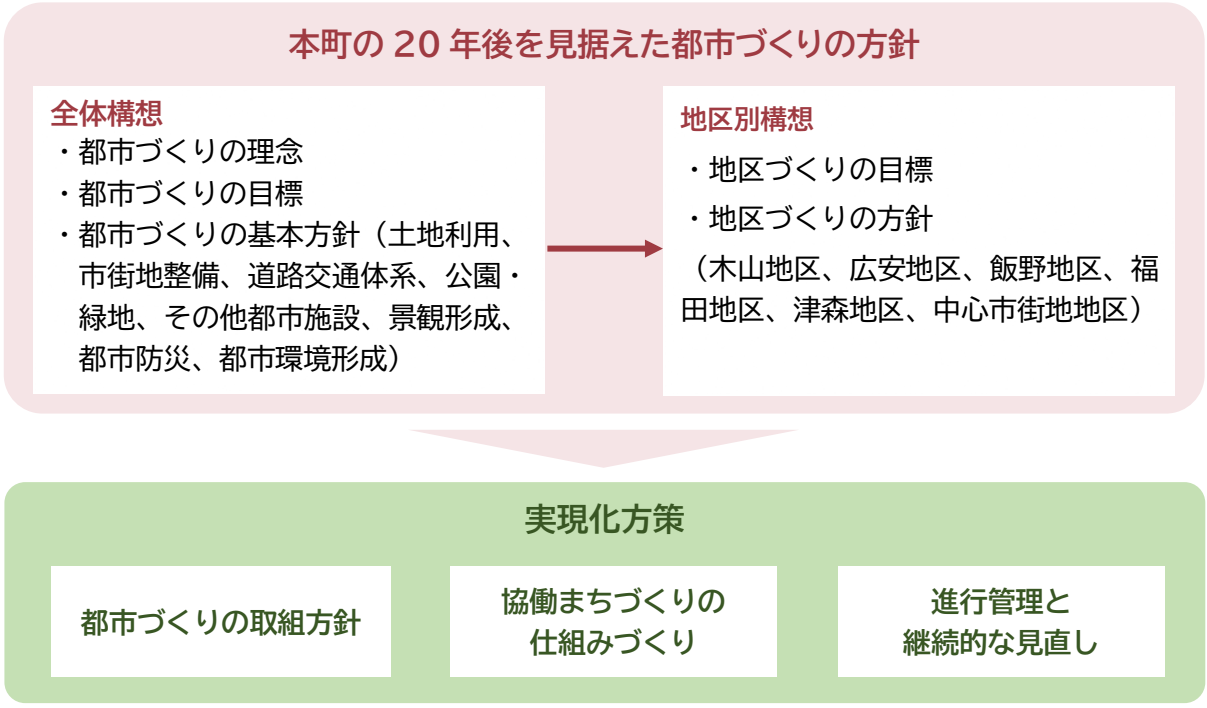

２．都市づくりの取組方針

2-1　都市づくりの取組方針の基本的な考え方

「全体構想」及び「地区別構想」の実現に向け、賑わいのある都市拠点の形成、既成市街地の再生、ゆとりある集落環境の維持などを図るため、地域地区や地区計画などの土地利用規制・誘導施策及び支援制度などの活用や関連法令などと連携し、地域の実情や課題に応じたまちづくりを進めます。

2-2　都市づくりの取組方針

都市計画マスタープランに掲げた方針を実現していくにあたっては、都市計画法をはじめとする各種関係法令の諸制度を活用しながら取り組んでいくこととなります。

そのため、今後、実現化に向けて、活用が考えられる諸制度を以下に示します。

(1)都市計画法に基づく規制・誘導施策による推進

①地域地区

地域地区は、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地の利用目的に応じた土地利用を実現するために、必要な制限や誘導を図るために設定するものであり、代表的なものに用途地域があります。

本町においては、用途地域のほかに特別な目的の実現を図るための特別用途地区が指定されています。

《用途地域の種類》

土地利用分類(大分類)	土地利用分類(中分類)	対象用途地域または対象地域
住居系土地利用	一般住宅地	第一種住居地域、第二種住居地域
	専用住宅地	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
商業・業務系土地利用	商業・業務地	商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域
	沿道サービス地	準住居地域、第二種住居地域
産業系土地利用	産業用地	準工業地域、工業地域、工業専用地域

②地区計画

地区計画は、生活に密着した身近な地区における良好な都市環境を形成するために、地区の将来像、建物の建て方や街並みのルール、道路や公園のつくり方などについて、住民の合意に基づき、地区の特性に応じた必要なルールを定めるものです。本町においては、震災後のまちづくりを進めるための有効な手段として活用されています。

③集落地区計画

集落地区計画は、集落地域内の営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るために、地区計画と同様に必要なルールを定めるものです。

【地区計画のイメージ】

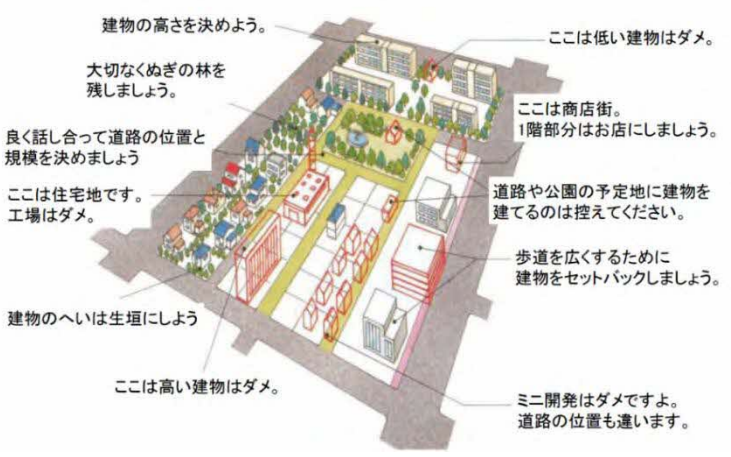

出典:国土交通省資料

（2）関連法令などとの連携による推進

都市計画マスタープランに基づく、まちづくりを実現するためには、関連法令などとの連携による推進が重要となります。そのため、それぞれの目的に応じた関連計画の策定に取り組むとともに、関連法令による支援などを活用しながら、都市づくりを推進します。

《関連法令などとの連携の概念図》

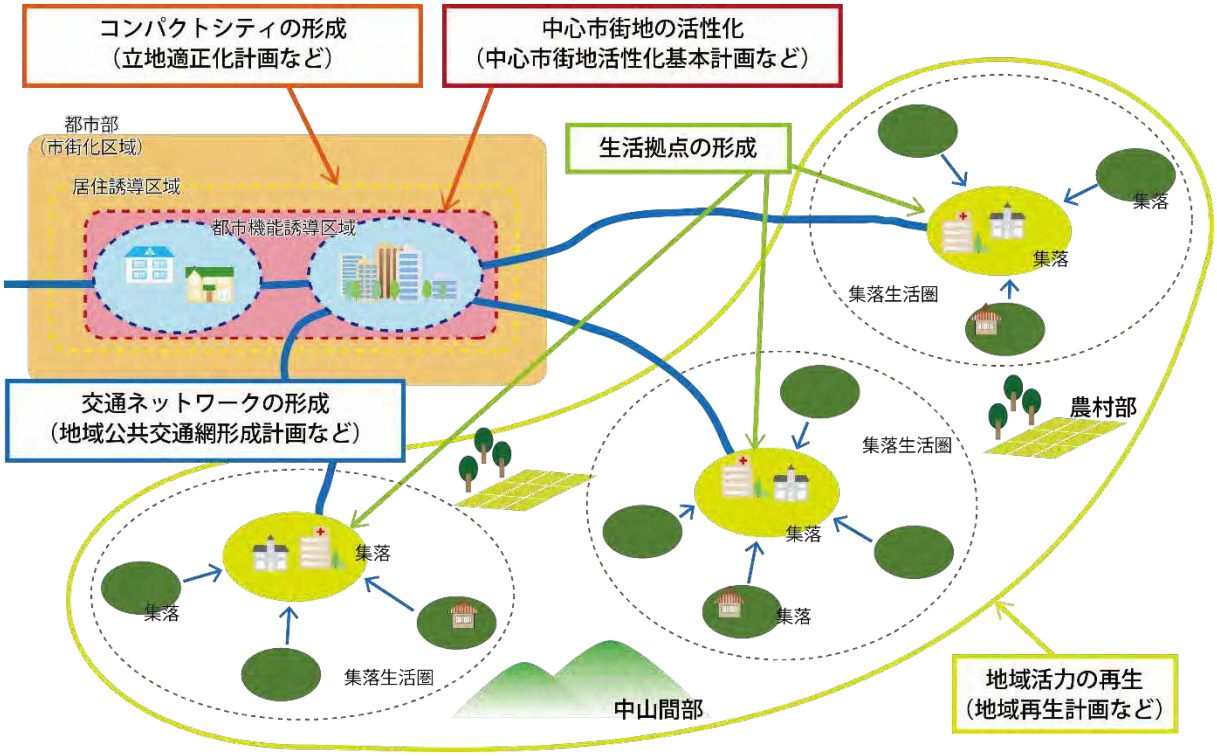

【コンパクトシティの形成】

○立地適正化計画

立地適正化計画は、平成 26 年に改正された都市再生特別措置法に定められた制度であり、市街化区域内の人口密度を保つため、居住誘導区域（居住を誘導し人口密度を維持する区域）や都市機能誘導区域（生活サービス機能を誘導する区域）を設定し、生活利便施設（誘導施設）や居住を誘導することを目的とし、市町村が策定する計画です。

立地適正化計画制度は、今後の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、生活サービス水準の低下、地域経済の衰退、財政規模の縮小などの懸念を背景として、居住者の生活を支えるようコンパクトな都市づくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を推進するために定められたものです。立地適正化計画の策定により、都市再生整備計画に基づく再生事業への強い支援策などの措置が可能となります。

【交通ネットワークの形成】

〇地域公共交通網形成計画

地域公共交通網形成計画は、平成 26 年に改正された地域公共交通活性化再生法に定められたものであり、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通企業・行政の役割について、市町村が策定する計画です。

地域公共交通網形成計画の策定は、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化などに伴い、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下など公共交通の更なる衰退が懸念される中で、立地適正化計画などのまちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を推進するために定められたものです。公共交通網形成計画に基づいた再編実施計画の策定により、公共交通の利用促進や事業評価に関わる支援策などの措置が可能となります。

【中心市街地の活性化】

〇中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が策定する計画です。

中心市街地活性化基本計画制度は、市町村の作成した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定することで、計画に基づく活性化のための施策に対して、集中的かつ効果的に支援を実施するための制度です。

【生活拠点の形成】

〇地域再生計画

地域再生計画は、地域の活力の向上及び持続的な発展の観点から、潤いある豊かな生活環境を創造し、住みよい地域社会の実現を図るため、地域再生法に基づき、市町村が策定する計画です。

地域再生制度は、市町村の作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定することで、計画に基づく自主的・自立的な地域の活力再生に関する取組に対して、総合的かつ効果的に支援を実施するための制度です。

（3）都市づくりの実現に向けた財源の確保

都市計画マスタープランに基づく、都市づくりを実現するためには、各施策などを実施するための財源の確保が大きな課題となります。

区域区分を有している都市の多くが都市計画税を導入していることを踏まえて、本町も町民と今後のまちづくりの具現化に向けて都市計画税の導入などについて協議するとともに、民間活力を活かした財源の確保を図ります。

3．協働まちづくりの仕組みづくり

3-1　協働まちづくりの仕組みづくりの基本的な考え方

益城町都市計画マスタープランに基づいた都市づくりの実現化を図るためには、町、町民、企業、教育研究機関が主体となり、それぞれの責務や能力に応じて役割を分担し、協働してまちづくりに取り組みことが重要となります。

そのため、本町の協働まちづくりを推進していくために、町民、企業、教育研究機関、行政の役割を明らかにしたうえで、まちづくりの主体的な取組みとの連携を図ります。

3-2　各主体の役割分担

①町民の役割

町民は、本町のまちづくりの主役であり、また、将来の担い手でもあります。そのため、町全体や居住する地域の目指すべき方向性を住民同士で共有しながら、一人ひとりが地域の一員として、主体的かつ積極的に地域活動に参画することが重要です。その中で、地域の子どもや中高生などの若者世代が積極的に地域活動に参画できるよう工夫を施しながら、次世代のまちづくりの主役の育成を図ることが望まれます。

②企業の役割

企業は、日々の事業活動がまちづくりに大きな影響を与えることを理解し、事業活動などを通じて地域の産業や経済の活性化に貢献することが望まれます。また、まちづくりに対する理解を深め、町や町民との協力関係を築きながら、協働によるまちづくりの一員として積極的なまちづくりへの参加・協力が望まれます。

③教育研究機関の役割

教育研究機関は、高い専門的技術や人材などを活用し、まちづくりに関する調査・研究を通じて、地域の情報を発信するとともに、まちづくりに対する助言や指導、協力などによる、地域貢献に努めることが望まれます。さらに、地域の課題解決や地域の活性化に向けた、地域との積極的な交流を図ることが望まれます。

④県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的な見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、適宜計画内容の見直しを行います。また、町及び住民が主体となった都市づくりを支援するため、広域的な観点から調整を図ります。

⑤町の役割

町は、県の定める広域的な計画を踏まえ、都市計画の決定や変更、地域地区の指定・見直し、都市施設などの整備の実施とともに、町の都市計画に関わる基本的な方針や条例の制定などに取り組みます。

また、町民や企業などに対して、積極的な情報提供を行うとともに、住民の参画しやすいまちづくりの仕組みづくりや地域の自主的なまちづくり活動への支援を行います。

3-3　協働まちづくりの仕組みづくり

(1)協働まちづくりの推進体制の構築・強化

①町民・企業・教育研究機関・行政などの協力による推進体制の強化

協働まちづくりを進めていくためには、町民や企業、教育研究機関、行政などの各主体がそれぞれの役割や立場を理解し、協力していくことが重要です。そのため、各主体の協力に向けた検討を行う機会を創出しながら、協働しやすい仕組みづくりに努めていきます。

②国・県・周辺市町村などとの連携強化

都市づくりにおいては、国や熊本県、周辺市町村と連携・協力しながら、事業を推進することで、より効果的な都市づくりにつながります。そのため、それぞれの役割分担を明確にし、特色のある都市づくりを進めるため、事業や計画の調整などについて、国や県、周辺市町村に働きかけていきます。

③庁内における連携強化

都市計画マスタープランを実現するためには、都市計画部門だけでなく、庁内の関係部署との情報共有・連携を行いながら、町全体で取り組むことが必要です。

本計画の改定にあたっては、産業、防災、教育、観光など様々な分野と連携・協力し、それぞれが持つ方向性や将来像を共有・調整しながら検討を進めてきました。施策の実施においても、庁内の横断的な連携体制を強化しながら実現に向けて、取り組んでいきます。

(2)協働まちづくりに向けた取組

①積極的な情報発信や情報共有の機会の提供

魅力的な都市づくりにあたっては、町民や企業などと行政がまちづくりに関する情報を互いに共有しながら実行することが重要となります。そのため、町ホームページなどを通じて本計画や都市づくりに関する情報発信を図るとともに、説明会やワークショップなどの情報共有の機会を提供し、町民や企業などの都市づくりへの参画機会の充実に努めます。

②まちづくりの担い手の育成

持続的なまちづくりを進めていくためには、地域活動を担う人材と将来の地区のまちづくりを担う次世代の育成が重要となります。

そのため、地域のまちづくり活動に関する情報発信や活動の場の提供及び他地域のまちづくり組織との情報共有や意見交換の場の設置を図ります。また、熊本地震からの復興に向け、設置された各「まちづくり協議会」の継続的な取り組みにより災害に強い協働のまちづくりを進めます。

③都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度とは、土地の所有者、民間企業、公益法人及びまちづくり NPO などが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合に、マスタープランを除く都市計画の提案をすることができる制度です。

都市計画提案制度は、住民が主役のまちづくりにおいて、重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて住民などへの周知に努めます。

4．都市計画マスタープランの進行管理と継続的な見直し

本計画は、令和 22年(2040年)を目標年次としていますが、関係法令などの改正、社会経済情勢、住民意向、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、本町の今後の都市づくりは、本計画の方針に基づき、各種諸制度を活用しながら進めていくこととなります。

そのため施策の実施状況を定期的に評価・分析し、施策の見直しを行いながら、PDCAサイクルに基づく計画的な進行管理を進めます。進行管理にあたっては、都市計画の性質上、将来像の実現に相応な期間を要するため、概ね 5 年ごとに、進行管理を行い、都市計画審議会へ報告するものとします。

PDCAサイクルによる進行管理により、課題への対応策の評価や新たに生じた課題を整理し、計画へ反映させることで、計画を継続的に改善・育成していきます。

《PDCA サイクルに基づく進行管理》

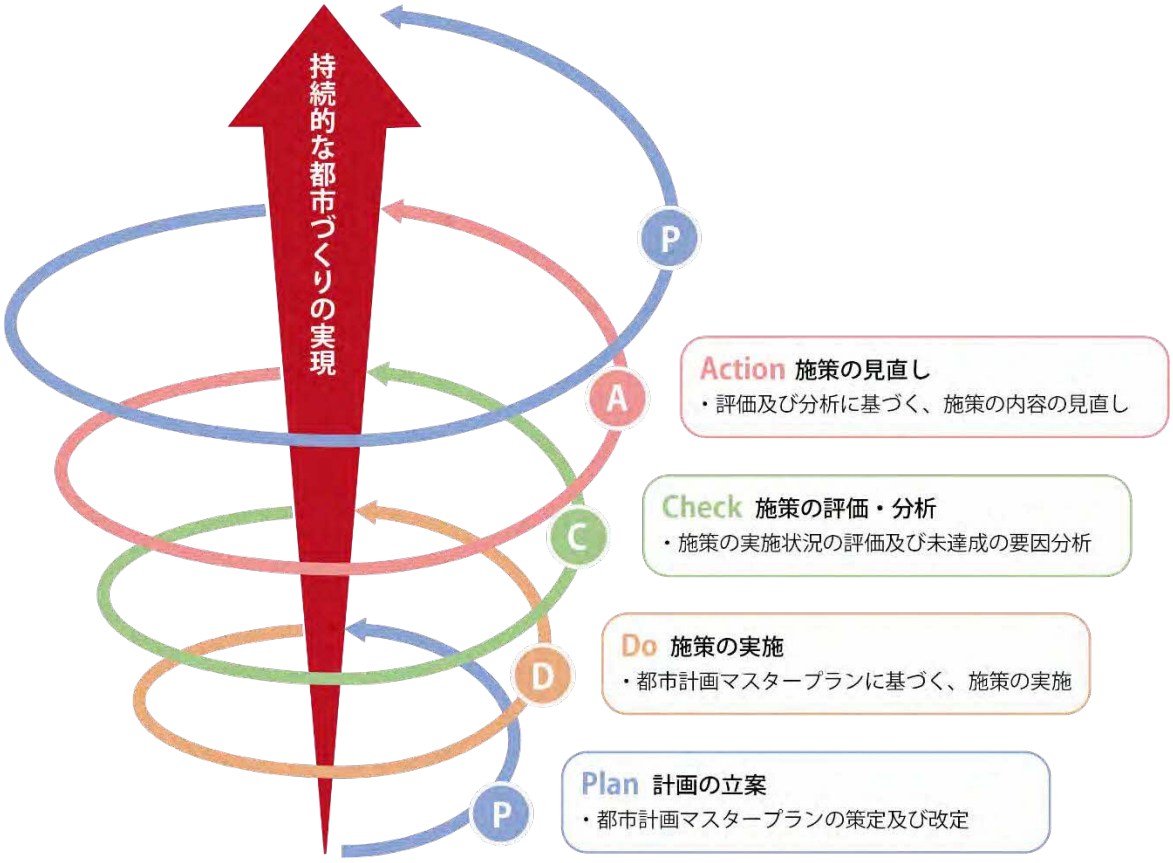

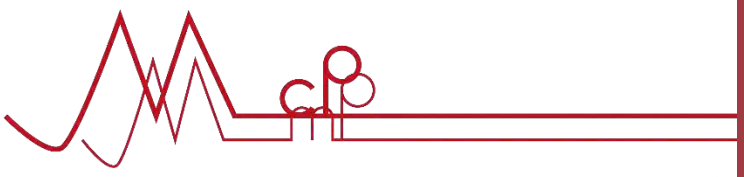

参考資料

1．計画の策定体制　参考-1
2．計画の策定経緯　参考-2
3．各委員名簿　参考-3
4．町民意向の反映　参考-4
5．用語集　参考-6

１．計画の策定体制

計画策定にあたっては、町民や企業の意見を反映させながら、また、庁内の関係各課で構成する「幹事会」や「作業部会」、庁外の学識経験者や関係行政機関など多様な関係者で構成された「改定検討委員会」を設置し、横断的な体制で取り組みました。

《計画の策定体制》

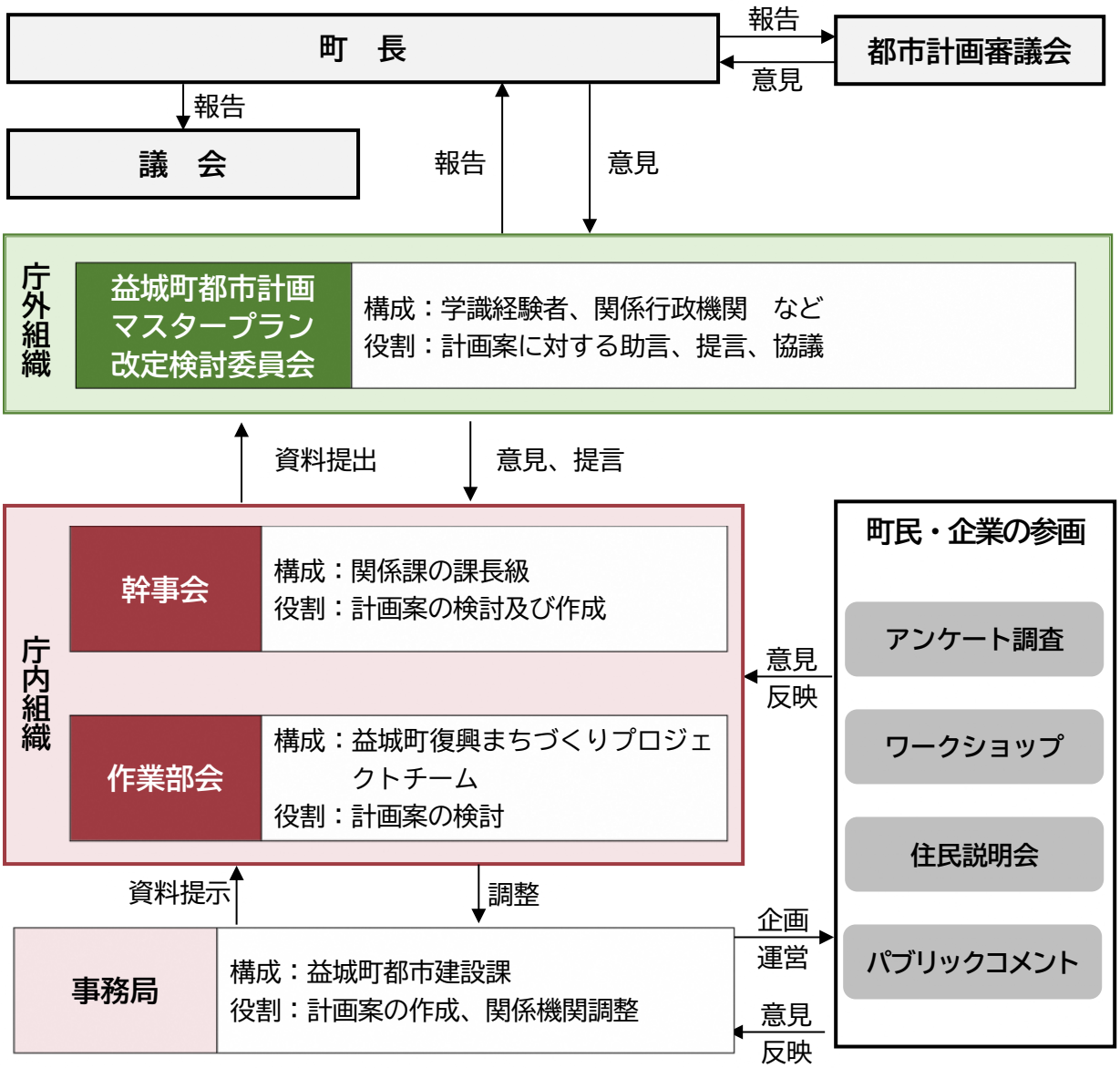

2．計画の策定経緯

年 月 日	内 容
令和 元 年 7 月 16 日	第1回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 元 年 8 月 1 日	第1回益城町都市計画マスタープラン改定庁内幹事会
令和 元 年 8 月 26 日	第1回益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会
令和 元 年 10 月 26 日	益城町都市計画マスタープラン改定 木山中×益城中 若人会議
令和 元 年 10 月 28 日	第2回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 元 年 10 月 31 日	第2回益城町都市計画マスタープラン改定庁内幹事会
令和 元 年 11 月 6 日	第2回益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会
令和 元 年 11 月 15 日	第3回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 元 年 12 月 13 日	第4回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 2 年 1 月 8 日	災害復興特別委員会報告
令和 2 年 1 月 30 日	第3回益城町都市計画マスタープラン改定庁内幹事会
令和 2 年 2 月 3 日	第3回益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会
令和 2 年 2 月 29 日	益城町都市計画マスタープラン改定(案)住民説明会 (昼・夜2回)
令和 2 年 2 月 21 日 ～ 3 月 20 日	益城町都市計画マスタープラン改定(案)に関する意見公募 (パブリックコメント)の実施
令和 2 年 3 月 26 日	益城町都市計画審議会 益城町都市計画マスタープラン改定(案)に関する報告

3．各委員名簿

3-1　益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会

役 職	氏 名	職 名 など
委員長	柿本　竜治	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
委員	柴田　祐	熊本県立大学環境共生学部 教授
委員	稲田　忠則	益城町議会 議長
委員	榮　正敏	益城町議会 建設経済常任委員長
委員	坂井　秀一	熊本県土木部道路都市局 都市計画課 課長
委員	楮本　亮治	熊本県農林水産部生産経営局 農地･担い手支援課 課長
委員	深川　元樹	熊本県商工観光労働部新産業振興局 企業立地課 課長
委員	上野　晋也	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局 局長
委員	河野　秀明	益城町 政策審議監
委員	持田　浩	益城町 土木審議監

3-2　益城町都市計画マスタープラン改定幹事会及び作業部会

	幹 事 会	作 業 部 会
	職 名	職 名
総務課	総務課長	総務課参事、主査
危機管理課	危機管理課長	危機管理課係長
企画財政課	企画財政課長	企画財政課主査
福祉課	福祉課長	福祉課主査
こども未来課	こども未来課長	こども未来課主査
健康づくり推進課	健康づくり推進課長	健康づくり推進課係長
産業振興課	産業振興課長	産業振興課審議員、主査、主事
復興整備課	復興整備課長	復興整備課主査
公営住宅課	公営住宅課長	公営住宅課主事
下水道課	下水道課長	下水道課主事
水道課	水道課長	水道課主事
学校教育課	学校教育課長	学校教育課主査、主事
生涯学習課	生涯学習課長	生涯学習課主事
都市建設課	都市建設課長	都市建設課係長、主査

４．町民意向の反映

４-１　各種アンケートの実施

益城町都市計画マスタープランの検討を行うにあたり、町民や中学生、企業のまちづくりに対する意向を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

(1)町民アンケート実施概要

実施目的	現在のまちに関する満足度や、今後のまちづくりに関して重要と思う事項などに関する住民意向を把握することを目的に実施
調査対象	町内在住の 18 歳以上の住民 2,500 人
抽出方法	各校区の町全体の人口に対する人口比率を基に、各校区の配布数を定め、各校区に在住する住民を無作為で抽出
調査方法	郵送配布及び郵送回収
調査期間	平成 30 年 11 月 24 日(土)～12 月 14 日(金)
有効回収数	920 票
有効回答率	36.8%

(2)中学生アンケート実施概要

実施目的	将来のまちづくりの担い手である中学生からみた現在のまちの問題点や課題、益城町に対する思い・希望などに関する意向を把握することを目的に実施
調査対象	木山中学校 2 年生(80 名)、益城中学校 2 年生(251 名)
調査方法	教員による当日直接配布・当日直接回収
調査期間	平成 30 年 11 月
有効回収数	304 票
有効回答率	91.8%

(3)企業アンケート実施概要

実施目的	事業を行う場所としての現在のまちに関する満足度や、今後のまちづくりに関して重要と思う事項などに関する事業者の意向を把握することを目的に実施
調査対象	益城町で事業を行っている事業者 600 社
抽出方法	庁内資料より抽出
調査方法	郵送配布及び郵送回収
調査期間	平成 30 年 11 月 16 日(金)～11 月 30 日(金)
有効回収数	207 票
有効回答率	34.5%

(4)行政区長アンケート実施概要

実施目的	地域に精通している行政区長からみた地域の魅力や課題などの現状に関する情報収集を行うとともに、今後の地域のために必要な取組に関する意向を把握することを目的に実施
調査対象	益城町の各行政区長 67 人
抽出方法	庁内資料より抽出
調査方法	郵送配布及び郵送回収
調査期間	令和元年11月20日(水)～12月6日(金)
有効回収数	49 票
有効回答率	73.1%

4-2　木山中×益城中　若人会議（中学生ワークショップ）の開催

計画の策定にあたり、これからの益城町を担う中学生の意向を反映させるため、木山中×益城中　若人会議（中学生ワークショップ）を開催しました。

《開催概要》

実施目的	これからの益城町を担う中学生から益城町の現状に関する考えや意見・意向などを収集し、益城町に対する思い・希望などに関する意向を把握するとともに、中学生と行政がまちづくりに対する想いを共有することを目的に実施
開催場所・日時	益城町役場　別館2階本会議場 令和元年10月26日（土）午前 9:00 から 11:30
参加者	木山中学校の2年生：9名、益城中学校の2年生：9名　計18名
意見交換の内容	・益城町の好きなところや場所、嫌いなところや場所 ・10年後、24歳になった時、どのような益城町に住みたいか

▲自己紹介の様子

▲グループワークの様子

▲発表の様子

▼ワークショップの成果

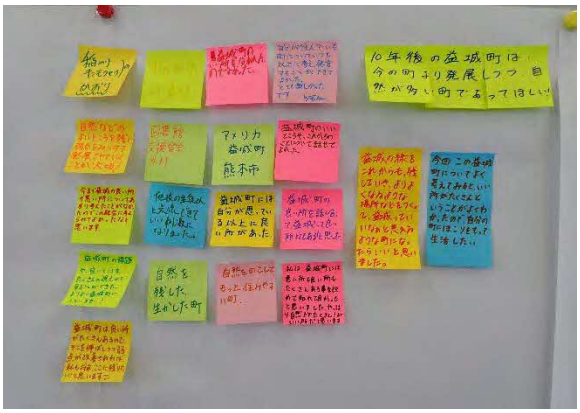

５．用語集

ア行

NPO（エヌピーオー）
「Non Profit Organization」の略。民間非営利団体の訳。

カ行

開発行為
主として、建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」のこと。

街区公園
主として街区に居住する者が利用することを目的とする公園で、面積 0.25ha が標準。

河川氾濫
大雨などにより、河川の水位が上昇し、堤防を越え又は、堤防が決壊し、水が溢れ出る現象のこと。

協働
複数の行為主体同士のパートナーシップのひとつのあり方であり、それぞれの行為主体が利益の共有に基づき、取組みのプロセス全体に対して対などな役割と責任を持って関与していくこと。

近隣公園
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積2ha が標準。

区域区分
都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要がある場合に、都市計画区域を計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。

建築協定
地域住民の全員の合意により、建築基準法に定められた最低限の基準に加え、住み良いまちづくりのための基準を定め、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

交通結節点
自動車から徒歩やバスから鉄道など複数の交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ場所や施設のこと。

高齢化率
65歳以上の高齢者人口（高齢人口）が総人口に占める割合のこと。

国勢調査
日本国内に住むすべての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に一度実施する統計調査のこと。

国土強靭化
国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

コミュニティバス
公共交通が利用しづらい地域の人々の生活を支えるため、市や地域が主体となって運営するバス交通のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク
地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めるためのまちづくりの概念。

サ行

市街化区域
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）、およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。（同法第 7 条第 2 項）
市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ（同法第 13 条）、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない。（同法第 33 条）

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、災害の恐れのある土地や優良農地として保全すべき土地など、原則として市街化を抑制すべき区域。(同法第 7 条第 3 項)

市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される。(同法第 29 条及び第 34 条)

市街地開発事業

良好な市街地の形成を図るため、一定の地域において、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業のこと。

少子高齢化社会

人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者の人口が減少する「少子化」が同時に進行する状態のこと。

ストックマネジメント

既に整備された道路や橋梁、給排水施設などの都市基盤や市街地、公共公益施設などの人工物を資産として捉え、各施設の状態を客観的に把握、評価し、今後の状態を予測するとともに、計画的、かつ、効率的に管理する手法のこと。

生活利便施設

生活利便施設は、町民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設のこと。

総合計画

福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。

タ行

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会のこと。

地域地区

都市の土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る役割を果たすものであり、地域ごとの性格に応じた建築制限を行い適正な都市環境を保持するために定められている制度。

地区計画

一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園などの地区施設の配置及び規模に関する事項や建築物の形態・用途・敷地・意匠などについて、総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた計画のこと。地区の特性に応じて、地域住民の意向による計画を定め、良好なまちづくりを推進する制度をいう。

低未利用地

既成市街地内の更地・遊休化した工場・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

デマンドタクシー

事前に予約し、自宅や指定場所から目的地まで乗合をしながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービスのこと。

都市機能

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

都市経営

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方のこと。

都市計画区域

市または一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定する。(都市計画法第 5 条第 1 項)

都市計画区域を指定すれば 1ha 未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物などへの建築基準法による集団規程の適用がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が地域の実情に応じて、都市全体及び地域ごとの将来像を示し、地域におけるまちづくりの課題に対応したまちづくりの方針を示したもの。

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、正しくは「都市計画区域の整備、開発、保全の方針」（都市計画法第 6 条の 2）といい、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのようにしていきたいかについて基本的な方針を都道府県が定めるもの。

都市施設

都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設のこと。都市施設には、交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場など）、公共空地（公園、緑地など）、供給・処理施設（上下水道、電気、ガスなど）、河川、運河その他の水路、教育文化施設（学校、図書館など）、病院、保育所、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更を行う事業のこと。

ナ行

内水氾濫

局地的な大雨などにより、市街地内の下水道や排水路が雨水を排水処理できなくなり、住宅地などの人が住んでいる場所が浸水する現象のこと。

ハ行

バリアフリー

バリアは障壁・障害の意味であり、高齢者、身体障がい者などが社会生活を営む上で、支障がないように施設を設計すること。また、そのように設計されたもの。公共空間では、段差のない歩道や駅のエレベーター設置、ノンステップバスなどがバリアフリー施設となる。

パブリックコメント

広く一般町民に対して、広報誌やホームページなどの媒体を通じて、政策のあり方、政策案に対する意見を受け付ける機会を確保し、受け付けた意見を考慮して政策案の修正などを含め政策の検討を行うという、一連の政策立案上の手続きを意味する。

マ行

密集市街地

幅 4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていなかったり全く接道していない敷地が多い、そして小規模な敷地が多い、また耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴を持つ市街地を指す。

モータリゼーション

自動車が日常生活の必需品として普及する社会現象のこと。

ヤ行

誘導施策

立地適正化計画における居住誘導区域内への居住を促すための支援策及び都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を促すための支援策のこと。

ユニバーサルデザイン

すべての人に普遍的な価値を持つデザインを意味する言葉。障害者と健常者、高齢者と幼児、成人など区別なく、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが分け隔てなく使える・とおれる・住める・楽しめるように、まち・家・モノをデザインしようという考え方。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種高さについて制限を行う制度。

ワ行

ワークショップ

誰もが自由に意見が言いやすいように工夫された形式張らない会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。住民参加の手法としてよく使われている。

益城町都市計画マスタープラン

令和２年３月　策定

発　行　益城町

編　集　都市建設課　都市計画係

〒861-2295　上益城郡益城町宮園 702

TEL：096-286-3340　FAX：096-286-4523

MASHIKI

益城町都市計画マスタープラン

令和２年３月

益城町　都市建設課　都市計画係
〒861-2295　上益城郡益城町宮園 702
TEL:096-286-3340　FAX:096-286-4523